

平成25年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第3号）

平成25年3月11日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第32号 平成25年度御宿町一般会計予算（説明まで）
日程第 2 議案第19号 御宿町総合計画の策定について
日程第 3 議案第20号 御宿町地域防災計画の策定について
日程第 4 議案第21号 御宿町障害者計画の策定について
日程第 5 議案第22号 御宿町国民健康保険特定健康診査等実施計画の策定について
日程第 6 議案第23号 平成24年度御宿町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第 7 議案第24号 平成24年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第 8 議案第25号 平成24年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第 9 議案第26号 平成24年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第5号）
日程第10 議案第27号 平成24年度御宿町一般会計補正予算（第7号）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	大野吉弘君	2番	新井明君
3番	石井芳清君	4番	中村俊六郎君
5番	土井茂夫君	6番	伊藤博明君
8番	小川征君	9番	瀧口義雄君
10番	滝口一浩君	11番	貝塚嘉軼君
12番	大地達夫君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	氏原憲二君	企画財政課長	木原政吉君
産業観光課長	藤原勇君	教育課長	渡辺晴久君
建設環境課長	佐藤昭夫君	税務住民課長	大竹伸弘君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	米本清司君

事務局職員出席者

事務局長 岩瀬由紀夫君 係長 市東秀一君

◎開議の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

平成23年3月11日、14時46分に発生した東日本大震災から今日で2年となります。

地震と津波による被害は甚大なものでした。

亡くなられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表するとともに、被災地の復興と大震災に遭われた方々の一日も早い心の復興をお祈りいたします。

ここで、亡くなられた方々に対し黙禱いたしますので、ご起立願います。

黙禱。

（黙禱）

○議長（中村俊六郎君） 黙禱を終わります。ありがとうございました。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願ひいたします。

6番、伊藤博明君より午前中欠席の届けが出ています。

本日の出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。なお、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定してください。

（午前 9時00分）

◎議案第32号の上程、説明

○議長（中村俊六郎君） 日程第1、議案第32号 平成25年度御宿町一般会計予算についてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） それでは、議案第32号 平成25年度御宿町一般会計予算案についてご説明申し上げます。

まず、平成25年度における町の財政見通しでは、町債に係る償還額は減少するものの、町歳入の根幹である町税のうち町民税が、震災後、長引く景気低迷等により減少が見込まれる中、高齢化の進展により、介護や後期高齢者医療、障害者福祉に係る扶助費等の社会保障費が増加しております。

このような状況下、平成25年度は第4次町総合計画の初年度となることから、基本構想に掲げました町づくりの4つの方針の実現に向けて予算編成作業を進め、町長からの指示や国の平成24年度補正予算などの調整を踏まえた予算編成となりました。

厳しい財政状況の中で、国・県の動向をより注視し、財源の確保に努めるとともに、議会からの提案、ご意見、さらには各種団体や委員会からの要望を踏まえ、効果的な予算配分を行いました。

次に、予算案の具体的な内容でございますが、予算書の1ページをご覧ください。

予算書の第1条でございますが、平成25年度の一般会計予算規模を歳入歳出総額30億円と定めるものでございます。

前年度当初予算に比べ4億9,000万円減、割合にして14.0%の減額となりましたが、減額の主な理由は、中学校屋内運動場建設が終了したことと、引き続き25年度に予定しておりました中学校屋外運動場整備事業等を、国の補正予算に合わせ、3月補正予算に前倒し計上したことによるものでございます。

次に、第2条でございますが、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為を定めるものでございます。

内容につきましては、第2表債務負担行為によりご説明いたします。

予算書の9ページをお開きください。

負担行為を設定する事項は、土地評価基礎資料作成及び市街地宅地評価業務委託で、期間は平成25年度から平成27年度までの3カ年。限度額を1,187万円とするものです。

内容は、平成27年度固定資産評価替えに向けての基礎資料作成委託でございます。

次に、予算書第1ページにお戻りいただきまして、第3条地方債ですが、地方債に関する規定でございますが、これにつきましては予算書の10ページ及び予算概要の17ページ、町債をご覧いただきたいと思っております。

地方債は、限度額合計2億500万円を計画し、借り入れする際の税率を3.5%以内とするものでございます。

地方債の内訳でございますが、中山間地域総合整備事業債につきましては、平成21年度から

実施しております中山間地域総合整備事業の町負担分にあたるもので、充当率は90%、後年度の交付税にて50%の財源措置があるものでございます。

臨時財政対策債につきましては、地方交付税からの一部振替措置であり、地方財政計画で見込まれる発行可能額の範囲内で借入れを行うものでございます。

水道企業団出資事業債につきましては、南房総広域水道企業団が実施する水管橋の耐震補強工事の町出資金に充てるもので、市町村出資金に対し充当率100%、後年度の交付税にて50%の財源措置があるものでございます。

消防施設整備事業債は、第二分団消防ポンプ自動車購入に充てるもので、充当率75%、後年度の交付税にて30%の交付税措置があるものでございます。

予算書の第1ページにお戻りいただきまして、第4条及び第5条につきましては、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の限度額並びに地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による項間の流用ができる場合について定めたものでございます。

それでは、歳入の各款ごとの内容でございますが、予算概要に基づいてご説明を申し上げます。

予算概要49ページをお開きください。

予算概要49ページですが、第1款町税は8億8,597万円となり、前年度と比べ1,023万円の減額となりました。

予算概要の49ページから改めてご説明いたします。

1款町税は、8億8,597万円となり、前年度と比べ1,023万円の減額となりました。

固定資産税は若干の伸びが見込まれるものの、24年中も景気低迷が続いたことから、町民税の個人・法人の減少があり、町税全体で1.1%の減額となりました。

2款地方譲与税から8款自動車取得税交付金につきましては、国の示す地方財政計画並びに県の推定値をもとに所要額を計上しております。譲与税全体で550万円の減額となっております。

なお、7款ゴルフ場利用交付金及び9款地方特例交付金は前年度と同額となりました。

10款地方交付税は、総額で9億9,500万円を計上いたしました。

国からは0.5%の減が示されておりますが、前年度の実績をもとに500万円を増加し、0.5%の増となりました。

12款分担金及び負担金は2億2,139万円で、前年度に比べ433万円の減額であり、民生費負担金や農林水産業費分担金の減額が主な理由でございます。

13款使用料及び手数料は7,819万円。前年度と比べ1,767万円の増額となっておりますが、ごみ収集手数料の増が主な理由でございます。

14款国庫支出金につきましては、1億3,574万円。前年度に比べ6,850万円の減額となりましたが、24年度で実施いたしました中学校体育館建設にかかわる国庫補助金がなくなったことが理由でございます。

15款県支出金は1億6,633万円。前年度より1,554万円の増額でございますが、保険基盤安定負担金、消防団総合整備事業や東日本大震災復興基金交付金、がんばろう！千葉県町村復興基金交付金700万円の増額が主な理由となっております。

16款財産収入は1,749万円で、39万円の増。前年度とほぼ同額でございます。

18款繰入金は1,310万円で、がんばろう！千葉県町村復興交付金310万円と、公共施設維持管理基金1,000万円の繰り入れを予定しております。

19款繰越金は前年度の実質収支を踏まえ、9,000万円を計上いたしました。

20款諸収入は5,689万円を計上し、前年度と比べ100万円の増。前年度とほぼ同額でございます。

21款町債は、先ほど第3表でご説明いたしましたが、中山間地域総合整備事業にかかわる農林水産債や交付税の振替措置である臨時財政対策債など、総額2億500万円を計上いたしております。

以上、歳入合計30億円でございます。

次に、歳出でございますが、予算書の30ページをお開きください。

1款議会費は7,330万円を計上いたしました。議会運営費や議員活動経費、議会だよりの発行経費等にかかわるものでございます。

臨時職員にかかわる経費、視察時のバス借り上げ料、タブレット端末購入経費等を増額計上しましたが、議員数の減により、前年度に比べ403万2,000円の減額となっております。

31ページからの2款総務費については、前年度に比べ446万2,000円の減額の5億5,380万7,000円を計上いたしました。全体の18.5%を占めております。

1項総務管理費は4億4,307万6,000円で、主な内容は、庁舎管理経費を初めとする事務管理経費のほか、電算機器の使用料、広報誌の発行、町有財産の管理、行政区運営補助や各種防災対策経費などでございます。

33ページ、1目一般管理費の15節工事請負費は、学校、保育所、公民館、B&G、清掃センターと本庁舎とのデータ通信網の整備を図り、事務の効率化を図るものでございます。

一般管理費全体では、24年度で職員用のパソコン購入が終了したこと等により991万5,000円の減額となります。

34ページ。3目財産管理費でございますが、11節需用費の光熱水費は、庁舎等の電気料の値上げにより68万6,000円増の886万円を計上しております。

以後、各費目の光熱水費は、電気料の値上げ分を見込んで計上しております。

13節測量委託は、六軒町浦仲地先の町有地境界確定測量を前年度に引き続き実施するものでございます。

15節工事請負費の電話回線工事は、ダイヤルイン表示の改修に伴う工事でございます。また、35ページ、解体工事は、旧職員住宅等の解体工事を実施するものでございます。

18節備品購入費は、総務課使用の公用車を購入するものでございます。

35ページ、4目企画費、8節報償費は、ボランティア活動に対するらくだポイントカードの交付や移住体験ツアー協力者への謝礼にかかわる経費を計上しております。

11節需用費、印刷製本費は、総合計画のダイジェスト版、全世帯に配付する経費でございます。

13節委託費の定住化促進体験ツアー業務委託は、移住体験ツアーにかかわる経費で、中山間地域総合整備事業実行委員会が漁業協同組合に協力をいただき定住化を促進するものでございます。

また、施設整備委託は、月の沙漠記念館に設立しております公共アクセスポイントのエリア拡大を図るものでございます。

36ページ、19節負担金補助及び交付金の魅力ある地域づくり補助金は、総合計画で目指します住民と協働による町づくりを一層進める観点から、当初予算で200万円を計上いたしました。

5目諸費は、防犯灯のLED化工事が24年度に終了したため、前年度に比べ325万2,000円の減額となっております。

7節防災諸費でございますが、各種防災訓練にかかわる経費と、37ページ、18節備品購入費で、災害時救命ボートや屋外音響システムと、自主防災組織に配付いたします資機材の購入、合わせて200万円を計上しております。

11節、東日本大震災復興基金、がんばろう！千葉県町村復興基金の25節積立金ですが、県からの交付予定の700万円を計上いたしました。

また、歳入でご説明いたしましたが、昨年度積み立てました基金の一部310万円を繰り入れ、基金の趣旨に基づき、防災関係備品の購入と観光振興策の財源に充てております。

37へ下段から39ページまでの2項町税費は、町税の賦課徴収にかかわる経費でございますが、39ページ、2目賦課徴収費、13節委託料で、固定資産評価替えに向けての不動産鑑定や土地評価資料策定委託のため、前年度より828万円の増額計上となっております。

40ページ中段からの選挙費は、選挙管理委員会経費と参議院議員選挙にかかわる経費を計上いたしました。

次に、42ページからの3款民生費でございますが、前年度と比べ3,325万1,000円増の8億220万4,000円を計上しております。歳入予算に占めます割合は26.7%で、年々増加しております。

1項社会福祉費は、民生費の77%を占めます6億1,693万7,000円を計上し、主な内容といたしましては、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療など各特別会計への繰出金のほか、老人福祉、障害者福祉にかかわる扶助費、社会福祉協議会への運営補助等が挙げられます。

43ページ、1目社会福祉総務費の13節委託料と15節工事請負費は、地域福祉センターの屋根改修、トイレの洋式化、和室床張りかえ等に係る経費でございます。

2目老人福祉費、13節委託料、生きがい対策支援事業委託には、総合計画策定の住民アンケートや懇談会で多くのご意見、要望のありましたシルバー人材活用にかかわる経費を計上しております。

また、44ページ、緊急通報システムサービス業務委託は、独居や高齢者のみ世帯、障害者世帯の緊急時の通報のための経費でございます。

28節繰出金、介護保険特別会計繰出金は、1億3,019万円となっております。

また、3目心身障害者福祉費は、前年度に比べ2,271万円増の1億6,615万5,000円を計上いたしました。増加の主な要因は、45ページ、20節扶助費につきまして、対象者の増加により更生医療、介護給付費が増加したことによるものでございます。

5目後期高齢者医療につきましても、前年度より1,654万1,000円増加しております。

2項児童福祉費につきましては、保育所並びに児童館、放課後児童クラブの運営にかかわる経費のほか、児童手当にかかわる経費を見込み、1億8,526万7,000円を計上しております。

46ページ、1目児童福祉総務費の13節委託料の子ども・子育て支援調査は、国庫補助を受け、子ども・子育て支援にかかわる調査を実施するものでございます。

47ページ、2目児童措置費につきましては、制度改正等により644万5,000円の減額となりました。

また、3目保育所費の減は、職員年齢層の変化による職員給与の減が主な要因でございます。

49ページからの4款衛生費は、前年度に比べ1,856万8,000円増の5億4,085万5,000円を計上し、全体の18%を占めております。

1項保健衛生費は、町民の健康管理促進に資する各種検診事業、感染症予防や子供医療費にかかわる経費のほか、国保国吉病院負担金、環境衛生にかかわる経費など、1億4,955万6,000円を計上いたしました。

50ページ、2目予防費は、13節委託料の予防接種事業委託で、4種混合不活化ポリオ接種が個別接種になったことから増加しております。

51ページ、3目環境衛生費は、前年度と比べ397万5,000円の増となりましたが、主な理由は、52ページ、19節負担金補助及び交付金の火葬業務負担金について、大原聖苑、炉の改修に伴い負担増となったことや、住宅用太陽光発電導入促進事業の補助枠数を拡大したことによるものでございます。

また、18節備品購入費は、ミヤコタナゴ生息地環境保全のため、自動撮影カメラ、イノシシ用電気柵の購入費用でございます。

4目子供医療費対策費では、20節扶助費、子供医療対策事業を、引き続き少子化、子育て支援対策として中学校3年生までの医療費助成を実施いたします。

53ページからの2項清掃費は、清掃センター運営費や合併浄化槽設置補助のほか、広域ごみ処理施設建設や夷隅環境衛生組合への負担金で、3億5,654万5,000円を計上いたしました。

54ページ、2目塵芥処理費の11節需用費光熱水費は、電気料金値上げにより404万2,000円の増となっております。

13節委託料の精密機能検査委託は、3年に1度焼却施設の設備、装置の状況を調査するものでございます。また、指定ごみ袋清掃委託には、利用者の要望を踏まえ、10リットル容器のごみ袋も製造いたします。

15節工事請負費は、清掃センター施設補修にかかわる経費でございます。

55ページの3項上水道費は、町水道事業の安定的な運営と供給単価の抑制を目的に2,000万円を補助するほか、南房総広域水道企業団に対する補助及び出資でございます。

また、55ページ、4項予防費は、後期高齢者医療の特定健診にかかわる経費でございます。

5款農林水産業費は、中山間地域総合整備事業負担金の減等により1,585万7,000円減額の7,203万9,000円を計上いたしましてしております。全体の2.4%でございます。

1項農業費は、農業委員会経費やイノシシを初めとする有害鳥獣被害対策、各種農業振興にかかわる経費を計上いたしました。

57ページ、3目農業振興費の8節報償費は、有害鳥獣対策の充実を図るための経費でございます。

また、11節需用費の消耗品では、中型動物確保おり20基の配備を予定しております。

同じく需用費、賄い材料費は、各種イベントでの地元農産物の試食による紹介や地産地消の拡大を図るための経費を計上しております。

58ページ、2項林業費に移り、2目林道整備費、15節工事請負費は、林道岩和田線の整備でございます。

59ページ、3項水産業費は、種苗放流や漁獲共済補助等の水産振興経費を計上しております。

1目水産業振興費、11節需用費の賄い材料費は、農業振興と同様に、御宿特産のサザエと米の紹介を各種イベントで紹介する経費を計上いたしましてしております。

13節委託料、漁礁設置計画策定業務委託は、今後、国の補助を受け、アワビ育成用漁礁を設置するための計画策定委託でございます。

また、2目漁港整備費で、御宿漁港市場脇部分の修繕を予定しております。

6款商工費は、前年度に比べ1,128万7,000円増の1億492万6,000円を計上いたしました。

60ページ、2目商工振興費の11節需用費は、農業・漁業・商工業連携事業として、町の特産品を開発するための経費を計上しております。

19節負担金補助及び交付金、商工会補助は、地域経済の活性化のため、商工会が行う各種振興事業に補助するものでございます。

3目観光費は、1,066万2,000円増の5,742万8,000円を計上しており、11節需用費、消耗品費で観光キャンペーン用のノベルティグッズや印刷製本費で体験型観光、パンフレットの作成、修繕料では、観光施設や公衆トイレ修繕の経費を計上し、観光客の誘致と施設整備を図ってまいります。

61ページ、13節委託料の観光企画作成委託は、伊勢えび祭りや海の花祭り、ビーチバレーボール大会等、地域資源を効果的に活用しながら、産業間連携のもとで実施をいたします。

看板作成委託は、圏央道開通に伴い、御宿への誘導サインを設置するもので、財源としてがんばろう！千葉県町村復興基金を充てております。

また、観光インフォメーション委託は、県の緊急雇用創出事業を活用し、観光客への情報提供を図るものでございます。

ONJUKU de メヒコは、新しい試みとして、海水浴期間中に御宿独自のにぎわいを演出するため、メキシコ伝統文化の紹介を含めました小イベントを開催し、イメージアップを

図るものでございます。

19節負担金補助及び交付金の各種負担金は、ライフセービング国際大会会場誘致を視野に、ライフセーブウィークを実施するもので、仮称ライフセーブ世界大会実行委員会に補助するものでございます。

62ページお移りいただきまして、4目月の沙漠記念館管理運営費、15節工事請負費200万円は、記念館の雨漏り補修工事でございます。

63ページ、5目町営プール管理運営費の11節修繕費420万円は、プールろ過装置、起流ポンプ、スライダー系統の修繕費で、安全な施設運営に努めてまいります。

64ページ、7款土木費は6,600万8,000円の計上でございます。国の24年度補正予算に伴い、一部前倒しで実施する事業もあったことから、前年度に比べ1,097万1,000円の減となっております。全体の2.2%を占めております。

1項土木管理費は、職員人件費は団体負担金等3,086万3,000円を計上いたしました。

65ページ、2項道路橋梁費は2,073万4,000円を計上し、2目道路新設改良費、13節委託料、設計業務委託で、砂丘橋周辺のバリアフリー化を進めるほか、生活関連道路の維持管理を計画的に実施いたします。

66ページ、3項住宅費は、町営住宅の維持管理経費のほか、13節委託料で、公営住宅長寿命化計画を策定し、老朽化した町営住宅の対応、検討を進めてまいります。

68ページからの8款消防費でございますが、町消防団の活動経費や広域常備消防への負担金等にかかわる経費として2億2,297万9,000円を計上いたしました。第二分団消防ポンプ自動車の購入等もあり、前年度に比べ2,431万1,000円の増で、全体に占める割合は7.4%でございます。

1目常備消防費は、広域常備消防に対する負担金でございます。

2目非常備消防費は、地域住民の安全で安心な生活を守るため、町消防団の活動等にかかわる経費でございます。各種訓練や消防団フェスタを開催し、町民や子供たちへの防災意識の啓蒙と消防団活動のPRを実施し、将来的な団員確保につなげてまいります。

69ページ、3目消防施設費、15節工事請負費の建物解体工事は、旧上布施消防団詰所の解体を行うものでございます。

次に、70ページからの9款教育費でございますが、中学校体育館の建設が終了したことやグラウンド整備工事が町の補正予算の関係で前倒しになったこと等により、前年度に比べまして5億2,332万6,000円減額の1億9,051万9,000円の計上となりました。全体の6.4%を占めてお

ります。

1項教育総務費は、教育委員会運営経費やALT、英語指導助手にかかわる経費等でございます。

72ページ中段からの2項小学校費でございますが、小学校の運営経費や教育振興経費にかかわるものです。

なお、73ページ下段の工事請負費は、低学年用トイレの洋式化や用具倉庫の新設、老朽化した遊具の改修や給食用エレベーターの改修工事でございます。

18節備品購入費は、シュレッダーや作業用一輪車購入のほか、タブレット端末を購入し、全クラスに1台配備するものでございます。タブレット端末配備につきましては、中学校、布施小学校も同様でございます。

74ページ、3目組合活動費は、布施学校組合の負担金で、25年度から校舎の耐震化、大規模改修を計画的に進めるため、負担金額が増加しております。

続きまして、3項中学校費は、御宿中学校の運営経費や教育振興経費にかかわるものでございますが、76ページ、2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金の小中学校音楽鑑賞補助は、県補助事業を活用し、小学校高学年、中学生を対象に、日ごろは味わえない生の音楽演奏を鑑賞する機会を提供するもので、ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉を招き、音楽鑑賞教室を実施するものでございます。

次に、76ページ下段からの4項社会教育費でございますが、公民館運営費や資料館費、文化財保護費などで、77ページ、1目社会福祉総務費、8節報償費の謝礼金は、公民館で開催しますメキシコ、スペイン、各友好公演にかかわる経費でございます。両大使館と連携して実施するものでございます。

79ページ、2目公民館費、15節工事請負費380万円は、大ホール、舞台つりもの設備の改修、排煙窓オペレーターを取りかえ、屋上外壁補修を実施するものでございます。

18節備品購入費、公有財産購入費は、公民館の車を買いかえるものでございます。

また、80ページ、3目資料館費、15節工事請負費は、資料館入り口ドア取りかえ工事、屋上防水改修工事を実施するものでございます。

4目文化財保護費、13節委託料、看板作成委託は、文化財表示看板を更新するもので、今後毎年実施していく予定でございます。

81ページからの5項保健体育費ですが、体育施設運営経費や共同調理場運営にかかわるものでございます。

82ページの2目体育施設費、15節工事請負費は、旧岩和田小学校体育館のガラス戸交換工事で、消防法により指摘を受けたため改修するものでございます。

また、83ページ下段、3目学校給食費、18節備品購入費は、調理用オーブン、野菜皮むき機、調理台等を購入するものでございます。

84ページ、10款災害復旧費でございますが、科目設定として1,000円を計上しているものでございます。

11款公債費につきましては、3億7,036万2,000円を計上し、前年度に比べ1,874万9,000円の増額となります。全体の12.3%を占めております。

12款予備費は、地方自治法における予備費の設定の趣旨を踏まえ、前年度同額の300万円を計上いたしました。

以上、予算総額を30億円とするものでございます。

なお、平成25年度予算にかかわる主要事業等につきましては、予算概要の19ページから47ページ、また性質別経費につきましては、予算概要の53、54ページにお示ししてございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（中村俊六郎君） 本日は、議案第32号 平成25年度御宿町一般会計予算の説明までとし、質疑、討論、採決については、最終日の21日に行います。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、議案第19号 御宿町総合計画の策定についてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 議案第19号 御宿町総合計画の策定についてご説明申し上げます。

初めに、現在までの達成経過についてご説明いたします。

現在の第3次町総合計画の基本構想は、平成24年度を目標年度として終了することから、新たに平成25年度を初年度とし、平成34年度を目標年次とする10カ年の第4次町総合計画の策定につきまして、一昨年の7月より町若手職員の総合計画策定作業部会並びに課長職で構成します策定本部会の原案策定に始まり、昨年の4月には、町民の皆さん1,500名や中学3年生60名

を対象としたアンケート調査、今後の町づくりに対する意見公募をいたしました。

アンケート調査結果やご意見をもとに、基本計画のテーマ別に、公募委員を含めました3つの策定懇談会、委員合計53名でございますが、策定懇談会に基本計画についてご協議をいただいております。

なお、アンケート結果や各策定懇談会でご議論された内容につきましては、町広報紙5月号と11月号でそれぞれ町総合計画策定の特集を掲載し、町民の皆様にお知らせしております。

策定懇談会での協議結果を踏まえ、議会議長、各常任委員長、行政区、各団体長の13名の委員で構成いたします総合計画策定委員会で会議を重ね、10月までに取りまとめ、総合計画案を町長へ答申いたしました。

また、この答申内容を踏まえ、各課長職による本部会で協議し、総合計画案に反映させるとともに、これに基づく前期アクションプランの素案を策定いたしましてしております。

12月に執行されました町長選挙後、町長の施策との調整、指示事項を踏まえ、さらに総合計画案を調整し、1月18日から2月18日までパブリックコメントを実施しております。

また、1月27日曜日には公民館で住民懇談会を開催し、総合計画案の説明と、それに対するご意見をいただいております。

2月6日には6回目の策定委員会を開催し、前期アクションプランの説明と最終的なご意見をいただいております。

2月8日には総務常任委員会、また2月21日には全員協議会で、前期アクションプラン案を含めました総合計画案をご説明しております。

また、2月18日でパブリックコメントが終了しておりますので、いただいた9名からのご意見、ご提案については、関係課と調整し、その内容や対応につきましては、今後町ホームページでお知らせいたします。

それでは、改めまして、第4次町総合計画案の概要についてご説明いたします。

お配りしました資料、第4次町総合計画（案）をご覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、総合計画の構成でございますが、第1章が総合計画の基本的な考え方。第2章が8ページからの基本構想。第3章が13ページから始まります前期基本構想（施策項目）は、計画中の実施する施策の項目をまとめたもので、第4章、28ページから87ページは前期基本計画、現状と課題、取り組む施策となっております。

まず、第1章、基本計画の基本的な考え方の1ページ、総合計画の策定にあたってですが、総合計画策定にあたっての経過や考え方をまとめたものでございます。

2 ページ、総合計画の構成と期間でございますが、3 ページ、4 ページもあわせてご覧いただきたいと思いますが、総合計画は、基本構想、基本計画、アクションプランの三部構成で、基本構想は、将来に向けた町づくりの基本理念と将来像、施策展開の基本的な考え方を示したものでございます。期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間といたします。

これまでの町づくりで培われた経験を十分に踏まえた中で、笑顔と夢が膨らむまち ともに支え合う挑戦と再生を基本理念に掲げ、安全安心の暮らし実現、福祉・教育の充実・子育て支援、自然環境の活用と保全、産業連携と活性化の4つを、特色ある町づくりに向けた重点項目として定め、住民が希望を持ち、住んでよかったと思う町づくりを目指します。

基本計画は、基本構想に基づき実施する基本的な施策を示すもので、施策の長期的目標と主要施策を示したものでございます。

町の持つあらゆる地域資源を最大限に活用する中で、分野別の具体的な柱として10のちからを設定いたしました。

期間は、平成25年度から29年度までの5カ年を前期基本計画、平成30年度から34年度までの5カ年を後期基本計画とし、今回は前期基本計画を定めるものでございます。また、後期基本計画については、前期基本計画の4年目となる28年度から意見の公募等を実施し、29年度に策定する予定となっております。

次に、アクションプランでございますが、基本計画に基づいた事業の実施にかかわる年次計画と財源的裏づけを定めるもので、予算編成の指針となるものでございます。

期間は、基本計画と同様、25年度から29年度までが前期アクションプラン、30年度から34年度までが後期アクションプランとし、今回は前期アクションプランを定めるもので、必要に応じローリングを行ってまいります。

次に、総合計画の前提となります町将来人口の推移でございますが、5 ページには、国勢調査における平成7年から平成22年度までの15年間の人口推移でございます。15年間で人口は8,129人が7,738人と391人減少。減少そのものは、近隣市町と比べますと、転入者が多いこと等から緩やかでございますが、うち14歳以下の年少人口は、構成比で11.8%から8.5%となり302人減少と少子化が進み、逆に65歳以上の高齢人口は構成比で27.7%から40.6%となり887と増加、高齢化が大きく進んでおります。また、1世帯当たり人口も3.1%から2.5%へと核家族化が進んでおります。ちなみに、平成22年の国の高齢化率は22.8%となっております。

続きまして、6 ページをご覧ください。

町の将来人口目標の設定でございますが、過去の人口推移をもとに、人口推移では一般的に

採用されておりますコーホート法で推計をいたしました。

これによりますと、平成22年に7,738人であった町人口は、5年後の前期基本計画終了年、平成29年には7,195人、基本構想の目標年次であります10年後の平成34年には6,707人となり、町の高齢化率は54%を超える結果となっております。

ほかの人口推計方法でも若干の差はございますが、おおむね1,000人程度減少する見込みとなっております。

今回の町総合計画では、今まで定めた数次の町基本構想で初めて人口が減少する将来人口の目標設定となりましたが、定住化対策推進や安全・安心な生活環境基盤の整備、福祉・教育・子育て支援や産業振興等を進めることにより、人口目標を平成29年には推計値より200人増の7,400人、目標年次であります平成34年には300人増の7,000人と設定いたしました。これによりましても、目標年次の平成34年の年少人口は、構成比5.9%の413人、高齢人口は構成比の52.7%の3,689人と、住民の半数以上が高齢者となっております。

また、7ページ、就業人口推計では、就業人口は平成22年国勢調査では、就業人口総数3,119人が、12年後の平成34年には359人減の2,760人となり、特に第1次産業は6.5%の180人、第2次産業が13.4%の370人、第3次産業は80.1%の2,210名の見込みとなっております。

続きまして、8ページをご覧ください。

第2章基本構想は、先ほどご説明しましたように、町づくりの4つの目標、住民協働による豊かな暮らしと安全安心の町づくり、地域で支え助け合う子育て・福祉と教育の町づくり、景観美化と自然環境を活かした町づくり、地域の強みを活かした賑わいある町づくりのもと、合わせて10のちからを配置する構成となっております。

基本計画は、この10のちからの下に、各施策ごとの現状、課題と取り組む施策をまとめたものでございます。

9ページより、基本構想についてご説明いたします。

住民協働による豊かな暮らしと安全安心な町づくりには、地域と住民のちから、安全安心を支えるちから、財産を活かすちからがでございます。

まず、地域と住民のちからでございますが、地域の実情に応じた充実した町政運営を行うため、町民や各種団体、ボランティア等の地域のちからを結集した町づくりを進めるとともに、収入と行政需要とのバランスを図りながら計画的な財政運営に努め、また新たな時代に対応した町づくりを推進いたします。

高齢化の進展と人口減少が想定される中、全庁的な取り組みにより定住化促進や交流人口増

加策を進めるほか、多様化する行政需要に対応するため、広域的な連携が図れる体制づくりの推進、除法効果に対応した行政システムの運営・事務の効率化を図るとともに、住民サービスの向上に努めます。

2項の安全安心を支えるちからは、災害に強い町づくり、交通事故や犯罪の起こりにくい町づくりを進めるため、防災・防火意識高揚と消防体制の充実を図り、災害予防、被害の軽減、的確な災害対応に努めます。また、自主防災組織の育成強化と住民相互扶助意識の醸成を推進いたします。

交通事故防止、犯罪抑止対策として、子供や高齢者の交通安全対策の強化、SSTパトロール隊を中心とした地域ぐるみ防災活動を支援してまいります。また、高齢者を中心に消費者被害の未然防止のため、関係機関と連携し、情報提供や窓口相談の充実にも努めます。

10ページに進みまして、3項目め、財産を活かすちからは、町有地の適正管理と有効活用を図り、計画的な土地利用を進めます。

公共施設については、施設の安全確保、効率的・効果的な管理運営を図ります。

地域で支え助け合う子育て・福祉と教育の町づくりは、育み支え合うちから、次代を担うちから、文化を継承するちからの3つのちからに区分され、育み支え合うちからは、福祉・子育てについて、全ての住民が地域社会の中で支え合い、安心して生活できる福祉の町づくりを目指し、高齢者の生きがい対策や地域力、福祉力を高める取り組みを進めてまいります。

また、少子化や核家族化に対応し、子育て支援策に取り組むとともに、児童施設の維持管理や整備を図ってまいります。

住民の健康維持、増進のため、各種の検診や予防対策、健康教育等の保健事業を推進し、住民が安心して医療を受けることができる地域医療体制の構築を進めてまいります。

2項目の次代を担うちからでは、学校教育、社会教育の推進で、まず学校教育では、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を推進し、町の次代を担う子供たちの生きるちからの育成を図ってまいります。

家庭、学校、地域、行政がより連携を深め、教育活動を推進するとともに、計画的な施設整備を行い、教育環境の整備に取り組んでまいります。

また、社会教育では、町民一人一人が学習を通じ、生きがいを持ち、充実した生活を送れる町づくりを進める環境づくりを進めてまいります。

11ページに移りまして、3項めの文化を継承するちからでは、地域に受け継がれてきた文化や歴史、史実等に対して、子供たちや住民が誇りと愛着を持てる町づくりを進めるとともに、

御宿ならではの地域資源を活用と情報発信に努めてまいります。

また、姉妹都市交流や国際交流活動については、行政と住民、関係団体との連携を強化して、交流事業を通じました町の活性化を図ってまいります。

3番目の景観美化と自然環境を活かした町づくりは、良好な生活環境をつくるちから、生活基盤を向上させるちからの2つがございまして、良好な生活環境をつくるちからでは、美しい里海、里山、豊かな自然環境を保全、活用し、景観に配慮した暮らしやすい生活環境を整えてまいります。また、行政、住民、事業者が一体となって、ごみの減量化や資源循環型社会の構築に取り組むとともに、地域ぐるみの環境美化対策を進めてまいります。

2項目めの生活基盤を向上させるちからでは、道路や排水、橋梁等の基盤整備・維持管理を計画的に行うとともに、県や関係市町と連携し、幹線道路や生活関連道路の整備を行ってまいります。また、住民アンケートでも要望が多かった、高齢化に対応した地域交通対策のほか、公営住宅、水道、河川、公園等の住環境整備を進めてまいります。

12ページの地域の強みを活かした賑わいある町づくりは、魅せる観光のちから、賑わいを生むちからの2つがございまして、魅せる観光のちからでは、首都圏に位置し、豊かな自然環境や歴史文化、食など、地域資源を最大限に活用した魅力ある観光施策を進めるため、地域自然に磨きかけた御宿独自の観光振興策を進めるとともに、住民、観光客が快適に過ごせる環境づくりを進めてまいります。

このためにも、行政や各種産業、関係団体との連携を図りながら、地域資源の掘り起こしや活用、体験型観光、近隣市町と連携した広域的な観光振興対策、情報化に対応した地域情報の提供を進め、住民の皆さんとともに住民が主体となった観光施策を進めてまいります。

2項目の、賑わいを生むちからでは、地域の主要産業であります農業、漁業、商工業の振興を進めるもので、地域資源の保全、環境整備を行うとともに、生産力の維持・向上や販路の拡大、里山や里海を活用した都市住民との交流による体験型産業の推進等、御宿独自の付加価値を考え、交流人口の増加による産業振興策を進めてまいります。

農業振興では、基盤整備を進め、農地の活用を図るとともに、中核農家の育成や新規就農者の募集を進めます。

漁業では、磯根の環境整備や資源管理型漁業に加え、6次産業化を進め、商工業、農業と連携した地域経済の活性化を図るとともに、地産地消を高める仕組みづくりに取り組んでまいります。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

説明の途中ですが、10分間休憩します。

(午前10時04分)

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前10時19分)

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） それでは、次に、この基本計画に基づきます前期基本計画についてご説明いたします。

15ページをお開きください。

前期基本計画は、基本構想に基づき、平成25年度から29年度までの5カ年間で取り組む主要な施策について示したもので、10のちからごとにそれぞれの施策項目を分け、現状と課題、取り組む施策を示しております。

具体的には、地域と住民のちからには、住民自治、行政運営、財政運営、広域行政、行政事務の効率があり、以下、各ちからごとに主要施策の項目がございます。

16ページから27の第3章前期基本計画は、28ページから始まります第4章前期基本計画のうち、取り組む施策項目のみをわかりやすいようにまとめたものでございます。

第3章前期基本計画施策項目と28ページから87ページまでの第4章前期基本計画は、住民アンケートの結果等をもとに、各策定懇談会でご議論の上取りまとめていただき、最終的に策定委員会で調整を諮り、ご承認いただいたものでございます。

本来であれば詳細な説明が必要でございますが、策定懇談会や総務常任委員会等の説明と重複し、時間の関係等もございますので、省略し、アクションプランの説明に移らせていただきます。よろしく申し上げます。

前期アクションプラン（案）をご覧ください。

まず1ページ、前期アクションプランは、前期基本計画に基づき、平成25年度から平成29年度までの5カ年間に計画する事業名と事業費、実施年度を示しており、国・県の施策や財政状況等により必要に応じ更新するものです。

また、2ページ、前提として、公共施設における維持管理経費について1,000万円を超える規模のものを原則として掲載していること。

国の施策や制度改正に伴う対応や緊急・突発的な事項については、適宜協議すること。

平成26年度以降における前期アクションプラン事業は、事業費枠として計上しており、今後の財政状況等に応じて、毎年度、予算査定で額の調整を行うということになります。

3ページは、前期アクションプラン期間中の財政推計を示したもので、決算見込みをベースに推計したもので、前期アクションプランに掲載された事業を踏まえ、計上しております。

協議・検討中の事業については、事業の実施段階において追加いたします。また、社会情勢の変化や国・県の施策や制度改正により、推計値が変動する場合がございます。

4ページにつきましては、前期アクションプランの集計となっております。

なお、内容につきましては、2月21日開催の全員協議会后、再度調整いたしましたので、前回説明と一部変更がございます。

表の中の数字が2段となっておりますが、上段が事業費で、下段がうち補助金等を除いた町の一般財源充当額となっております。

5ページの地域と住民のちからからご説明いたします。

行政運営でございますが、らくだカードポイント付与事業は、住民と協働の町づくりを進めるため、現在実施しております町ボランティア団体に対するポイント事業を継続して実施しております。

新規設立NPO法人活動補助制度は、25年度中に制度を検討し、25年度から新設され、町づくりに寄与するNPOの活動補助制度を設けるものでございます。

各課連携による定住化促進体験ツアーは、25年度以降も定住化の推進対策として、都市部住民の体験ツアーを実施していくものでございます。

公共アクセスポイント推進事業は、25年度には、現在、月の沙漠記念館内で利用できます公共アクセスポイントのエリアを、前のらくだ像や海岸周辺まで利用できるよう拡大するもので、26年度は、アクセスポイントを利用した場合、町のホームページを経由するようシステムを改めるものでございます。

広域行政では、広域ごみ処理施設建設事業及びいすみ衛生センターの基幹的設備改良事業に係る町負担金と元利償還金を計上しております。

行政事務の効率化では、29年度に予定されております住民記録等の基幹系システム更新経費を、25年度以降の情報系システム更新経費を計上しております。

地域と住民のちから合計では、1億8,447万2,000円のうち、一般財源同額となっております。

次に、安全安心を支えるちからでは、消防防災で、地域防災計画に基づいた消防防災対策事業として600万円、がんばろう！千葉基金を財源としておりますが、25年度には自主防災組織

配布備品や救命ボート、屋外用放送設備を予定しております。以後、地域防災計画に基づき、事業を実施いたします。

防災行政無線デジタル化事務では、平成34年の防災無線がデジタル化に向けまして、32年を目途に1億円の基金を創設するため、28年度から基金を積んで準備をするものでございます。

消防団詰所の建設等事業は、25年度に旧上布施分団を解体し、以後、消防団活性化検討委員会の協議を受け、2分団詰所、1分団詰所等の建設をするもので、協議が調い次第、事業費を計上するものでございます。

消防ポンプ車更新は、購入後20年を経過した消防ポンプ車を計画的に更新するもので、25年度が第2分団新町、26年度が第1分団久保、27年度が実谷、28年度が須賀、浜の計画となっております。

交通安全防犯では、交通安全対策事業（駐車場違反对策）として、いすみ警察署の要請により、月の沙漠道路山側に駐車禁止用ポールを設置するものでございます。

安全安心を支えるちから合計では、6,517万4,000円のうち、一般財源は2,029万9,000円となっております。

6ページに移りまして、財産を活かすちからでは、土地利用では、平成28年度に予定している都市計画基礎調査、都区計画図にかかる経費の計上と、地図混乱地域測量は、町有地の売却、有効活用を進めるため、現在実施しております六軒町地先町有地の境界画定事務に引き続き、須賀、浜地先の町有地についても境界画定を行うものでございます。

公共施設では、旧御宿高校校舎施設整備事業は、町が利用する普通教室棟について、電気・水道等のライフラインの復旧をするもので、中央国際学園側の工事着工を見きわめた上で、6月補正で計上し、9月に完了を予定するものでございます。

旧岩和田小学校校舎耐震改修は、現在、町有財産活用検討委員会での協議結果を受け活用方法を決定いたします、旧岩和田小学校普通教室棟の耐震化と雨漏り対策経費を平成26年度に計上しております。財産を活かすちからの事業費合計では6,176万9,000円、うち一般財源5,456万9,000円でございます。

育み支え合うちからでは、地域福祉で、お出かけ支援事業として、高齢者を対象としたお出かけ支援事業で、25年度に仮称地域公共交通活性化協議会を設置し、26年度からの実施を予定しております。

児童福祉で、保育所施設等建設事業は、今後設置される協議会の結果を受け、27年度までに整備を計画するものでございます。方針の決定を受け、事業費を計上いたします。

高齢者福祉では、緊急通報システムサービス事業を継続、高齢者の生きがいつくり事業に合わせ、住民アンケートや策定懇談会でご意見の多かった高齢者の体験や能力を生かした働く場の環境づくり事業を進めるための事業費をそれぞれ計上しております。

保健・医療では、子供医療費助成の拡大について協議を進め、高校3年生までの医療費助成を27年度より実施する予定でございます。

育み支え合うちからが、現状の集計で、事業費4,160万9,000円、一般財源も同様でございます。

次、次代を担うちからは、学校教育で、児童生徒、教職員用のパソコン整備費用、24年度からの繰り越し予定の中学校屋外運動場改築事業の事業費と、公共施設維持管理基金を充て実施する御宿小学校整備事業の事業費、これにつきましては、備考に記載してございますが、25年度に校舎排水改修の調査、26年度に校舎排水改修と校門から国道までの校庭擁壁改修工事、27年度には校舎東側外壁補修、校舎裏側の擁壁改修工事を予定しております。

学校給食共同調理場整備ですが、26年度より協議を進め、27年度に設計、28年度に工事を予定しており、財源については学校建設金の充当を予定しております。

布施小学校校舎等耐震・大規模改修に係る負担金は、25年度から27年度にかけて実施する布施小学校校舎、体育館の耐震・大規模改修にかかわる町負担金でございます。

社会教育の公民館整備事業は、25年度に公民館の排煙窓取りかえ等や28年、29年度で実施いたします空調設備改修工事の事業費でございます。

旧岩和田小学校体育館ガラス戸改修は、消防検査で指摘を受け、体育館のガラス戸を改修するものでございます。

B & G 体育館整備事業は、25年度に玄関の扉、雨どいの修理と、29年度には財団の補助を受け、アリーナの表面補修を実施する事業でございます。また、B & G プール整備事業は、27年度にプールのテント幕改修と循環器の交換を図る予定でございます。また、B & G 野球場整備事業は、28年度に野球場及び関連施設の整備を実施するものでございます。

次代を担うちから事業費合計では、2億2,157万8,000円のうち一般財源は6,600万5,000円でございます。

次に、次ページに移りまして、文化を継承するちから。

文化財表示板の更新、無形民俗文化財保存育成、ミヤコタナゴの保護・増殖、国際交流事業にかかわる事業費を計上しております。

事業費合計1,648万3,000円、一般財源も同額でございます。

良好な生活環境をつくるちから、ごみ・汚水処理では、29年度稼働予定の広域ごみ処理施設稼働までの町清掃センター施設整備費、家庭用小型合併浄化槽設置事業、平成25年度に啓蒙事業として実施します、ろ過紙配布事業、28年度に実施する污水適正処理構想見直しによる事業費を計上しております。

水資源では、ため池修繕事業と水源水質の保全と良質な水源水質の確保として、町の主要河川の水質検査を実施する経費でございます。

良好な生活環境をつくるちから事業費合計は1億7,796万2,000円で、一般財源は6,365万2,000円でございます。

9ページの生活基盤を向上させるちからでございますが、道路交通網で、橋梁補修整備事業は、26年度に地曳橋の補修設計、27年度に補修工事、28年度に文教橋の補修設計と点検、29年度に文教橋の補修工事とその他6橋の修繕計画を実施するものでございます。

砂丘橋周辺バリアフリー整備事業は、交差点協議を含め、25年度で設計、26年度で補助協議をし、27年度に工事を実施するものでございます。

舗装改良事業、排水整備は、地域の要望をもとに計画的に修繕を進めるものでございます。また、25年度に道路改良計画を策定いたします。

鉄道・バス路線は、高齢化の進展と、住民アンケート調査や策定懇談会でも要望の多くありました町内巡回バスの運行について、25年度に協議し、早ければ26年度よりの実施を考えております。

住宅でございますが、木造住宅耐震改修工事費補助と26年までの国の補助制度のある住宅リフォーム補助の事業費、25年度に町営住宅長寿命化計画を策定し、この結果に基づき整備方針を決定いたします。

また、全町公園化事業は、協議を進め、結果を踏まえて実施いたします。

生活基盤を向上させるちから事業費合計は9,414万円で、一般財源は3,923万円でございます。

次に、魅せる観光のちからでございますが、観光企画推進事業は、各種観光イベント開催による事業費、体験型観光推進事業及びサイクリング観光地整備事業は、新たな体験、交流観光プログラム等に関する事業費でございます。

日西墨交通発祥記念碑大型車駐車場整備事業は、メキシコ記念公園付近に大型駐車場を整備するもので、25年度より協議を進めてまいります。

観光案内サイン整備事業は、圏央道開通に伴う御宿町への誘導サイン設置や町内観光案内サインの整備・改修を実施するものでございます。

月の沙漠記念館大規模補修は、記念館の雨漏り改修等、計画的な改修を進めるものでございます。

観光地ブランド化事業は、農業、漁業、商工業と連携し、特産品の御宿ブランドを進めるものでございます。

魅せる観光のちからの事業費合計6,080万円、一般財源は4,990万円でございます。

最後になりますが、10ページ、賑わいを生むちからでございますが、人・農地プラン作成事業、農地・地域環境保全共同活動支援は、県の補助を受けて実施するものでございます。

平成24年度事業完了予定の中山間総合整備事業にかかわる事業費及び有害鳥獣対策の事業費を計上しております。

水産業費は、漁礁整備事業として、資源管理型漁業の基盤整備として漁礁を整備する事業でございます。

賑わいを生むちからの事業費合計は1億41万7,000円で、一般財源は4,994万2,000円でございます。

また、アクションプランを補完するため、基本計画の項目に対応したゼロ・チャレンジプランを現在各課と調整中ございまして、3月中に取りまとめ、今後進行管理を図ってまいります。

以上、総合計画についてご説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 5番、土井です。

この町総合計画、10カ年ということで、この御宿町の行く末を考える本当に大事な案だと私は思っております。そして、克明な説明を受けた中で、本当に笑顔と夢が膨らむ町づくりなのか私は疑問でなりません。それは、冒頭に課長が説明したとおり、若手の公務員を中心につくった、これが売りだということだったんですけれども、私はこの10カ年は、町の人口のいろんな世代層を合わせてこの10カ年をつくるべきだったんじゃないかなと、そう思います。

なぜ笑顔と夢が持てない案なのかといいますと、やっぱり若手公務員たちの夢はここに育まれているだけなんです。若手公務員がどういう夢を持っているか、私は余りよくわからないですけれども、多分私は堅実的な夢、そういう夢じゃないかなと。決して現実的な夢が、私は悪いと言っているんじゃないんです。でも、いろんな若者がいるんです、御宿町には。漁業を継

いでいる若者、商工業を継いでいる若者、いろんな若者となぜこの案をつくらなかったのかなという疑問を私は持っています。ですから、この笑顔と夢が育む町づくり案にはなっていないんじゃないかなと。私は、意外と行政が一方的につくる案じゃないかなと。

結局、協働の町づくり、町づくりと言いますがけれども、決して協働の町づくりではなくて、若手公務員の夢を達成するための町づくりじゃないかと。そのようにこの案を見て考えざるを得ません。私は、やっぱりみんな、8,000人の人口が協働で本当に分かち合えるような町づくりが本当に必要だったんじゃないかと。

それよりも、批判的なことばかり言ってもしょうがないですけれども、結局こういうアクションプランを見ても、お金さえあればできるんです、お金さえあれば。という町づくりだと思います。意外とソフト的な面は余り無視されているなというのが私の感想ですよ。

総務委員会に私が入っていないものですから、初めて私はそういう意見を述べさせてもらえますけれども、本当はこの町づくり全体は、議会の総務委員会、もちろん全委員会が総合的に考える案じゃなかったのかなと、このように思います。

それで、個々に私は質問していきたいと思います。

まず、人口の問題です。

人口は7,738人を10年後には7,000人にしたいと、そういう案でございますね。つまり、この案は10年間で300人、要するに7,738人が6,707人に減るんですから、1,000人、何もしないと減っちゃうという案ですね。それを頑張って7,000人にしようという案ですね。

つまり、何もしないと100人減るけれども、いろんなアクションプランをやると1年間に30人は増えていく。つまり、自然減でいくと100人減ですけれども、70人に抑えていきますよと、そういう数字目標でいいわけですか。つまり何もしなければ100人。でも、こういうことをするから、年間100人減るところを年間70人で抑えることができる。行政的努力としては、30人は何とか減らさないでやっていけるわけですよ。そういうことでよろしいんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 前段の土井議員のご質問で、職員の若手の意見を反映しているんじゃないか、住民の意見は反映していないんじゃないかというご質問でございますが、これについては、今ご説明しましたように、一昨年7月から、まずは行政が抱える現状と課題について洗い出しをする。将来についてどうなるのかということ、30代後半から40代前半の、この計画に責任を持つ職員を充ててあります。これは20回程度やったと思います。かなり力を入れて、各課長にも協力いただいて、時間を割いています。

その素案をつくって、それを本部会議で検討しました。その後、策定委員会、策定懇談会等、住民アンケートを踏まえて、各議員さんも全部入っていただいて、農業・商業の後継者といえますか、若手も入った中で、その意見を出していただく中で、大変お忙しい中だと思いますが、ご協力いただいた中でまとめたという状況でございます。

その中で、例えばもっと学識経験者とか、外に委託して、もっと有名な人、偉い人を入れたらどうかという意見もございましたが、今回そういういろんな会議でご意見をいただいた中で、手づくりで前回の第3次の総合計画と同様に策定したという経過を踏まえています。

人口推計も、やはり当然、このままいくと、いろんな数値を見ても、1,000人程度減少するということでございます。6,700人になる。それをどうにか、住民との協働、前回の一般質問でも、定住化でも、行政だけでなく、住民と一緒に事業者を入れた中でそれをやっていったらどうかというご提案もありましたが、そういうことを当然踏まえた中で人口減をとどめていくという計画を作成したわけでございます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） その趣旨についてはわかりました。

しかし、住民懇談会、ご存知のように、執行部19人、町民19人、こういう状態を招くことそのものが、対住民に対して、そういうことを出前出張して、こういう案だけれどもどうなんだ、こういう案だけれどもどうなんだということを実際にやったかどうか。私は、やらないという、町の方に聞いて、やらないということが怠慢じゃないかなと思います。

それと、もう一つ言うのは、これはすごく大事な計画なんですよ。それでお金をかけないでやったからといっていいものじゃないですよ。

今日もラジオ放送もありました。女川町では実行計画をAKB48のあの有名な方に頼むそうです。結局、全国にいろんな形で発信して人を集めよう。あの方と言ったら忘れちゃったけれども、あのAKB48のプロデュースをしている方ですけども、大地議員がよく知っているそうですけれども、そういうお金をかけなきゃいいというものじゃなくて、かけるものはかけてもらいたい。御宿町はこういったすばらしい計画を立てたんだということを全国に発信するぐらいの形で、NHK・ラジオで取り上げてもらうような形で、これが仮に1,000万円かかっても、その報道によって多大な効果があらわれるんですよ。10カ年ですよ。この10カ年というのはすごく大切な10カ年です。

景気が低迷する中、地域間格差はすごく激しいわけですよ。それは、御宿の住民だけで考えますなんて言うては、とてもとても私は、外部の方を入れて、有識者を入れたり、いろんな形

で入れてつくってもらいたかったのが、本当に気持ちです。

ということは、それはそれとしましても、つまり数値目標は、年間70人減に抑えますよと、そういうことですよ。このアクションプランによって30人は人口をとどめさせることができるよということですよ。それでいいですね。

じゃ、次に移ります。次に、就業人口の推計です。

私も数字的なものは持っていないので、ちょっと第1次産業だけに限らせていただきたいと思います。

かつて御宿町は第1次産業、それから第2次産業が主流でした。これを見てもらいますと、もう衰退の一途をたどっているのが事実です。

そこで、私はちょっとわからないのは、第1次産業の平成29年度の210人を推計しています。この就業者の内訳について教えていただけませんか。これはわかりますか。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） これは、内訳といいますか、人口推計、国調をもとに試算が出ていますから、それをもとにコーホート方式でやって、人口の全体の推計も、就業もこれに合わせて、実際には専門機関じゃなくして、それはお金をかけないということじゃなくて、たまたま地域防災計画が委託事業でしたから、それにご協力願って推計を出したという、そういう状況でございます。

土井議員が質問する、その中身はどうかというと、そこまでは実際に把握はしていないという状況でございます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 今、漁業組合、水産業のデータはございます。私も関係していますので、そのデータは押さえました。

いわゆる平成29年、漁業者は定年を75歳と想定しますと、5年後にはなくなることも想定しながら、けがで休業することもゼロということで、ただ年齢だけでこのまま推移して元気で働いてくれるんだということで、75歳を定年の一つの、自営業ですから何歳でもやってもいいんですけども、75歳を限度にしますと、5年後には63人だそうですよ、63人。農業者はそれを単純に差し引いていいのかどうかというのが、ちょっと私はわからなかったんです。これは自然減とか、当然出てくるとお思いますので、大体60人ぐらいが、5年後には何の手を加えなくて、何も新規就業者を増やさないと60人ぐらいになっちゃうんですよ。

さらに、平成35年、10年後ですね。これは30人になっちゃいます、自然減で。今の推計では

180人。1次産業ですから、農水産業にわたると思いますけれども、これはどういうことを打開するのか。どういうことをてこ入れしようとしているのか。今回、このアクションプランまたは総合計画では、どのように考えているのか。

私が見る限りは、漁礁をやります、何やります、今まで漁礁も何もいろいろやってきたわけですよ。それでも人は増えないんですよ。それは漁業組合の努力が足りないよと言えば、それまでかもしれません。でも、そういう現実があるわけですよ。それをいかに、この就業者人口を増やしていく。いわばハードだけじゃなくて、ソフト的な面、ここにはうたわれてないんですよ。これじゃ、私は絶対と言っていいぐらい減り続けます。

そういう漁業者がいなくなる、いつか私も言いましたけれども、漁業者がいなくなる、これは御宿町のかなりのダメージだと思いますよ。もうアナゴなんかもそうです。人間はもうわずかしきません。これにてこ入れしてくれましたか。その辺はどうでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 確かに土井議員のご指摘のとおりだと私も思います。

ただし、漁業者の場合、組合資格の一つの大きな問題がございます。漁をすることは誰でもできるんですが、漁業者として生業するには漁業権や組合資格の住所地や出漁日数とか、そういったところになると問題があって、我々も組合と話した中でも、なかなか進まないです。

1つは、やはりそれには就業するためにシステムができないんです。御宿の場合、土井議員もご承知のとおり、個人の1人乗りの漁船が多くございます。そういったことで新規に漁業者としての経験をつむ場の提供できない状況でございます。

また、海女について、瀧口議員や、貝塚議員からもご指摘がありましたけれども、町としては対応をしていく必要があるということでございます。

その中で、やはり生業としてやっていくには、それなりの資源循環型の漁業を進めていった中で、種苗放流事業などでアワビとかサザエを少しでも増やしていきたいという考え方でございます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 今、まさに組合資格の問題も問題になっています。漁業権の問題、確かにあります。

ただ、やっぱりこの漁業権の問題とか、あと水産業にかかわるといのは、太平洋の海、荒波の海、この中で営業、操業しているわけですね。この新規就業者を増やすため、私が思うには、全国に呼びかけて漁業者を募集して、それで昔ながらといいますか、その漁船の弟子にな

って、何年かしたら漁業者に育てていく、こういう方法しか漁業者の育成にはないんですね。

そのときに、漁業者は中学・高校を出て、そういう弟子になる方もいらっしゃるわけですね。その弟子を、結局それなりの就業保障というか、そういうものをソフト的に町が支援するとか、そういう新規就業者のための方策を考えてもらわないと新規就業者は増えません。

それでいて、180名まだいるとか何かという、推計上の数字だけじゃ増えないことを、私は、この就業者を増やすための方策を町全体でこういう問題に本当に取り組んでもらいたい。多分、私は漁業者もそうだと思います。そういう支援を水産、農業について、また新たな形で模索してもらいたい。

この前、ある方が言っていました。もうからない漁業・農業には、誰も若者は行きたいと思いませんよ。やっぱり町が側面から支援して、もうかる漁業、もうかる農業、もちろんもうかる観光を進めていかないと、若者はどんどん仕事のある、給料の高い東京とか千葉とかに出ていってしまいます。これを本当に真剣になって考えていてもらいたい。

今までのやり方だけでは、到底若者は定着するとは思いません。この10カ年の中でもう一度見直して、考えを入れ込んでいてもらいたいと私は思います。

あと、事細かに言いますけれども、これは67ページの不法投棄防止対策です。現在、5名の監視員がいる。私は、この不法投棄の監視員は5名程度だと少ないなと思います。

これは、やっぱりボランティア活動をなさっている方を活用していただいて、やっぱり町にもいい条例があるんですね。犬のふんの処理をしない方には罰金刑があるようなこともあるんです。やっぱりそれを、私もいつか言ったとおり、この拡充を、多分ボランティア等に要請すれば、そういう意味を感じる方はいっぱいいらっしゃるですよ。ぜひとも5名とはいわずに、多分無報酬でもやってくれる方がいらっしゃいますよ。それを確認してもらいたい。

それは、やっぱりこの夢がないというのは、御宿町、せつかくというか、将来50%の高齢化率になりますよ。この人たちの意見が全然ないなんて言っちゃうと、入っていないんです。高齢者50%、パーになります、この50%は。

この人たちは、私はいろいろつき合う中で思うんですけども、社会に貢献したいんですよ。社会と結びつきたいんですよ。そういう方がいらっしゃるんですよ、いっぱい。この人たちを何で活用しないんですか。排除しちゃうんですか。一緒にやろうよと。やればこういうことだって、いろんな形で知恵がありますよ、社会的な知恵が。何年も会社に勤め、いろんな経験をしてきているんですよ。いろんな人がいらっしゃいますよ、会社の人。この人たちにいかにこの町に参加してもらおうか。これが50%の負の遺産だと思ったら困ります。正の遺産。前向き

な遺産だと考えていただければ、本当にいい町づくりができるんじゃないかと、そのように考えます。

あと、67ページのろ過紙の配布をして水質浄化対策をやります。これはまた復活していただいて、それは私もありがたい。

それはなぜありがたいといいますと、いろんな観光も漁業も、密接に水質浄化は結びついてるんです。具体的にこういうろ過紙の配布をしますということをやったこと自体は、かなり前進、また復活したなということなんですけれども、ただ、そのプランの中では、1カ年だけなんです。これが成果があらわれたらやめるとか、そこまで粘り強く、ろ過紙をつけない世帯に対して働きかける必要があるんです。

それで、私は、もう一步踏み込めば、かつては小中学生に対して、この環境教育をしていたということなんですけれども、これはぜひとも学校教育においても、この環境が、御宿町が他県、日本全国に対して、この環境が素晴らしいからということで売っているわけですから、その素晴らしさを小中学生に毎年毎年教育して、この環境を守ることが御宿町の発展につながるんだよという教育をしてもらいたいと思います。

かつてはしたそうですけれども、また復活してもらいたいんですけれども、どうですか、教育長。

○議長（中村俊六郎君） 浅野教育長。

○教育長（浅野祥雄君） それでは、ろ過紙については、多分議員さんがおっしゃったように、23年度ですか、多分配って、そんな内容で学校のほうにも紹介していったというようなことは私も承知しているんですけれども、今おっしゃられたように、一つは、ろ過紙を配ると同時に、やはり家庭でもそういう環境についての、学校の中で家庭科なり、そういう学習もございますので、やっぱり家庭でもそういうようなことを気をつけていただきたいと。大人がやはり見本になって子供に教育していくということも考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 高齢化に伴いまして、高齢者の人材の、活用をというお話をいただきました。

25年度からシルバー人材センター、こちらを人材バンクとして、試行錯誤しながら状況確認をしていきたいと思っております。また、ボランティアリーダーの育成も来年度予定してございまして、そういった中でボランティアの掘り起こしも進めていきたいというふうには、新年度事業

で考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 土井議員に申し上げます。

質疑ですから、よく内容を吟味して質問してください。

では、5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 議長に私は逆に言いたいですけれども、先ほどもお話ししたように、初めて発言する場が得られたんです。ですから、1人の議員、例えば先ほどもちょっと話したんですけれども、20分以内ということになったときは、その制限を設けてくれたほうがいいかなと私は思いますけれども、いかがなんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 後でまた検討しますので。

○5番（土井茂夫君） そうですか。

じゃ、すみません、続けます。このページの御宿町汚水適正処理構想。以前、これを1回見直したと。また、さらにここの10カ年で見直しますということを書いてあるんですよ。そうこころ見直してもいいのかなというのが正直な気持ちで、どこを見直していくのか、それを教えてください。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 汚水処理構想の見直しでございますけれども、こちらのほうは定期的に見直しを行っている業務でございます。先に答弁でお答えいたしました。現状に合った形で今回の見直しについては取り組んでいくということで、県の計画に基づいて行っておりますので、今回もこの作業の中で見直しを行っていくものでございます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） つまり県のほうでは、何年かに一遍見直しをなさいますよということがあるんですね。10年に1回とか。

（「5年」と呼ぶ者あり）

○5番（土井茂夫君） 5年に1回ですか。わかりました。5年に1回見直しをしていると。じゃ、実態に合わせて見直していると。私は、基本的なことをここで見直しなのかなというような、前進的な考え方でやるのかなと思ったんですけれども、そうじゃないんですね。この汚水適正処理構想を見直すだけなんですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 県のほうの見直しのタイミングに合わせて行いますので、現

状等の調査についても行う予定でございます。

○5番（土井茂夫君） じゃ引き続き、83ページなんですけれども、部田前の遊休農地の再利用について、農業委員会と地権者と協議して、関係団体と協議をしていきます。田んぼ利用についても検討します。本当に有効な農地だと私も思っています。

それで、ただ1つだけ、やっぱり防災なんですね。農地をどうしても宅地化していきますと、洪水が下流に起こるんですね。この辺もやっぱり留意した上で開発を本当に進めてもらいたいです。

町の総合計画もそうです。やがて清水川もそういう農地を開発していきますと、当然それなりの遊水地なりいろんな付随して設けていかなければなりません。それも踏まえて開発していただきたいと思います。

あと、最後ですけれども、85ページの漁港・海岸保全事業に努めます。登録漁船数の減少した御宿漁港の活用方法や運用について。これはもう、先ほど私が話したとおり、近々の課題です。5年後は60人、10年後は30人。港なんてがらすきですよ。もう今からでもがらすきなんですよ。それを有効活用に努めますなんて、もう積極的に進めていかないと、惨たんたるものということを、私はそこに関係しているものですから、よく訴えたいと思います。

確かに、この計画そのものは一生懸命やったかと思います。それは私は否定はしません。ただ、最後、やっぱり本当に膝詰めで作っていったらもっといい案にできたんじゃないかなど。それが私の感想です。

以上です。すみません。

○議長（中村俊六郎君） ほかに。

質疑ありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

今、総合計画案であります。一般質問でもこれについては触れさせていただいたところがございます。今日は、議案でございますので、具体的な内容について伺いたいと思います。

今、前壇者が総合計画そのものについていろんな議論がありましたが、私は先ほど基本計画のところ、特に総合計画、要するに、今日、本日提案をいただきました内容のいわゆる素案で、私は非常に大きな違いがあるなというふうに見ているんですね。

それは何かといいますと、この総合計画の基本的な考え方は何だったのかということが扉に書かれているわけですね。目次がありまして、第1章の1ページからです。ここに書かれてい

る内容は、本当に大事な文言でありますし、まさに今の御宿町の志すこれからをよく参酌されているというふうに私は考えております。

この中段以降に、真ん中なんですけれども、これらに対応するためには、今の現状ですね、町にかかわる全ての皆様とともに実行し、人口減を抑制しつつ、町づくり前進することが重要だと。これが目的ですよ。

町にかかわる全ての皆様って、当然職員の皆さんもそうですし、町民の皆さんもそうですし、町長は当然なんでしょうけれども、私たち議員も町民の代表ということでありますから、当然と申しましたが、そういう構成、約8,000人弱ですね、今現在。そういう方たち全て、赤ちゃんからお年寄りまで、そういう方々がこれを共有していくということだと思えますよ。手づくりでつくりました。当然中学生の子供たち、それから各階層、年代構成、それは前壇者が指摘した内容で、そういう方々の声を取り入れると。

私は、大変短い間にかなり丁寧な作業を行われたというふうには思っております。

ただ、問題なのは、そういうものが一番冒頭にあって、これまでの御宿町の到達、そしてこれからの町づくりの方向性を示した中で、大きな大方針をつくった中で、具体的な課題をつくっていくという作業が本来じゃなかったかなと思うんですね。

それが、この間も一般質問で申しましたが、ちょっと逆転、いろんな問題があって、なかなか困難な部分はあったと思うんですけれども、本来だったらそういう目的に基づいてであればいいんですけれども、具体的な案、素案をつくっていく。逆に言うと、細かいところが入ってしまったので、大きな大方針というところで難しい部分もあったんじゃないかと思えます。

その次、御宿町は恵まれた自然環境に囲まれ、歴史・文化に培われています。これら社会資源を有効に活用することが不可欠であり、中でも高齢者の活躍が町づくりにおいて大きなちからとなりますというふうに規定して、まさにこのとおりなんです。新しいものでなく、今ある御宿町の特質、これを最大限に活用した町づくりを行うんだということだと思えますよ。

その後段、最後のところ、東日本大震災を受けて、私たちは人の絆を大切に、いわゆる先般お示した、御宿でいえば人域ですね、その大切さと可能性を学びました。小規模団体の利点である、住民の顔が見える環境を大切にしながら、協働による笑顔と夢が膨らむまちの実現を目指してこの計画を策定しましたということで文章化されているわけですから、ここに提案するからには、自信を持って提案をしていただきたいと。

何か聞いていると、これに自信がないように見えるんですね。本当にこれをやる気あるのか

と。こういう規定、ただ文章にただけなんだということで、これは再度、もう一度提案された町長にご見解を賜りたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先般も申し上げましたが、いろいろとアンケート調査とか、公募による委員さんとか、また策定委員会、懇談会、そういう総意のもとに手づくりでつくり上げました。

そういうことで、今の状況といいますか、職員の状況、また町の状況の中で、先ほども木原課長が申し上げましたけれども、経過を経てつくり上げましたので、今の段階では極力最大限の力を注いでつくり上げたと考えております。そのようなことをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 先般も申し上げましたが、いわゆるハードというよりは、私はソフトなんですね。そういう面では、町長ご自身のリーダーシップがかかっているというふうに、改めて申し上げさせていただきたいと思っております。

具体的なアクションプランの内容について伺わせていただきます。

まず、アクションプランの2ページでございますが、前期アクションプラン案の、これは最近の提案理由でよく聞く言葉なんですけれども、スクラップアンドビルドという言葉があると思います。この文言及びこの内容について、説明を聞きたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 今、事業を計画して、そのときの状況、また経過を踏まえた中で、見直しを含めて計画する状況です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） スクラップアンドビルドって和製英語みたいな感じなんですけれども、スクラップというのは壊すということですよ。ビルドというのはつくるということですよ。

全部壊しちゃうんですか、今までのものを。さっき言ったのと違うじゃないですか。これまでの御宿町の歴史だとか文化だとか、そういったものを活用しますというんでしょう。言っていることが違うじゃないですか、私がさっき言ったことと、定義と。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） これは、基本計画の中で前期と後期があります。前期についてこの計画をやって、それを一旦意見公募、またそのときの状況に応じて再構築していく。そ

れを後期につなげていくということで、アクションプランに28年からそういう状況を勘案してやっていくということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） スクラップアンドビルドということは、その持つ意味は何なのかというと、3日前に、こういう定義じゃないかと私は言いましたよね。

前期・後期、これは前期で後期でって、それはそれでいいんです。そういうことを聞いているんじゃないで、スクラップアンドビルドという概念は何なのかと。それで全部やっちゃっていいんですかということなんです。それが一番基本的な考え方でしょう。これまでの先人たちが築いてきた御宿町をさらに生かした町づくりをしますということと違うじゃないですか。前期・後期だって同じことじゃないですか。違うんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 基本的に、今の総合計画1ページ、計画の策定にあたっての趣旨については当然引き継いだ中で、事業について、この中では時代の流れで、国の施策等も勘案して後期につなげていくということが基本的な考え方。地域資源をどういうふうを活用する、その辺については別に壊すという話ではございません。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 私が言う話じゃないんでしょうけれども、常に初心に立ち返って行くということでしょう。違うんですか。そういうことですよ。新しく継続したやつも、ゼロから見直したらこれはどういうふうになっているのかと。最初からつくったときはどういうふうには、思いや住民の要求があって事業化したんだと。常にゼロから出発して、継続はしていくんです。だんだん高みに行くんでしょうけれども、常に失敗したものの思いをきちんと受けて、また新しく上に上っていくということでしょう、新しい。それがスクラップアンドビルドということじゃないんですか。つくってきたのを全部壊すということじゃないわけでしょう。そうじゃないんですか。

じゃ、具体的に

5ページ、地域と住民のちからということで、らくだカードポイント付与事業、それから新規設立NPO法人活動補助制度というのが冒頭でございます。

このらくだカードポイント付与事業というのは、この間やってきたことだろうと思います。これは29年度には8万円から15万円ですか、という事業計画案でございますけれども、これは

具体的に何人ということですかね、何段階というか。

これが8万円から15万円ということはどういう想定なんでしょうか。要するに、町民の皆さんが活動していただく団体数が増えるのか、人が増えるのか、時間数が増えるのか、これはどういうふうに想定しているのか。

それから、新規設立NPO法人活動補助制度というのは、ちょっと意味がよくわからないんですけども、これは新たなNPO法人を立ち上げるということなんでしょうか。それとも、今あるものに対する新しい助成制度をつくるということでしょうか。それも踏まえて、どういうふうに考えているのか。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 今、らくだポイント、今年度の実績でいうと9団体、町の事業趣旨に沿ってボランティア活動をしていただいた方に、ボランティアポイントカードを交付するという、これについては両方で行いまして、事業内容より、強力団体が増えていく、協力してそういうことをやっていくという想定のもとで、事業費を増やしています。

それと、新規設立NPO法人の活動というのは、既存の団体を想定するのではなくて、今後できる、町づくりに資するNPOについて補助制度を検討しているということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 9団体と申しましょうか、人数なんですけれども、町民の皆さんボランティアですから、1人で幾つも参加しますよね。

団体数もありますけれども、これは金額ベースですから、時間だとか人数だとか、その辺は具体的にどう考えているか。

それから、増やしていくといっても、自然発生的に増えていくわけですか。それとも、何らかの町として誘導、行政誘導されるわけですか。その辺は、きのうも確立という言葉について一般質問でも質疑しましたけれども、その辺はどうされるんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 今、実際のボランティアで活動していただいている時間の資料というのは手元に持っていないんですが、昨年度は6万円、7万円ということでございます。これは今、両方ございまして、町の各課でやる事業、これについて各課でどういうボランティア団体が行政に協力していただいて、そういう課のその事業にご協力いただく団体、ボランティア等、個人も含めてですが、ポイントカードを付与するという制度でございます。

これについて、協働町づくりを進めていく上で、当然、団体も、またご協力する時間等も増

えていく、増やしていくんだという趣旨の中で、うちも徐々に協力していくということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） いわゆるボランティアの方々が町づくりに参加していただくという仕組みづくりというのは、今度の計画の根幹ですよね。

例えば、近隣の自治体などでは、いわゆる町づくり提案事業ということで明確な規則を、事業をつくりまして、一定の金額、例えば300万円とか500万円とか、それを委員会で審議して、その目的にかなった団体へ事業費として、事業活動費として付与するというか、助成をするという形の中での方向性をきちんとつくっていくと。公共・公平性をきちんと担保するという作業をされているところなんですね。これは地域づくり補助金の場合ですけれども、その辺は、ただ、らくだポイントの付与といいますか、支援をするんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） この制度とは別に、事業プランの地域づくり事業補助金というのは、町が持っています。今までにも行政区なり、各団体なりがご利用されて、例えば地域振興に使う。都市の交流だとか環境とか、そういう項目に沿った事業については、町が2分の1補助制度という事業がございまして、今年度、25年度については、そういった趣旨から、年間要綱上2事業ということになりますから、200万円計上しまして、町は200万円ですけれども、2事業で2分の1補助です。ですからそういう趣旨で、満額でいえば200万円の事業が2つできる。そういう団体、住民の方を含めて、そういう事業は従来からセットしています。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 200万円、要するに100万円2団体と、ほかの自治体というのは、極端に言うと金額じゃないんですよ。5万円でもいいんですよ。1万円でもいいんです。10万円でもいいんです。もっと大きい100万円とか1,000万円とか数千万円の事業だと。それに対してどういう内容で補助をするか。200万円だったら、もっとたくさん私は活用方法はできると思います。逆に、そういう活用をほかの自治体ではやっていると思います。行政区だってそうですよ。7事業やっていますよね。行政区だって大事な柱じゃないんですか。

だから、200万円をたった2団体にするのかと。5万円、10万円でも手を挙げてもらって、それは町のこの計画に資する団体だったら補助できる内容にすべきじゃないですか。だから私聞いたんですよ。ボランティア団体、何団体増えていくのかと。それは自然発生的なのかどう

なのかと。そういうことじゃないんですか。そういう力をやはり育てていくと。さっき別の話でもありましたけれども。ただ単に環境だけやると。学校教育、社会教育の中でも位置づけをされるんだと、教育長はおっしゃったじゃないですか。

これは実施にあたって、これからこの具体的な事業はされて、いろんな条例とか規則とかつくっていくわけですから、それは違うんだということじゃないですか。町長、どうですか、これ。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 去年も石井議員に当初予算のところでご質問されましたが、やはり今、要綱上、100万円が限度で2分の1という、そういう助成事業を町で持っています。

実際の使われ方、これを見ると、かなり区長から、またいろんなところで説明しますので、実際に申し込みの、去年開催したのは1回だけであったのを、そういう活動を育成というか、大きく前進するために、1回に限らず事業の育成期間もという要綱改正に直しました。

今回、やはり前段の2月の区長会でもご説明したんですけれども、もっと幅広く使えるように、公平性を保つ、受け付け項目でそういうご要望があります。今、石井議員が言った、金額を多くしないということじゃなくて、もっと多くの団体という趣旨であろうと思いますので、その辺については、やはり制度改革を含めて検討していかなければならないと思っています。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） それこそ、きちんと公募して、それこそ、ああ、こういうお金が使えるんだと。私がやっていることだと。じゃ3人、5人集めてそういう事業をやりたいと。それで、どんどん公募してもらおうという原資に使えばいいじゃないですか。その中に当然区だとか既存の団体、企業を含めて入ったって結構だと思うんです。最終的には、そういう例えば審査委員会みたいなのをつくっていただいて、きちんと審査する。また、結果についても当然報告していただくという中で、よりよい効果が重なれば、もっともっとたくさん町づくりに参加してくれる人たち、一言でいえば、そういう団体、ボランティアも含めて増えていくんじゃないかと思うんですね。

ですから、そこをどう広げていくかというのがさっきから議論になっています、力なんだと思うんですね。その力をどう具体的につくっていくかというのは、まさに町づくりの方向性であり、それをどう一つ一つの事業、条例も含めて組み込んでいくかというのが、皆さん、町長を初め、執行部の話されていることだと思うんです。

その辺は先進自治体はたくさんあります。ぜひそういうところの例を引きながら、御宿町に

合った、これまで培ってきたものをどう生かしていくかという観点で、ぜひ、もう少しその辺は詰めていただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 答弁いいの。

木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） そのように検討を進めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 根幹だと考えますけれども、これはぜひそういう具体的な、逆にほかの自治体の例になるような、そういう先進事業に期待をしております。

では、次に移ります。

ページ順なんです、次の6ページであります、財産を活かす力ということで、これは公共施設ということで、御宿高校の跡地の問題ですね。これは、ただいまの説明では9月末までには町として整理を終えたいということでもありますけれども、3月中には学園から整備計画が示されるのかというものが来ているわけですが、今日11日なんですけれども、できればこの間も整備計画については議会のほうにも示していただけないような説明をいただけないわけでもありますけれども、具体的に今、いつごろになりそうなんですか。そこはわかりますか。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 県私学審議会の結果からいいまして、工事が4月から入るとのことです。3月8日には、近隣のお宅、4月から工事が入るとのご案内とお知らせと、あと区のほうにご挨拶するというふう聞いております。

21日の全員協議会の中で、それまでの経過についてご説明しようということで考えておりますが、実際のケーブルの関係もございまして、復旧の関係もございまして、多少ずれます。最終的な町の申請、設計図、これが25日ぐらいに来るので、それまでに進行表の中でご説明して、4月入ってから具体的な確定した工程表についてはご説明というふうな状況で考えています。21日には現状までの経過、あと工程の前段、最終ではないと思いますが、それについてご説明したいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 途中経過でございしますが、21日までには説明いただけるということですので、わかりました。

それもあって、具体的に1,500万円って、これは多分水道、電気ということで、本当に基礎的な整備ということなんでしょうか。とりあえず電気だけつけて、水だ、あと排水も含めてと

いうことで、それよりもどんなことがこの1,500万円にはおおよそ入っているんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 1月の臨時会議でご承認いただいて、ケーブルの復旧工事を2月末までで終わっております。

明日、検査の段階でございますけれども、その中では、漏電関係については、一部校舎のグラウンドの水銀灯が漏電しているという報告は受けておりますけれども、内部については今のところ漏電はないと。ただし、5年たっていますので、器具自体についてどうなのかという問題が、今後進めていかなきゃいけないということと、水道、これについて利用していきたいということで考えています。詳細については、まだ金額が決まっておりませんので、6月に予定の打ち上げまでは考えていきたいと。今、石井議員が言った、緊急時に利用できるというところまではライフラインを持っていきたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

次ですが、4の育み支え合うちからということで、これは保健・医療、子供医療費助成の拡充ということで、さっきは時間がとれなかったんですけれども、高校3年生までの助成拡充についてということでありまして、27年度以降の実施を検討という中で、点線で示されているというような内容でございますが、高校3年生まで、今現在手持ちにある概算ですね。どれだけ費用がかかるのかという、そういう推計がございましたらお尋ねします。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 今、14歳以下の人口、約630名から40名と、多少前後しておりますけれども、昨年の9月現在で636名という数字がございます。そのほかに、高校3年生までということになると、約800名ぐらいになるのかなという想定でございます。費用につきましては、約500万円程度かかると思われれます。

今現在、来年度予算で1,450万円を計上してございますので、さらにそれに500万円ぐらいの上乗せが来るという見込みでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

じゃ次に移ります。

次の7ページであります。社会教育、公民館整備事業（基金事業）ということでございます。3380万円になっておりますけれども、この公民館であります。大幅な改修を見込んで

でおるようでございますけれども、公民館、2階になる、いわゆるバリアフリーで、障害者の2階への移動。これは過去からいろいろ懸案事項になっておりまして、まだ具体的な方策について示されておらないというふうに思いますけれども、これについては今後どのようにされるのか。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 公民館のバリアフリー化ということでございますが、現在のところは、車椅子等の方が2階へあがる場合は、職員等の補助をつけながら、対応をとっております。階段等がらせんになっていて、なかなか昇降機等が設置できないという、以前検討したときにそういった内容のことは聞いておりますが、バリアフリー化、できるだけ進めていきたいと思いますが、経費とか、そういったことを検討しながら進めていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 経費と言われましたけれども、あとどんな手法があれば、例えば車椅子で自立して上がっていけるのか。要するに、幾つか手法がありますよね。とれる手法とかも含めて、どの程度まで調査研究されているのか、お願いします。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 現在のところ、昇降機というところでとまっておりまして、それ以降については特に検討しておりませんので、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 次は、今の公民館の次ですけれども、B&Gの諸施設になります。これは前回のほかの議員からも細かい提案、特にトイレでなんかはどうされるのかということで、具体的な指摘もされながら質疑があったわけでありましてけれども、その後、現場に行かれたということのお話を伺っておりますけれども、どうされますか。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺課長。

○教育課長（渡辺晴久君） B&Gのトイレにつきまして、先日、教育委員会のほうで話をさせていただいたところ、社会体育の拠点としての場所のトイレであることから、改善が必要ではないかというような意見もいただいたところですので、今後改善を図って、どのような改善策があるかということを検討してまいりたいと考えています。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） そうすると、これは大きな事業があるわけですけれども、その中で計

画的にやられているということですね。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 現在、B & Gの改修については、28年度ということでアクションプランに計画されていますが、トイレの建て直しをするのか、今の建物をどうやって改善していただけるのか、そういったことを含めて検討して、できるだけ早い時期に改善が図れるように考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 御宿町は高齢化の町でございまして、余り遠くなるとよくないと思いますので、利用者の利便性が損なわない形での整備をお願いしたいと思います。

次に、8ページ、文化を継承するちからということで、文化の振興という中で、文化財表示板等の更新ということで、これは前々から要望しておりましたけれども、やっと具体化をされるということでありますけれども、これは現状のままの更新になるのでしょうか。それとも内容等も含めた更新になるのか。それから、25年では8万1,000円という額になっておりますけれども、これは何カ所程度なのでしょうか。

現在、町の指定の文化財に一定の、当然御宿町の運営協議会 指定ということで、
があると思いますけれども、指定だけでも結構なんですよね、この柱といいたいでしょうか。そうすると、その中身が全くわからないんです。大事だから指定したんだらうなという程度でよろしいのでしょうか。それも含めて例えば25年は何基整備するのかと。これは基本的に、今の指定された数は外されると思いますので、何年ごろまでに整備するのかということと、表示の内容についてはどうされるのかについて伺います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 表示の内容につきましては、見直しをさせていただいて変えております。例えば、平成24年度は千人塚へ看板を設置したんですが、災害の関係の内容などを含めた内容として設置をさせていただいたところです。

25年度につきましては、1カ所予定をしております、どのぐらいで整備というお話ですが、何年度というのはありませんが、順次、改修をかけていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 1カ所って言いましたか。ちょっと聞こえなかった。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○3番（石井芳清君） 1カ所ですか。

これは、いわゆる今、テレビなんかの番組だと、この間、一般質問でも申し上げましたけれども、大変散策される方が多いわけですよ。町民の方に、やはりこれからこういう見方をさせていただくというのも大変重要であります。

それとともに、町外からの方も、今、観光施策でたくさん来ていただいておりますので、そうした方々も含めて、やっぱり名所、旧跡、文化財というのは大きな財産でありますし、御宿町もたくさんものを持ってございますので、そうしたものにも当然ながらこういう表示というのは大事だと思いますので、今、災害というお話もされて、それも大変大事なことです。そういうことも含めて、町外からもそういう方にも来ていただくという観点も含めまして、その辺をどう表示するかというのは、先ほどから言っていますけれども、知恵の出どころだと思いますので、いま一度工夫させていただきたいというふうに思います。

それから、今年度で、たしかサイン計画というのがございましたね。私ども御宿町議会でも、かなり前ですけれども、長野県にサイン計画で見に行ったことがあります。そこはいわゆる商業関係の看板なんか全部統一しているんですね。それは皆さんで話し合っていて、非常にシンプルかつ合理的だというふうになっております。それから、それに伴って行政関係ですね。例えば電柱だとかガードレールですね。こういうものも自然に溶け込む、そういう施策を事業所さんをお願いして、また県をお願いをして統一していただいているという町づくりをやっているところなんですね。

ですから、そういう面では、この表示板そのものの形態をどうするかということも、私は大事な要素でありますし、御宿町は景観行政団体にたしか指定されているわけですよ。そういう中で、それぞれがばらばらではこれは困ると思いますので、やっぱり一定の方向性、例えばお金をかけるとか言っているわけじゃないですよ。やっぱりそういう統一感というのは私は必要だというふうに思いますけれども、この辺についてはどういうふう調整されるのか、それとも各課に創意工夫でやっていただくのか、どうされるんですか。

○議長（中村俊六郎君） 藤原課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） サインの部分で、議員のおっしゃるとおり、一定の統一景観の中で、お互いに共有の情報を持ちながら、一定の形で進めていきたいということを考えています。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） それは産業観光課が主としてやるということなんですか。

○議長（中村俊六郎君） 藤原課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 今回のご提案してあります圏央道に伴う誘導看板等も含めて、全体として、町として考えていきたいということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） それでは、そういうサイン関係の計画、具体的な方向性というのもの、町で統一してつくるということによろしいですか。

○議長（中村俊六郎君） 藤原課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） あくまでもサイン関係は、産業観光課として、一定の共有の情報の中で進めていきたいということでございます。また、当然、そういった協議の中で全課で考えていくということだと思います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 再計画については、御宿町は、たしか昭和63年、また平成元年かにかけて、再区画を一旦は しております。そこで、 な御宿だとか、月のイメージをした、斜めから見ると三日月に見えるという、そういうサインのイメージでこれまで計画を進めてきたわけなんです、これらにつきましても、現状どうなのかということ踏まえて、利用させていただこうというふうに考えます。

そういう中で、今回の産業観光のほうでまた成果があるんですが、そういう中で調査を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 民間の皆さんのご協力も必要でありますけれども、都市計画なんかも含めまして、大事なことです、やはりきちんと町の方向性で、それで皆さん、町民だとも同じなんですけれども、一定の方向を指し示していかないと、いつまでたってもいろいろなものがばらばらの状況になってしまいますし、それではやはり観光の観点から、町民がやっぱり生活の中で、限られた財源でありますので、有効の観点から、やはり一定の緊急性重要性、お金ということじゃないんですが、方向性、こういう町づくりをするのかということが必要であると思うので、ぜひ具体化を進めていただきたいと思います。

次に行きます。

ミヤコタナゴの保護・増殖ということでありますけれども、880万円は結構な金額なんです、保護・増殖といいながら、現実的には現地の生息、自然生息環境は非常に厳しい状況であるというふうに私は認識しております。

ちょっと調べてみましたら、タナゴというのは、天然記念物に指定されたのが1974年だそうですね。それから、希少生物の種の保存ということでは、1994年ということがございます。ちょうどそういう面では、2014年ですか、20年、40年という、切りがいいという語弊があるのかもわかりませんが、一つのポイントになるかなというふうに思いますね。

ここはやっぱり知恵の出どころで、これは国が定めたものですから、やっぱり国の賃金じゃないんですけども、大きく構えて、上位団体にやっていただくということもありますけれども、ぜひこれはそういう面では、この20年、40年というスパンの中で、この御宿町、これからどうしていくのかという、これも私は一つの大きな財産で、ずっとそういうふうに皆さんから言われ続けてきて、現状は前段言ったとおりの状況だったと。

これもたしか基本計画をつくってございますよね。これも のほうのどこかという形で、すぐ して、それこそやっぱり御宿町の私が住んでいる里山ですよ。これが本当に歴史的、文化的にどうだったのかと、これを検証したら必要すばらしい学問だったというふうに思いますので、こうしたものを御宿町にこれから据えていくということの意味が、ここに私はあると思うんですね。そうしたことをこれまで検証してつくってきたものですから、そういう面では時間が、今年じゃなくて来年ですから、時間がありますから、関係団体と協議を重ねまして、協議していただいて、この辺はぜひ具体化していただきたいと思うんですけども、そういう計画なんですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ミヤコタナゴにつきましては、ご質問のとおり、20年、40年と、ちょうどいい機会を迎えることとなりますので、現在この関係につきましては、県のほうと下準備といいますか、打ち合わせを行っているところでございます。これを記念として何か行事ができないかということで、今後調整は進めていきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

9ページであります。生活基盤を向上させるちからということで、砂丘橋周辺施設バリアフリー整備事業ということでございます。これはちょっとイメージ的にわかりづらいんですけども、どういうイメージなんですか。これについて伺います。

○議長（中村俊六郎君） 藤原課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） これは砂丘橋、いわゆる でつくりました橋を中心とした、まず浦仲地先歩道ですか、これはどちらかという、途中で階段になっている関係で遮断

されています。それをある程度方向を で、車椅子が通れるような形の変更を、今考えています。

今回は私のほうで計画したんですが、これについては、ここに書いてありますけれども、建設観光で事業のほうは進めていくということで調整を図っております。

一つは、今言ったように、砂丘橋の町道1165号線ですか、そのところにかかっている階段が、ちょうど歩道を塞がっている関係で、それをまず車椅子が走行できる状態、またそれに伴っての当然交差点が て、その交差点を改修、あるいはほかの会議で指摘がありました、交差点の しまうということも、そういったものも計画の中で提示させていただくということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） そうすると、その橋を渡った階段のところなんですけれども、途中が舗装されているのかな。ぐるっと周遊できる状況というのは、今回はそこまでなんでしょうか。手前のいわゆる階段がございますよね。ここのイメージは大体つかめました。途中バリアになっていますから、ずっと歩道は行けないわけですけども、その辺は今回の対象にすると。橋を渡って海岸の砂地のほうには行けるんでしょうか。いわゆる車椅子でぐるっと周遊できるところまで考えていないのか、その辺はどんな状況に整備されるのか、イメージについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 藤原課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 今回の橋の階段については、基本的には受け入れるものだと。ただし、そのために高齢者が上がりやすいように手すり等は考えますが、一つ、それをバリアフリーにするには非常に経費的にもなかなか難しいのかなということで、一旦、両方の両サイドの交差できる場所を持った中で、車椅子というのを考えますので、今回の計画の中ではそこまでの計画は考えておりません。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 現状は、結構大きな交差点であるということと、当然、御宿町の一番観光のメインの場所ですから、いわゆる町外の方々がたくさん利用されるわけですね。ぜひ計画のときには、計画というか、一定の具体化になったら、どういう絵図面になっていくのか、どういう利用形態になっていくのかということで、事前に議会のほうとその辺は相談していただけだと思いますけれども、その辺は。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ご指摘の場所につきましては、歩道の排水等の改良の要望等も出ておまして、それにつきましては、担当課と調整をしながら計画を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 地曳橋でしたか、あそこからこの道路というのは排水関係がなかなか難しくなっているんですね。この交差点以外も含めてそういう状況があると思いますし、されちゃっているのかもわかりませんが、やはり水がたまりますと、当然ですが、交通安全は非常に妨げられますので、そこもそうなんですけれども、全体的にどうなっていくのかと、将来的なことも提案していただきたい。

○議長（中村俊六郎君） 藤原課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 今、うちのほうでつくったのは、あくまでも原案という形で進めていますので、実際、25年に計画をつくる上である程度固まった段階で、産業建設委員等とお話ししながら事業のほうを進めさせていただきたいと考えていますので、よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 最後になりますけれども、同じ生活基盤の向上ということで、木造住宅耐震改修工事と、それから住宅リフォームでありますけれども、これは私、そもそも2つになっているというのがよくわからないんですね。本来、住居は1つですから、例えばここからこっちは介護整備で整備しますよと。ここからこっちはどうするんですかということも含めて、耐震リフォームというのはせめて一体であろうというふうにも思うんですね。

これまでの利用状況がどうであったのかと。補正か何か出ているんですけれども、全国的にいても、今、耐震リフォームということで、特に大震災以降、多くの自治体でこうした制度が採用されて、いわゆる地域の活性化、大工さんとか電気屋さんとか、さまざまな方々が、しかもこれは地域の事業者さんなんですよ。そういう方々が具体的な作業をされるわけですので、地域に非常に大きな経済の効果、活性化の効果があるというふうにも言われているかもしれませんが、ここの考え方、これまでと今後の考え方について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず実績ということでございますけれども、耐震改修工事の補助については、現在のところご利用がございません。住宅リフォームについては、約20件程

度、24年の実績といたしましては、24件程度のご利用がございました。

こちらの両事業につきましては、補助の制度が違う関係から、それぞれの扱いとなっておりますけれども、今後国の制度等で、こういった例えば住宅リフォームにあわせて耐震等のそういった制度がありましたら、そのときに検討してまいりたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） ここで午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（中村俊六郎君） ただいまの出席議員は11名です。

引き続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 10番、滝口です。何点か、質問をさせていただきます。

このアクションプラン、よくできていると思います。なかなか僕らにはできないことかどうか、あれなんですけれども、町づくりは、僕は、いいことを書いてあっても、実践しなければ何もならないと思う中で、今回、町づくりの実践ということで、数点、質問させていただきます。

10年先というのは、正直、皆さん初め世の中の人でも、今の時代、ちょっと世の中どう変化するか、考えにくいような状況だと思います。そんな中で、今回、必要に応じて更新していくという文言が入っているということは、すごくいいことで、これは本当にもう、ちょっと前までは5年、10年が一昔と言われましたが、今はもう本当に3年、5年が一昔前というような捉え方もされます。そんな中で、1年ごとに見直しとかしていかなきゃいけない状況だと思いますので、そういうことにつきましてはよろしくをお願いします。

初めに、アクションプラン64ページ、国際感覚の豊かな人づくりに努めます。これは教育課長、小中学生を対象にした考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 国際感覚豊かな人づくりということで、こちらのほうは学校教育の中で進めていくというふうな考え方で、こちらのほうに掲げさせていただいております。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） そんな中で、今、小中学校で具体的にどのような国際感覚を身につけた教育をされているのでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 国際感覚ということで、現在取り組んでいますのはALT、外国人先生を招いて、指導要領の中で5年生、6年生が外国語活動というのが義務づけられているところですが、下級生につきましてもそういった先生をお願いして、授業を行っていただいております。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 僕らの子供のときと違って、いろんな海外、外人の講習会だとか、いろんな中で、これは、でもよその町でも、どこでもやっていることです。

自分、僕的な考え方で、一番、振り返ってみて、さすがにやっぱり英語を勉強しておけばよかったなど、つくづく思うわけですが、そんな中で、今から32年前になりますけれども、ちょうど今ごろ、B&Gの体育館ができました。そのころ、うちの父親に、おまえ、ちょっと「若人の船」があるから、そのとき香港、台湾だったんですけれども、それに参加してこいと頭ごなしに言われて、大学1年のときに嫌々参加しまして、それ以降、自分みずからアルバイトとかしまして、20代から30代、いろんな国に1人で飛んで、いろんなところを見てまいりました。

そういうことからしても、御宿でもちょっと前までは、中学生にオーストラリアとか経験、体験させたようなことがあったと思うんですけれども、今は全くそういう、内部でのそういう授業はあるにしても、私的には、どちらかという中高校生、小中学生を対象というよりも、高校生あたりを対象にして、どんどん好きな国に行ってもらうような助成とか、そういうものを手を挙げた人にできないものかと。やっぱり目で見て、耳で聞いて、足で歩くのが国際感覚を植えつけるには早道だと思います。中学校の体験が中心になっていくにはいろいろとあると思うんですけれども、その辺をもう一度、国際感覚豊かな人づくりというのであれば、小中学生、高校生、それから地元の大学生を中心に、見直したらどうかと思うんですけれども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺課長。

○教育課長（渡辺晴久君） オーストラリアへの研修を、過去、中学生を対象に行っておりました。なかなか、それぞれ世帯で経済的な理由もあって、参加者定員が集まらないような状況が過去ありまして、一旦は取りやめというか、現在のところはその事業は行っていないところです。

おっしゃるとおり、いろいろ中学校とか小学校でも英語が義務化された中で、高校になっていろいろ海外体験をするということは大変有意義な形になっていくと思いますので、今後そういった支援ができるどうか、また検討させていただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） わかりました。

次に行かせてもらうんですけれども、69ページ、景観形成を計画的に進めていきますという項目の中で、石井議員から先ほど出ましたけれども、景観条例の制定ですね。景観形成団体に指定されたのはいつでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 平成21年になります。

（「23年だよな」「23年ですか」と呼ぶ者あり）

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 申しわけございません。23年でございます。

○議長（中村俊六郎君） はい。

○10番（滝口一浩君） 23年度に景観形成団体に指定されてますが、去年の9月に建設課長のほうにも、特に数ある中で、海辺ののぼり旗等で気になることを質問したと思います。というのも、先月、何十年かぶりに軽井沢に行ってきましたが、のぼり旗、ありません。コンビニの色もトーンダウンして、何でかといったら、景観条例で守られています。そんな中で、制定されてから調査、研究が進められたのかと質問したいと思います。どうですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 具体的には進められていない状況がございます。この総合計画の中で、今後、そういった自然との調和を基本に、調査、研究等に取り組みますということで、こちらのほうに記載してございます。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） これは見ました。そうですね、今まで、そういうことでしたら、ぜひ25年度は調査、研究、専門家を入れて、徐々に進めていただければと思います。

次に行かせていただきます。78ページ、公園の緑化活動に努めます。この中で一番下の項目、ボランティアによる桜の植栽、この件に関してちょっと伺いたいんですけれども、協働の町づくりということで、桜を植えているボランティアの方々がいらっしゃいます。一生懸命、何年か前ですかね、やっていたいておりましたが、協働の町づくり、多分、指定されていると思うんですけれども、住民からしてみると、どこに桜を植えて、どういう計画のもとに植えられ

たというのがちょっと見えてこないもので、ちょっと質問したい。ということは、点で植えた後、点で植えているから、多分、どこに植えたかがよくわからないところがあるんですけども、例えば役場庁舎の前のこの桜ですね。何十年もかけて、もう本当、花見のときにはすばらしい桜になっています。御宿台も桜が育っている。そういう意味で、せっかくやっているのにちょっともったいないなという気がしたので、その辺に関してちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 一般質問の中でもお答えしましたけれども、桜については、例ですと0109号線、また旧役場の川沿い、清水川沿いですね、それと郵便局前、あと御宿台、あとミヤコタナゴの関係で林道打越線の道路脇に、高山田のほうにも植えてあります。二百九十数本、今までは植えております。それについては、今ある桜も含めて、去年からマップをつくっております。今年も、桜マップを作成し、例えば観光協会の案内所の窓口とか役場、公民館に置いて、多くの皆さんに使用していただくということで、桜の名所づくりといえますか、そのマップを、今植えているところと、もう既に植わっているところ、あわせてお知らせしております。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） もうマップは、じゃ、でき上がって配ったということですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 去年もうつくって、一旦お配りして、今年また新たに更新してつくって、現在印刷にかけているという状況でございます。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩議員。

○10番（滝口一浩君） そういうマップが、私は知らなくて、申しわけなかったですけども、わかりました。

次に行かせてもらいます。

商工会のところで、87ページ、商工会女性部の皆さんが主体となって7回目を迎えましたつるし雛事業のことなんですけれども、手づくりのイベントとして、大分、勝浦のひな祭り同様に、御宿のつるし雛も徐々に拡大になってにぎやかになってきたような印象を受けますが、町として、つるし雛拡大に向け、地域活性化を促進しますよと書いてあるんですけども、どのような支援とか、何か女性部のほうから要望とかなんかあるのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） おんじゅくまちかど「つるし雛めぐり」については7回目を迎えましたが、基本的には、メインのおんじゅく屋を中心にして、23店舗程度が参加しています。本年度はおんじゅく屋の管理費の一部を町で補助をしております。10万円程度です。そういったこと等を含めて、昨年から50%助成している千葉県産業振興センターの地域活性化補助事業等に採択をされ一緒に協働事業を進める、そういったことで、少しずつ拡大を図っております。また、ご承知のとおり、1年間を通じて、関係と教室を開催しながら、今年については、御宿台の方が多く参加ということで、今後とも、そういった事業をお互い協力しながら進めていきたいということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） わかりました。

女性部の皆さん、楽しみながら和気あいあいやれる範囲で、そんなに欲をかいてやっている、僕も商工会の役員で身近なんですけれども、そういう町の要望とかそういうのも多分ない中で、自分たちでやれる範囲でやって、その分、何か周りのほうがちょっと過大評価というか、どんどん盛り上がってきちゃって、プレッシャーをかけるような状況になっているので、せっかくいいものができ上がりつつある、その辺はうまく調整して、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

関連しまして、商工会については、観光に関して、81ページ、おんじゅくウォーターパークに関して。ここは夏だけの営業で、なかなか人の命も預かる難しいところとは思いますが、夜間運営やくつろげる場の提供について検討しますとあります。また、指定管理者制度の導入を進めますということなんですけれども、一番手っ取り早くというか、プールの運営に関しては、やっぱり町が責任を持ってやる方がいいと思うんですけれども、レストランだとか前の駐車場でイベントを開くとか、その辺に関して、多分、指定管理でできることがあると思うので、その辺、部分的にうまく連携して、夜間営業も含めて、お酒の販売等を含めまして、その辺、どうしているのか、簡単に結構ですのでお聞きしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 藤原課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 議員のご指摘のとおりだと思います。その中で委員会等もございまして、その中で町としていろいろ提案させていただいてます。非常に難しい要件もございまして、夏の期間限定の中で、民間の手法をうまく活用した事業を提示させていただければということで考えております。

○10番（滝口一浩君） わかりました。よろしくお願ひします。

次に、アクションプランのほうに移らせていただきます。

6 ページの、育み支え合うちからの中で、子供医療費助成の拡充、これ、高校3年生までの助成拡充についてということなんですけれども、体の弱い方、健康な方、いろいろいるとは思いますが、今は中学生までですね、医療補助。各自治体でその辺は違うと思うんですけども、それを拡充するなら、個人的な見解なんですけれども、小学校の給食費とか、そういうものに目を向けられないのかというようなことを思うんですけども、あと保育園ですね。それは一概には言えないかと思うんですけども、ある意味、自分の体はやっぱり自分で守るというのが前提で、いいこととは思いますが、そこを無理に拡大するんだったら、小学校、保育園のほうの給食代、そういうほうに、どちらかという目を向けていただけたらいいかなという質問なんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 医療費と、子ども・子育てのことをどうするかというようなご質問でございますが、次世代育成につきましては、平成26年度に新しく計画策定を予定してございますので、そういった中で、総合的に計画の策定の際に調整をしてみたいというふうに考えます。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） わかりました。

次へ行きます。アクションプランの9ページ、町営住宅長寿命計画策定。今回、一般質問でも岩和田団地のことに触れさせていただきましたけれども、相当老朽化が激しいのはもうご存知のとおりだと思います。そこで、この計画の中にも含まれるとは思いますが、計画以前の問題で、今年に入ってからお亡くなりになられた方がいて、後始末をやっている光景も見ました。長年の懸案ですけれども、新しい人は、もうあいたらストップするようなことも進めなければならないと思うんですけども。ということは、地面は国でも、上物は町のもので、町が責任持って、その辺もう先が見えている話なので、それはもう徐々にそこからスタートしなければならないと考えるんですが、どうでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ご指摘のとおり、24戸に対しまして、今、現状20戸ということで、こちらの4戸については募集を停止してございます。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） で、このまま待つということですね。じゃ、一応、その辺はもう織

り込み済みということで、よろしいです。

もう一点、ついでなんですけれども、3団地ある中で、矢田団地ですね、これはもう浄化槽じゃないです、くみ取りです。この辺のことに關しても、今度の計画の中にもやっぱり織り込まれているんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 今回、25年度の町営住宅の長寿命化ですけれども、そういった生活環境のところまで含めて計画の策定する予定でございます。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） わかりました。よろしくをお願いします。

一番最後なんですけれども、先ほど石井議員からも出ました6ページ、旧御宿高校校舎施設整備事業1,500万円の一応、補正見込みということが出ていますけれども、これ、策定委員会とか検討委員会の中で議論がされていると思うんですけれども、まず使用目的です。何のためにこの校舎を使う、使用目的、計画がちょっと定かではないと思うんですけれども、そこが初めて使用目的、使用計画があってこそその予算づけだと思うんですけれども、その辺に關しては企画財政課長、どうでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 御宿高校の普通教室棟につきましては、町の案としては、ご提示してあるのが防災の備蓄、あとは図書室機能、あとはコミュニティの場ということでご提案しております。今、数回にわたる活用委員会のご検討をいただきまして、まだ明確には提言がまとまっているという状況ではございません。今、岩和田小学校の跡地について、特別教室棟ですね、それについてまとめを3月中に行いたいという以降、また名称も含めて、両方をご検討いただくという状況になっております。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 当初から一番心配した、この校舎は老朽化が激しくて、3,800万円で購入しましたので、たまたま昨年、電気ケーブルの交換で540万円、補正が組まれました。僕の周り、商工関係者が多いんですけれども、当初から言われているのが、この校舎に幾ら町は金をかけるつもりか、そういうことが言われてきて、僕も、執行部の考えはちょっと、その辺、使う方向でいくという方向で進んでいたんで、自分的には、正直、この校舎に金をかけたら、ちょっと次から次に費用が発生してきて、多分、億からの金を費やさないといけないことになるんじゃないかということはずっと思っていました。

そんな中で、ここで初めて1,500万円という数字が出ましたけれども、中央学園は、特別棟の校舎の1階部分とインフラの整備で2億5,000万円かけると言っています。それは相手の勝手な、自分の事業ですから、それはそれで、そのくらいかかるんだなど。最後に質問したときに、この校舎はもうぼろいですよ、そんなにかけて大丈夫ですかと言ったときに、まあ5年もてばいいようなことを言っていました。

そんな中で、電気、水道のインフラだとこのくらいで済むと思うんですけども、じゃ、浄化槽です。浄化槽とかをそのまま使うのか、それともまた新たに埋めるのか。それと、常時ここに生徒、職員が1,000人とかのレベルでいるわけじゃないんです。何十人程度だと思うんですが、その辺の計画は大丈夫でしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 中央高等学院が特別教室棟を利用する、使用するという条件の中に、浄化槽復旧も含まれております。町は、活用委員会のご提言でも、極力費用をかけないでやる、そういう提言を受けております。今回のものはライフラインについて、電気、水道等を含めて復旧する、災害時には使えるようにするということがまず第一の前提でございます。今回の浄化槽関係は、町の負担ではなくて、復旧は国際学院側が行うということと、つくりの関係で、最終的には年次的に3学年、どんどん増えていきますけれども、6月と11月に各1週間に400人ずつ、3泊4日の予定で来る、それが延べで言いますと9,600人も年間、町を訪れる。

今年についても、既に昨年も行いましたけれども、臨海学校ですかね、これを7月のいつやったらいいかというのは、町として、ほかの観光シーズンにかち合いますので、どの程度がいいかというのはもう既に問い合わせがございまして、今、調整中でございます。そういうのをあわせると、本校校舎、本校機能をここに置くわけですから、一定の先生が特別教室にはいると。それは十数名ではありませんけれども、いるということになります。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 最後に1点だけあるんですけども、新築の校舎でしたらめどが立つんですけども、中古の物件を扱うとき、往々にして、ここだけ直しておけばいいやというものが、ついついエスカレートして、例えばの話、1回だけにしようと思うものが2回、3回、4回というふうになっていくと思うんですね、普通に考えると。あとは、やっぱりいろんなところが傷んでいるんで、やっぱりその都度、目に見えない費用が多分かかってしまう。中央学園から家賃月18万円、校舎3万円、グラウンド15万円、これは完全に、積み立てという考え方はあるかもしれないけれども、ランニングコストで完全に消えちゃいます。経費部分で、もし

あそこを稼働させるならば、町負担は月幾らになるか、ちょっと計算できませんが、こんな数字では多分おさまらないと思うんですね。その辺は慎重に、なるべく計画性を持ってやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（中村俊六郎君） ほかに。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

この10年を見据えた総合計画、それと総務課長の担当の地域防災計画、それと多賀課長のほうでやっている2本の福祉関係の計画、私は大変よくできているのではないかと考えております。まず、住民のアンケートをとりまして、1,500人ですか、年代別、地域別にセレクトしてくれて、回収率もよかったと。それと策定委員会、懇談会も交えて住民の人との、議員もまじったの委員会がありました。そこでも十分な意見聴取ができたんじゃないかなと思っています。それと、各種委員会等々あった中で、住民の声が十分に反映されている、この総合計画、また地域防災計画、福祉計画だと思っています。

そういう中で、今、隣の瀧口議員も言っていましたけれども、対応はローリングしながらやっていくと。緊急事態、また新しく盛り込むもの、削除するものという中で、なぜ懇談会に十何名しか来なかったのと。私も行っていましたが、一つには、住民の方が行政、議会あるいは地域の行政区の役員ですね。また、ふだんから住民の声がよく行政に届いていると、プラスの思考でいけば充分によかったんじゃないかなと。意見を賜るということは、町長も開放していると、また、議員もそれぞれの活動をして、住民の意見を十分に聞いている。そういうものがこの計画に反映されて、トータルのもので出てきたということで、私は、住民の意見、また議会の考えが盛り込まれた計画であったと。7日の日に貝塚議員が言われたように、大変よくできている計画であるんだと思っています。

そういう中で、夢が希望に、希望が実になるように、今後どうやって実行していくかと、これにかかってくるのではないかと。これは年度前の予算でいろいろと変更しながらいけば、思ったとおりの住みよい、すばらしい御宿町ができるのではないかと考えております。私見ですけども。

そういう中で、先日も少しお聞きしましたがけれども、まずインフラ整備、公共施設の改築・改修ですね。多大な予算が必要となります。そういう中で、今、岩和田の住宅の話もあります。消防本部の話もあります。御宿のインフラ、40年以上たっているものが大変多くあります。そ

ういう中で、計画的にスクラップ・アンド・ビルドという話になっていくんでしょうけれども、過度に財政に負担がかからないように基金を積み、安定した財政運営をするということは充分理解しておりますけれども、そういう中で財調ですね。住民生活に関与する基金、学校建設基金、公共施設維持管理基金、8日に承認されました児童福祉・建設等基金、これは補正で1億円という話でした。それと東日本大震災の復興基金、これが現在高でどうなっているのか。各基金を年度でどのくらいの金額で積んでいくのか。そして、各基金の支出年度ですね。公共施設なんて28、29で5,000万円ぐらい支払っていくという中で、過度につきまして一般会計の執行がままならなくなるようなことがあってはならないですね。本家より分家のほうが多くなってっちゃう、基金が多くなっていくと、執行がなかなか厳しくなるようなことがあってはいけないという中で、財政規律ですね、どの辺まで持っていくのか。また、アクションプランの5年間でいいんですけれども、どのくらい積み増していくのかと。各6個の基金について、概略でいいですけれども。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 基金、25年度末ということで、まだ補正予算も終わっていませんので、ご審議、ご提案したようなことを入れたと想定してよろしいでしょうか。24年度末に、今回、基金の設置条例、また提案ありましたので。

（瀧口議員「結構です」と呼ぶ）

○企画財政課長（木原政吉君） そうしますと、今、財調が約3億5,000万円。

（瀧口議員「ちょっともう一度」と呼ぶ）

○企画財政課長（木原政吉君） 財政調整基金が3億5,400万円ですね。

それと、学校建設基金、これが今回、割り増しがグラウンドのほうにありましたので、一部それに充てると。それと、今回、24年当初で組んだものをもうちょっとストックしたいということで、1億200万円程度、25年度まで残すということになります。

あと、公共施設の管理基金、これについては、今回、24年度末では5,000万円積ませていただく予定になっていますので、1億3,000万円。それと、校舎等の建設基金、これについて3月補正で1億円積ませていただくということになっております。

もろもろ全部、ほかの基金も、細かい基金等も入れまして、今、基金総計で7億8,000万円程度になるということです。

今後、アクションプランでお示ししました、例えば公民館の空調をやっているとか、それを年次やって、公共施設の維持管理基金を充てますよということになりますと、29年度末で、今

1億3,000万円あるのが5,000万円、8,000万円ということでございます。これはまだ今年度以降の財源調整が不透明ですから、積まない、積めないという想定の中での、ただ一方的に崩すという想定でございます。今回、一般質問でご指摘もありましたけれども、積める余裕があれば、やはり今年度にしないということで、財調もしくは目的基金に積んでいきたい。当然、そういう感覚でございます。

それと、保育所については、27年度を目指したいということでご説明しております。一般的には起債しか充てられないという中で、今回、防災を兼ねた国交省の補助金がつくのかどうかということと、事業費がどうなのかと、ご協議の中でですね。ということになりますけれども、当然この1億円については取り崩していくと。建設等に持っていくという感覚でございますので、減ると思います。

それと、学校建設基金についても、共同調理場を今アクションプランの中でお示ししております。協議の結果、あそこに建てたいということで、これにはいろいろ支障がございまして、協議の中でビルトインといいますか、一緒に建てるのか、それとも個別に建てるのかという、これも協議になってきます。そういう意味でいいますと、今、1億200万円あるものはそこに充てていくんだという想定の中でございます。

あと、逆に防災の基金、これは防災無線のデジタル化に向けて、やっぱり積んでいかなきゃいけない。28、29年度で、今の想定では2,000万円ずつ積んで、4,000万円までという話と、財調については、今の段階では多少やっぱり崩さなきゃいけないという見込みでおります。

あと、ここにはまだご協議いただくアクションプランに点線が入っているところについては、実際に額が決まりませんので、それをまだ加味しない中で26年度末で6億円程度、予算ですね。そういう計算の中でございます。

ただ、それには今言った学校建設基金はそのまま残っている。まだ幾らかは足りない。それと、保育所の中もまだ残っておりますので、それを差し引いていきますと、6億円から1億5,000万円を引くということですから、4億5,000万円程度。ただ、協議の中で額が確定していけば、それはなくなってくるということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番。

○9番（瀧口義雄君） どのくらいの一般会計の比率、基金に積んでみるのは、やってみなかつたんですか。年度計画で積んでいくんでしたら、予算額の一般会計の何%ぐらいを基金として積んでいくのか、そういう計画があるのかどうか。余ったら積むのかという、その辺。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君）　今までなかなかそのとおりににはできなかつたんですけれども、地財法の中で、繰越金の2分の1は財調のほうに積むんだという指導といいますか、そういう決まりです。今後は、前回もご指摘があったように、極力2分の1程度、プラス目的基金に極力積んで、後年度に備えたいというふうには考えております。

○議長（中村俊六郎君）　9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君）　要するに、残高の2分の1を基金のほうに積んで、2分の1は繰り越しのほうへ回すという考えでよろしいんですね。

そうしましたら、一般会計に余りひびが入らないようにしていただきたいのと、年度の予算が充分にとれるような配分をしていって予算編成していただきたい。

次に移ります。5の次代を担うちからですか、その中で、先般聞きそびれて教育長には迷惑をかけたんですけれども、国の教育方針が大きく変わりました。ゆとり教育からの脱却が言われていますが、御宿町の教育委員会は小中の現場にどのような指示を出したのか。また、今後、具体的にどのような対応をするのか。

それと、今も出ましたけれども、また、7日に貝塚議員が一般質問の中で言うておりますけれども、それに付随して、共同調理場の建設が予定されております。一言、これは町で可能な限り規制緩和を進めていただきたい。全てのものなんですけれども、特にこれに関しては。やっぱり防災関係の形もとれると、また補助金もそういう形についてくるという話も聞いております。

共同調理場の件です。小中の共同調理場というだけでなく、災害にも使える、また町のイベントとかいろんな形でも、お手伝いしている人、職員とかが使えると。災害のほうで言いましたけれども、それとアレルギーとか離乳食とか、いろんな形のものを使用しております。そういう中で、保育所も使える。そういうような形で多機能型の共同調理場にしていただければと。町にはいろんな施設が多い中で、やっぱり一つの目的を、調理という一つの目的を持ったものは1つに、コンパクトにさせていただく。それで、補助金の関係があるのは充分承知しておりますけれども、そういう形の施設を集約していかないと、これからいけないんじゃないかなと。

保育所の問題は充分承知しております。中に、ちょっとした調理とまでは言わないんですけれども、台所ぐらいのものがあれば、保育所は充分に済むと。また、アレルギーとか、いろんな問題も管理栄養士がついていますから、充分対応できるということは聞いておりますから、総合的に判断していただければと思います。

○議長（中村俊六郎君）　木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 議員がおっしゃるように、公共施設のあり方の問題というのは真剣に考えなきゃいけないと認識しております。6日の日にも説明いたしました。今、防災中心に公共施設をやる場合に、今まで考えられなかった、教育の補助金もあるんですけども、いろんな物事を合わせる、それについて提案が国から直接あるという中では、議員のおっしゃるように、そういった意図を踏まえた中で検討していかなくちゃいけないと思っております。

ただ、今までも、そうはいつでも、国交省とか、いろんな省庁の関係の絡みがいまだにあるようなことも聞いていますので、その辺を踏まえた中で、慎重に、その辺含んで考えていきたいと考えます。

○議長（中村俊六郎君） 浅野教育長。

○教育長（浅野祥雄君） この前、お聞きされなかったということで、話したいと思います。

確かに、議員のご承知のとおり、ゆとり教育、それがたるみ教育だというようなご指摘があったかと、全国的には思います。その中で、これからはどういうことが必要かということで、指導者が今まで支援であったということで、指導しなければならないというように転換していったということでもあります。

そこで、御宿町でもこれからは、豊かな心、確かな学力、そして教師の指導力向上というようなことで、先般、学校のほうにも伝えてあるところであります。学校が責任を持って、1時間、1時間の教科指導を大切にしていくということと、変わりました、23年度から実施されました小学校、24年度から実施されました指導要領の改定に伴う指導時間も大変増えてまいりました。その中で、一日の中で授業時間を大事にすることと、もう一つは、それを確実に消化していくというか、指導していくというようなことを重点的に、学校には伝えてまいりました。これから自分たちの学校づくりということで、教育委員会としてもそのような内容で推進しているところであります。

以上でございます。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 保育所の関係でございますが、これから建設検討の委員会が立ち上がるわけでございます。ただ、面積等につきましては国の基準、最低基準といったものがございますので、こういうものと絡めてまた検討させていただきます。よろしく願います。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） あとはちょっと確認の問題が2点あるんですけども、防犯カメラの

件は、総務課長がそういう形で検討していただけると。

それと、巡回バスですね、タウンバス。それも25年度計画して、26年度から実施と。そういう中で、やっぱり買い物支援もテーブルにのっていると。福祉タクシーもテーブルにのっていると。これは実施されていますけれども、その辺のどういう計画でいくのか。

まず、防犯カメラ、もし協議とか意見聴取とか、そういう形で年度内に持って行っていただけるのか。バスのほうは協議会を立ち上げるという形の確認をとっていますけれども、買い物支援、これも一緒に同じテーブルにのってくるのか、またセパレートしていくのかという問題がありますけれども、その辺の仕分けをちょっとしていただければと思います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 防犯カメラにつきましては、一般質問のときにもお話しさせていただきましたが、まず、区長会が二月に一遍、この先の予定でいきますと4月に開催されますので、その段階で一度ご提案をさせていただいて、ご意見を伺いたいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 買い物支援ということでございますが、実際に車のほうの関係と、それから今、業者さんがお弁当を届けたりしている500円の配送サービスがございます。国交省のプランの中に買い物サービスというのがたまたまございました。これがどういう形で今後形になっていくのか、今後の計画の中で検討させていただきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 今、先日の一般質問でお答えしました、国交省の中に、多賀課長が説明された地域公共交通確保維持改善事業という補助制度がございます。この中には、地域内のバス交通プラスデマンド交通等の確保ということを、ただ、今想定している、まだ確定していませんけれども、それを仮に一緒にやると、混乱をちょっと招くのかなというふうに考えております。最終的に補助金をもらうについては、法定で決まった協議会をつくらなきゃいけないんですけれども、まだ確定ではないんですけれども、その中では分かれてやっぱり議論をしないと、混同する場面と、あと集合してやる部分、両方必要なのかなというような認識は持っております。時間の関係も当然あると思います。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 最後になりますけれども、あとは予算面でという話で、この1点で終わりにしたいと思いますけれども、67ページの污水適正処理構想の見直しです。これ、一般質

間でもさせていただきました。そういう中で、これは全部関連してくる話なんでしょう、小型合併槽の推進事業ですね。それと、先ほど土井議員が質問したろ過紙の配布ですね。それと水源水質の検査の約1,972万円の事業費ですね。これが一つの一体の事業ではないかなと、そう思う中で、このろ過紙は、今から7年ぐらい前ですか、8年か、伊藤議員が質問された経緯があって、実施されたかどうか、ちょっと定かでないんですけれども。とりあえず、こういう形で暫定的に水質を確保するという事はわかるんですけれども、これを3,500全部配布する必要があるのかと。合併浄化槽のうちほとんどネット、ろ過紙ではなく、ネットを使っている。大体の家庭がそうしているのではないかと思っているんですけれども、教育課のほうで啓蒙にという話、啓蒙のほうに主を置いたほうがいいのではないかと。

それともう一つは、汚水適正化計画構想ですね。御宿に清水川を除いた14河川、もっといえばどぶ川みたいなもの、これがどのくらいあるか。4本ぐらいといっても、もうちょっとあるんじゃないかと思っているんですけれども、この流域あるいは上流周辺の合併浄化槽、またそうでない家庭の調査をして、実質的に合併浄化槽を推進させたほうがより賢明ではないんですか。あるいは、袖無川の流末処理ですか、そういう形のものも持ってきたほうがより効果的で、より現実的な話ではないんですか。これをまた適正化構想も県でやらなきゃいけないのはわかっていますけれども、現実的に、その流域・流末の汚水の検査をしながら、これを検査していく中で、また10年たってしまうのが見えているんですけれども、町として、とりあえずは河川の流域の合併浄化槽に対してもっと厚い手当をしたほうがよりいいのではないかと。転換も含めて。という一つのご提案したいと思います。

それと、先ほどの啓蒙は確かに必要です、全家庭に対して必要だと思っていますけれども、その辺の手順をどうするのか。

それと、もう一点、やっぱり行政は手順を踏んでいくという中で、なかなか実行に移るまで時間かかってしまう。そうすると現状が変わってしまいます。そういう中で、全ての事業に対してスピードを持ってやっていただきたい。これが私の一つの要望でございます。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず、ろ紙の配布のほうでございますけれども、こちらのほうには、啓発、それから先ほど教育長のほうからお話のありました学校との教育との関係、その辺を含めまして、総合的に効果のある啓発を行っていきたいと考えております。内容については、今後、調整をしていきたいと考えております。

また、汚水処理につきましては、先ほどご指摘のありましたように、さまざまな現況ですと

か、論点をまず整理する必要があるかと思えます。平成25年度は、その論点の整理をまず行いまして、その中で解決すべき問題等を洗い出して、見直し等については取り組んでまいりたいと思えますので、よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第19号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第3、議案第20号、御宿町地域防災計画の策定についてを議題といたします。

氏原総務課長より議案の説明を求めます。

氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 御宿町地域防災計画について、ご説明を申し上げます。

町の地域防災計画の見直しにつきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成23年から準備作業に入り、平成24年8月6日の県地域防災計画修正完了を受けまして、具体的に作業を進めてまいりました。

作業にあたりましては全庁体制で作業にあたり、これまで7回にわたる校正、修正を加えてまいりました。

町議会への説明につきましては、12月中旬に全議員に修正案を配付し、内容のご確認をいただき、12月19日には総務委員会、2月27日には全員協議会でご審議をいただいたところであり

ます。

500ページにわたる内容でございますので、ご意見につきましては、後日、文書にて提出をお願いし、各議員から多くのご意見をいただきました。修正すべき点は計画に反映させていただきました。ありがとうございました。

防災会議につきましても、2度の会議のほか、計画内容については文書による照会を数度にわたり実施し、勝浦保健所、勝浦海上保安署、夷隅土木事務所、自衛隊下志津高射学校、NTT東日本千葉支社などからご意見をいただき、修正を加えたところであります。

12月末には千葉県夷隅地域振興事務所へ意見照会を行い、1月中旬に指摘事項の修正を完了したところであります。

パブリックコメントにつきましては、1月25日から1カ月間実施をいたしました。内容が専門性があるためだとも思われますが、ご意見はございませんでした。

それでは、議会運営員会の了解を得られましたので、お手元に配付をさせていただきました御宿町地域防災計画概要版にて、ご説明をさせていただきます。

まず、1ページをご覧くださいと思います。

東日本大震災を教訓に、防災力の向上には、自助・共助・公助が連携し、それぞれの立場で防災に取り組むことが重要であります。防災の基本的理念を図示したものでございます。

次に、その2ページであります。防災計画の概要についての記述で、主に総則編についてまとめたものであります。町防災計画は、地震や津波、風水害などの自然災害や放射性物質事故、海難事故から住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、災害対策基本法に基づいて、御宿町防災会議が作成する計画であります。

東日本大震災では、千葉県におきましても津波による人的被害が発生するなど、甚大な被害をもたらしたことから、改めて住民が安心・安全に暮らせる災害に強い町づくりを目指し、地域防災力の向上や津波対策の強化推進などを重点的に修正し、防災対策の充実を図っております。

計画の位置づけ・目的であります。国・県・町の計画の位置づけを図示してございます。内閣総理大臣を会長とする中央防災会議が我が国の防災の基本を示した防災基本計画を作成し、県知事を会長とする県防災会議が県内の市町村や指定地方行政機関、指定公共機関などの防災に関する役割を定めた千葉県地域防災計画を作成いたします。町地域防災計画は、これらの計画に基づき作成するものであり、計画実施へ向けたマニュアル等の整備により、庁内での防災活動を効果的かつ効率的に実施することを目的としております。

御宿町防災会議は、災害対策基本法及び御宿町防災会議条例に基づいて設置され、町域に係る地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、町長の諮問に応じて、町域に係る防災に関する重要事項を審議するための機関であります。

次に、地域防災計画の構成につきましては、町防災計画は、災害の種類ごとに計画を作成しており、総則編、地震・津波編、風水害編、大規模事故編の4編の構成としております。

第1編は、総則であります。計画全般にわたる理念、基本方針を示すとともに、災害種別ごとの総則で示されていた事項を共通事項として整理するため、今回の見直しにより新設をしたものです。

第2編、地震・津波編は、地震や津波による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものであります。東日本大震災の教訓を受け、津波対策の充実を期するために、従来の震災編を地震・津波編へ改称いたしました。

第2編、地震・津波編の附編につきましては、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生の防止等を目的としてまとめたものであります。

第3編、風水害等編は、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものであります。

第4編、大規模事故編は、林野火災、海難事故、油流出事故、鉄道事故、道路事故、放射性物質事故など、大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたもので、この計画に定めのないものにつきましては、第3編、風水害被害等の規定に準ずるものとしております。

計画の範囲といたしましては、町防災計画は、災害救助法に基づき、知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条の規定に基づき、知事から町長に委任された場合の計画または知事が実施する救助事務に協力する場合の計画及び同法適用前の救助事務に関する計画その他防災に関する各種の計画を包含するものとし、法令等に特別の定めがある場合のほか、防災に関してはこの計画によるものとしております。

次に、3ページであります。地域防災計画の基本的な考えと今回の修正点についてまとめたものであります。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化する減災の考え方を基本としております。被災しても人命を失わないことを最重視し、また、経済的被害

害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備えていくものとしております。

計画の修正のポイントではありますが、東日本大震災を教訓に、大きく6項目にわたり修正を加えております。

1点目は、地域防災力の向上であります。

災害から命を守るためには、自分の命は自分で守るという自助、自分たちの町は自分たちで守るという共助、それから町・県・消防などの防災関係機関の取り組みの公助が一体となって、地域防災力を向上させることが重要であること。本計画では、地域防災力の向上を、予防、応急対策、復旧などの防災対策を実施する上での共通理念として位置づけをしております。

2点目は、庁内体制の強化であります。

このたびの大震災を踏まえ、町が災害対応能力を喪失するなどの大規模災害が発生した場合においても、迅速で効果的な災害応急対策が実施できるよう、市町村間協定を含めた災害応急活動体制の強化に努めます。

3点目は、避難所運営体制及び備蓄品の見直しであります。

災害時要援護者や女性の避難生活に配慮しながら、避難所運営マニュアルを作成、災害時における避難所の円滑な運営を図るとともに、生活に最低限必要な食料、飲料水や生活必需品の計画的な備蓄を推進します。

4点目は、防災拠点施設の整備であります。

被災地外からの支援物資や人的応援を速やかに、かつ的確に受け入れ、救援・復旧活動を展開するため、旧御宿高校を活用し、オープンスペースを確保した防災活動拠点のネットワーク整備を進めてまいります。

5点目は、津波対策の強化・推進です。

地震イコール津波、即避難など、津波防災意識の向上や避難場所、避難路等の指定・整備に努め、多種多様な媒体を使って、住民に対し周知徹底を図るとともに、住民への正確かつ迅速な情報伝達体制の整備や避難誘導における安全確保の確立を推進してまいります。

6点目は、放射性物質事故対策の策定であります。

原子力災害につきましては、国及び事業者が適切に対応するものでありますが、福島第一原子力発電所事故で放出された放射性物質によって本町にも影響が生じている状況を踏まえ、県外に立地する原子力発電所等における事故にも対応した計画といたします。

4ページをご覧くださいと思います。4ページにつきましては、地域防災力向上のため

の自助についてまとめたものであります。

東日本大震災では、津波による被害が特に大きく、東北3県の死亡者のうち9割以上の方が溺死とされております。

大規模地震に際し、被害を減らすためには、逃げおくれなことが最も重要なこととなります。被災時の行動がその後の明暗を分けることとなります。町民の皆様が自分の命を守るために必要な日ごろの備えとして、2項目に分けて記述をしております。

1点目は、災害に冷静に行動できることを身につけておくこととなります。

そのためには、自然災害に対する正しい知識を身につける、地域の自主防災組織や防災訓練に積極的な参加。いざというときにどこに避難するのか、避難経路も一つでなく、自宅や地域の危険場所を把握しておくこと。防災無線やテレビ、ラジオなどの災害情報を把握することが大切であります。

2点目は、日ごろからの災害への備えであります。

阪神淡路大震災におきましては、家屋の倒壊が多く発生いたしました。比較的古い建物に大きな被害が集中しております。家屋の耐震化を図るとともに、家具や大型家電の転倒防止対策を進めることが重要であります。

また、これまでの災害時には、救援物資がしばらく届かなかったことが報告されております。町や県では一定量の備蓄品を保管しておりますが、指定された避難場所へ避難できない場合などの最悪のケースを想定し、日ごろから3日以上の水や食料、生活必需品を備蓄しておくことも大切であります。

災害から難を逃れるには一刻も早い対応が必要であります。貴重品や懐中電灯、非常食などを入れた非常持ち出し袋を用意しておくことも重要な備えであります。また、家族の安否確認や指定された避難所、避難路等を家族等で確認しておくことも大切であります。

次に、5ページであります。地域防災力向上のための共助についてまとめたものであります。

阪神淡路大震災では、家屋の倒壊などにより生き埋めや閉じ込められた人のうち、多くが地域住民により救助されたと伝えられております。災害発生直後は、公助による救出等には限界があります。

このようなことを教訓に、自主防災組織が設立をされておるところであります。

自助、まずは自身の身の安全を確保する。次は共助であります。大規模災害では、予期せぬことが多発します。一人一人の力を結集し、自分たちの町は自分たちで守ることが地域の防災

力向上には欠かせない重要な要素となっております。

そのための日ごろの備えとして、2項目について記述をまとめてあります。

地域のみんで助け合うためには、日ごろから地域住民で行政区や自主防災組織の取り組みに参加をすることが大切であります。日ごろの防災活動において有事の行動を確認し合うことが重要であります。災害時には、自分の安全を確保しながら、近所に避難を呼びかけ合うこと。避難所生活は長期にわたることが想定されますので、避難者にならず避難所運営に参加をしていただき、良好な生活環境を保つように協力し合うことが大切であります。

2点目は、災害時要援護者を地域で守ることです。

東日本大震災では、津波による被害が特に大きく、東北3県の死亡者のうち9割以上の方が溺死であります。その年齢構成を見ると、60歳以上の方が約65%を占めており、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになったところであります。

本町でも、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防・応急対策、復旧のそれぞれの段階におきまして、災害時要援護者の視点に立った対策を講じるものとしております。

町では、災害時要援護者避難支援プランを現在作成中ではありますが、共助として、日ごろから地域のお年寄りや障害者、外国人等の避難に支援が必要な人を把握し、有事の際は協力し合えるようにしていただくことが大切としております。

6ページに移りまして、6ページは公助についての記述であります。

町・県・消防などの防災関係機関が取り組むべき災害予防、応急復旧対策についての記述、自助、共助の取り組みへの支援についてまとめたものであります。

町の取り組みといたしましては、防災計画を作成すること、災害発生時に警察や消防と連携して救助救急活動を実施すること、県等への応援要請をすること、避難場所等の指定、整備を実施すること、学校や道路・橋梁の耐震化を進めること、ライフラインの応急復旧を実施すること。また、自助・共助の取り組み支援として、児童生徒への防災教育を実施すること、住民への災害情報、指示を発信すること、緊急物資を備蓄すること、各種防災訓練を実施すること、自主防災組織の機能強化を支援することを主な取り組みとして掲げております。

6ページの下段には、災害時に最も重要となる各種防災情報の伝達の流れを図示したものでございます。

7ページに移りまして、7ページは、地震や津波への備え、対応行動についてまとめてございます。また、避難のための基礎資料として、津波ハザードマップについての記述や、災害時

に家族、知人の安否確認をするために、伝言ダイヤルの録音・再生方法についてまとめてございます。

最後に8ページであります。避難場所、一時避難場所について表であらわしてございます。

津波発生を考慮し、より高台に避難していただくために、津波浸水地域内の避難所、御宿公民館、御宿小学校の2カ所を、避難場所から今回、外しております。また、津波浸水地域には入っておりませんが、標高10メートル以下の場所については、避難所、避難場所から見直しをいたしました。これまで避難所等で指定しておりました岩和田青年館、八坂神社の2カ所、合計4カ所を見直しをし、新たに一時避難場所として、津波避難ビル7施設を加えてございます。

以上が地域防災計画の概要であります。今後のスケジュールといたしましては、本日、議会のご承認が得られましたら、防災計画書の印刷に取りかかります。100部印刷を予定しております。町議会、千葉県及び県の出先機関、警察、自衛隊、海上保安庁、近隣市町村、NTT、東京電力、JR東日本、区長会などに配付をいたします。

また、住民へは、町ホームページへ掲載、広報の防災特集として掲載するほか、概要版を全戸配布いたします。

自主防災組織や老人クラブ、小中学校など防災訓練や防災講習会において地域防災計画について啓蒙してまいります。

役場職員向けには、参集訓練、災害対策本部運営訓練、避難所管理運営訓練など、実践に即した訓練を行ってまいります。災害対応への基本的事項について研修を行います。

また、今年度、津波ハザードマップにつきましても現在、見直し作業を進めており、でき次第、全戸配布を予定してございます。

今後も、地域防災計画につきましては、国・県等の動向を踏まえ、随時、見直しを進めてまいります。

今回の地域防災計画見直しにあたりましては、東日本大震災の教訓により、大幅な見直しとなりましたが、さまざまな課題が明白となりました。

地域防災計画に盛り込みましたさまざまな対策の実現に向けて、自助・共助・公助という視点で課題の克服に努力していかなければなりません。町職員も一丸となって課題の整理に努めてまいりますので、議員の皆様方にも今後とも地域防災力の向上に向けてご助言、ご協力をください。よろしくお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君）　ここで10分間休憩します。

(午後 2時14分)

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 2時29分)

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

8番、小川 征さん。

○8番（小川 征君） ちょっと一、二点のことなんですけれども、最後の地震の備えで、5の助け合い、隣近所で救出救護ということでございますけれども、これはやはり日ごろが大切でございますけれども、各部落で調査を考えて、隣近所でいえば1組2組と、大げさに分ければそういうことはありますけれども、その方々にも、やはり日ごろの訓練をお願いして、やはりいざとなったときには、ここのうちに、例えば若い者がいると、そういうのをふだんから把握して、これを救護に携わってもらいたい。これから、これはこれだけ、このきめ細かな防災対策を備えてありますから、もっと細かく言わせてもらえば、人の命はお金じゃ買えませんから、1に訓練、2に訓練ということで、隣近所、親戚より隣近所が大切だということは、ここで言えると思うんです。だから、何組かの近所、何軒あるかわかりませんが、その中に、どこに男の子がいて、どこに要援護者がいるとか、そういうのを隣近所でいつもの訓練をしたほうが、よりポイントだと、私は思います。それをひとつ、これからお願いしたいと思います。

それから、ここにいろいろ載っていますけれども、言えば切りがないんですけれども、災害時の避難の器具ですか、避難の防災テントとかありますけれども、先日、郡の防災訓練の中で、緊急テントの張り方とかがありまして、畳30畳と40畳ぐらいありますか、それを夷隅郡広域消防のほうで購入をして、その実験をやりましたけれども、緊急のときにひもを引くと、10分かそこらでもうきちんとしたテントになりまして、30畳や40畳だと、30人も40人も可能だということでございますけれども、一番安い30人ぐらいで、二百五、六十から300万円ぐらいするんだな、そういった値段でございますけれども、これは一つの計画でございますから、その辺の趣旨を頭の中へ入れて応援していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 今、議員からご指摘がありましたように、まず災害への備えということで、やっぱり自助の精神であります。隣近所、向こう隣、両隣3軒ということで、日ご

ろのコミュニケーションをとっていただくということが重要であります。そういう意味では、御宿町がまだ旧来から、そういう人間関係が構築されている地区が大半でございますので、町としてもそういった自助の支援という形で、訓練の中で、どのようにそれが実践に即して、有事に備えて有効な訓練ということは、今後やっていきたいと思っております。特に、今、保健福祉課のほうで、お隣支援プランとかも作成しておりますけれども、御宿町の避難するにあたって支援が必要な方、高齢者の方、そういった方々が避難所までどのくらい距離があって、何分で行けるのかというぐらひは、全部の生活支援者でカバーできる、そういう訓練をしていけたらというふうに考えております。

また、エアータント等についてのご質疑がございましたけれども、これにつきましても広域消防、また県の夷隅振興事務所のほうにもかなりの数のテントがもう既に準備されております。そういったものも含めまして、町の備蓄品計画につきましても今後精査をして、瀧口議員からもボートとか必要じゃないかというようなご意見もございますので、そういったものも踏まえて整理をしてまいりたいと考えています。

○議長（中村俊六郎君） ほかにありませんか。

10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 1点、防災計画に変更に伴い、ハザードマップを避難所、一時避難所とか結構ありました。それと、道、ルートに関して、避難所に行くまでと、それが1点と、大学、企業の保養所がそこにはありますでしょうか。その2点をお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 避難所については、資料編の中に挙げている事業になっておりますけれども、そちらに一覧表が載っておりますが、この中に含まれていない、協定に基づく民間の保養施設等があります。それにつきましては、既に協定は済んでおりますが、公開はしないというのが前提ということになっておりますので、この計画の中には含めてございません。有事の際には、当然そういった協定に基づいて対応させていただくということになるかと思っております。

避難所までのルートということですが、これも一般質問等でご質問いただいております。基本的には、御宿町は平地部分が非常に面積が少ない。ですから、高台までの距離がおおむね300メートルから400メートル、直線にすれば歩いていただければ行けるということですが、基本的な考え方は、川と海を背にして逃げていただくというのが基本的な避難のルートになるかと思っております。当然、火災も発生する。場合によってはブロック塀が倒壊する。そ

ういったことで通行ができないような、そういう部分も出てきます。ですから、複数の避難経路を、日ごろの防災訓練の中でシミュレーションしていただくということが必要かと思えます。

また、そういうものにつきまして、基本的な動線、そういったものについては、サイン整備であるとか、自動点滅の誘導装置であるとか、そういった整備は今後進めてまいりたいと考えます。

○議長（中村俊六郎君） ほかにございませんか。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 私は、復興地域防災計画につきまして文書で質問したところです。

これは、陸前高田小友町は、私のいとこが、いとこといっても、うちの家内のいとこがここで亡くなっています。今日は命日です。私はこの災害に際しまして、ちょうど行けたのが、あの2011年3月11日に起こったときに、ゴールデンウィークですね。ゴールデンウィークによく妻が行きまして、うちの家内と息子は、先に避難所にいるうちの母親に会いに行きました。それで、私は留守宅でということで、ゴールデンウィーク、私は直接夜行バスで、東京駅から盛岡まで、ずっともう運転手がかわりながら、ノンストップというか、途中、トイレに寄らない、そういう思いして盛岡に着きまして、一時、近くのホテルで少し休んでから、レンタカーを借りまして、ちょうど大船渡線は気仙沼から盛岡までは不通ですね。ちょうどそういうことでバスも出ていたんですけども、向こうの被災地に行ったときに、自由に行動ができるようにということで、盛岡でレンタカーを借りました。何というか全然わからないんですけども、相当大回りして、北から入っていった感じで行ってきました。

そこで私は、こういう、いとこの方がこの大津波で亡くなりまして、それは大変なことだったそうです。遺体探しも大変なんですね。その100メートル以内に、たまたまいたそうです。全部探して、全部全部、いつ見つかるかどうか。肉親は、親戚一同がみんな集まって探索するんです。約1週間でようやく見つかったそうですけれども、見つかっただけでもいいほうで、まだ見つからない方が大勢いるということを聞いています。

あと今回、ちょっと話させてもらいますけれども、このレンタカーで、僕の実家が陸前高田ですから、大体あの辺だなということで車を運転していったんです。カーナビで行ったんですけども、カーナビが言うこときかないんですね。私が目標があのだと言っても、違う方向ばかり指すんですよ。それほどカーナビがもうきかない場所になっちゃったのか、それともカーナビが壊れていたのかどうか、ちょっとわからないんですけども、多分壊れていないと思

います。カーナビも、あの地区に行っちゃうと磁気的なことがおかしくなっちゃうんでしょね。そんな現象をまざまざと見ました。

それで、ようやくあの辺に行った、近くの人があの辺のうちだろうということでようやくわかりまして、被災場所に行ったら、やっぱりもう、今の方々は3回津波を受けているそうです。いとこのうちのところに私が何回か訪問したときに、津波堤がすごく大きくて、最初は、あれは何だという形で言ったら、いや、あれは津波の防波堤だよと。自分の高さよりもずっと、もう何というか、10メートルぐらいあるんですかね、そんな防波堤があるんですけども、海は全然見えないんです。

ところが、今回の陸前高田の一本松も見に行ってきましたけれども、もう高潮堤、津波堤は一切ありません。平らです。そんなすごい津波だったんだなと。その息子が、55歳ですから私と6歳違いで、親思いで、両親を避難所に届けて、一家の大黒柱ですから、貴重なものを忘れちゃったということで、自宅に取りに行ったところ、第二波の津波が本当に大きかったらしいですね。それで亡くなったということで新聞にも出ました。本当に、その心労で、父親は数週間後に亡くなってしまいました。本当に私が行って、いつもいろんなところを紹介してくれて、サケなんか、うちの千葉県ではわからないですけども、冬にサケをとる、そういう実際の現地を見せていただいたり、あの辺の風光明媚なところを見せていただきました。本当に私は悲しい思いで、この3・11を見ております。

今も、きのうも3・11のテレビ報道をしていましたけれども、今おふくろは仮設住宅に住んでいたんですけども、御宿に来なさいよと、ひとり住まいなものですから、御宿に来なさいよということで、選挙のときに一度来まして、また昨年9月に迎えにいつてきました。御宿は本当に住みやすいところだと。それで、周りの方々は本当に温かく迎えてくれたと。もう、大船渡地区は高台に住宅地を設けるといっても土地がないんですね。だから、どうしようかなと弟と相談しているらしいんですけども、できれば御宿に住みたいと、そういうことを言ってくれまして、わざわざうち買わなくても、私の自宅と一緒に、娘と一緒に住んだらいいんじゃないかと、私はずっとそれを勧めていますけれども、やっぱりこういう、私がありがたいのは、そういう東北のズーズー弁が、この御宿に来て温かく迎えてくれる。この精神は、やっぱり400万年前のDNAを持っているのかなと。御宿町の人、ちょっとそんな言っちゃうとあれですけども、一般的にそういうふうなものを持っていたんじゃないかなというふうに、私は思っております。本当にありがたい限りで、本当に感謝、感謝でいっぱいです。

そうした中で、私はこの東日本の大災害は、本当に協力していただいて、御宿の町民が1人

でも助かるような計画を立ててもらいたい。これは本当に誰もが、私以外にも誰もみんなの願いだと思います。ですから、私は辛口に物事を言います。

それで、私は、この私が質問したとあって、その返ってきた文章を一つ一つ、担当の総務課長に確認しておきます。

災害対策本部設置前の初動体制はということで、私は質問しました。そうしましたら、この中に、1つはあれなんですけれども、全職員に周知させて、定期的実践に即した職員の参集、災害対応の訓練について実施しておりますということですね。実施しているわけですね。

○議長（中村俊六郎君） 総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 参集訓練等については行っております。昨年も実施をしております。これにつきましては、基本的に初動マニュアルというか、それを職員に、既に2年前の大震災を受けまして、初期対応についての基本的な考え方についてまとめてマニュアルを、全て全職員に配布をしてございます。定期的に訓練の中で、その行動を確認していただくということとであります。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 実施しているということでお伺いしました。

そこで、私は質問します。

全職員に対して、そういう実施していると。私は、これは初動体制がいかに大切か。これは岩手県の防災危機管理官が書いたものです。まざまざと書いてあります。その本部がいかに、町民に対していかに適切な情報を伝えるか。それでいろんな支援をしていく方法をみんなここで、この方が150日間、すごく苦労したとつづってあります。

そこで、私は、ある町民がこんなことを言ったんです。これは私の信頼する方ですが、全然つくり話でも何でもなくて、寄席だったら、すごく笑いものになるんですよ。実際に起こったら、笑いものどころじゃないですよ。ある女性の勤務している場所の職員が、町に連絡したそうです。津波が起こったときにはどこに逃げるんですかという電話をしたそうです。そうしたら、どう答えたと思いますか。総務課長だったらどう答えますか。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） ちょっと質問の趣旨がわかりませんが、職員が役場に津波に遭ったときにどうやって逃げますかと電話をしたという話ですか。

○議長（中村俊六郎君） 土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） ちょっと私が、じゃ、言い方がまずいんですけれども、ある職場の、

女性が多い職場だそうです。そこのいわゆる従業員同士で、この津波問題というのはやっぱりすごく注目されているわけです。その中の1人が、じゃ役場に聞いてみるかと。その職場で、どこに逃げればいいんですかということ、役場に電話したそうです。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） わかりました。私であれば、まずお手元に津波ハザードマップはございますかと聞いて、なければ、じゃ、お届けしますよという話になると思います。その中で、近くが一番最短で高く、より安全な避難所はどこなのかというのを確認してください、そういう話になるかと思います。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 私だったら、こう答えます。ハザードマップなんかない緊急事態ですと想定してください。今は平常時の話でしょう。

○議長（中村俊六郎君） 総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） ちょっと質問が、失礼、ちょっとわからなくて申しわけありません。緊急時ですね。緊急時にどこに逃げるかということについては、ですからそのようなことがないように、防災訓練の中でそれぞれ確認していただくということを、今後、徹底してまいりたいと考えております。まさに、そういう質問があること自体が、まだ課題が山積なんだ、周知が足りないんだということでは、反省をしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） これは、被災を受けたうちの者にも答えてもらいました。あなたはここに、今いるんですかと言っている。ここ、ここです。そこだったら、そこが避難場所ですよという答えがありました。私もまさにそうだと思うんです。緊急時ですから。緊急時の事態にしてもらわなきゃいけない。今、平常時だから、いつもハザードマップ、そんなことではなくて、そういう答え方をしてもらいたい。それで、あなたが自宅はどこですか。ここです。その自宅だったら、その一時避難場所か、次の避難場所はここですよという形にして答えを出すのが、私は正解だと思います。

ですから、もう一度、その人に言うには、ですからいろんな場所によって、場所によって避難場所は違いますから、ハザードマップというものがあるから、なかったらお届けしますけれども、その場所その場所で、みんな避難場所が違うんですよという答え方を、私はしています。ところが、どう答えたかという、これ、先ほど言った寄席行くと笑えます。最初に電話したら、はいお待ちください。次、はいお待ちください。はいお待ちください。最後は何て答えた

と思いますか。高いところへ逃げてください、こう言ったそうです。私は、だから初動体制はどうなっているのかということを知りたかったんですよ。やっぱりこれは災害本部、これが一番頭脳なんです。その頭脳の職員一人一人が本当にこの危機管理を、皆さん持って共有していないと、失わなくてもいい命が失われるんです。これを、本当に災害対策本部というのはいかに大切であるかを職員に徹底的に教育すべきだなど、そのように思います。

じゃ、それは、余り質問あれしちゃうとあれですから、それまでにして。

次に、私はこの対策、確かに大変だったと思います。これは先ほどの4次計画、町の総合計画は手づくりだということ。これは手づくりじゃないですよ。これはやっぱり手づくりでというか、私はこれは専門の筋に、やっぱりいろいろ経験してきた方々の今までの経験をここに集めて作成したんだと、そう思います。また、そうでないと実効力のあるものではないと思います。

そこで、まず私は思うんですけれども、これが全てベストだよというんじゃなくて、やっぱりバージョンアップして、ああ、こういうこともまだ御宿町、必要だな、こういうことも必要だなということを、あったらどんどん改定していったらいいじゃないかと。そのぐらいの度量の、懐の広さを、これは持ってもいいんじゃないかと、そのように考えるんですけれども、どうでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 先ほども申し上げましたけれども、この地域防災計画につきましては、その都度、見直しを加えていくということでありまして。特に、今回資料編については、随時加除をする方向となっております。今現在、並行作業でやっている内容等もございます。そういったものを随時加えてまいりたいというふうに考えております。また、議員の皆さん方からもご助言をいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） それであわせて、読売新聞だったか、千葉県じゅうの、どこの避難場所だということで冊子をつくったんです。その辺が、やっぱり直したら読売新聞に知らせ、正しい記述でやってもらうように努力してもらいたいと思います。

最後にもう一つ、このつくった計画、何点ぐらいだと。自己評価として何点ぐらいだと思っていますか。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 非常に答えづらい質問でありますけれども、私なりにはベストを

尽くさせていただいたというように思っています。この計画をいかに皆さん方に浸透させていくかということが、これからの大きな課題であるかと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 最後に、やっぱり今言ったとおり、住民一人一人、本当に一人一人というのは難しいかもしれないんですけども、一人一人にこれを周知徹底すること。また、先ほど、くどいようですけども、災害対策本部は特に、もう一言一言間違いがないように。人の命を預かっていますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） ほかに。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 今、総務課長が言われましたように、この膨大な計画、これを人事異動案の中でどうやってこの事務手続、また訓練の仕組みを関係者に引き継いでいくのかと。これが1点。あとは経費ですね。これがどのくらいかかったのかということと、今は職員だったんですけども、今度は住民周知をどうするのかと。訓練を含めてなんですけれども。

それから、ちょっと個別の内容に入っていきますけれども、ちょっと二、三だけ言っておきます。この中で入っているのと、総合計画にもありましたけれども、恒常的な水害ですね。町に数カ所ある中で、この対応をどうしていくのかと。建設課長にも聞きましたけれども、余りピンとこなかったと。それと、ページ161から164、ボランティアセンターはどこが所管するのか。それと、再度153ページになりますけれども、社会福祉協議会の対応で可能なのか。災害が発生すれば、本来の仕事、老人、障害者、要介護支援等々の業務が殺到します。職員5人で本当に対応できるのか。ちょっとここまでまとめて。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 確かに議員のご指摘のとおりでありまして、それは大きな課題であります。職員自体が、この地域防災センターというのが頭に入っていないということは、もう非常に危機的な状況ではないかと思えます。そういうことで、それぞれの部署でも、この地域防災計画を常に手元に置いて見ていただくということが大事だと思います。

職員各位は、それぞれの立場におきまして、迅速かつ的確な初期対応をとるようするために、常に実践に即した訓練を実施していかなければならないと考えております。このたびの地域防災計画の見直し作業にあたりましては、全庁体制で作業にあたってくださいましたので、それぞれの所管における行動、役割はおおよそ認識をいただいたと考えております。東日本

大震災の教訓を踏まえまして、内容が大幅な改正となりましたので、早い時期に防災訓練に合わせ、計画内容も講習会を開催して職員周知を行っていければというふうに考えております。

また、職員向けとして、年度初めに緊急連絡網、災害時の事務処理手引の内容を調整して配布しておりますが、これにつきましても、今回の見直しに合わせてまして、内容を精査して周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、今回の計画策定経費ということですが、23年度、24年度、2カ年度で実施しております。23年についてはほとんど10万円で実施をいたしました。24年度にあたりましては、予算額が800万円でしたが、6社による入札によりまして、547万3,650円というような金額でございます。内容は、この地域防災計画、冊子が100冊であります。加除式のものでありますが、これを100冊。それから概要版4,000部、これはカラー印刷を予定しております。それらの経費を含んだものとなっております。

次のご質問であります。ボランティアセンターとは、社協で大丈夫なのかということですが、社会福祉協議会がボランティアセンターを設置して、町の情報を受けながら運営していくということになっております。本年4月に、町と町社会福祉協議会が災害時におけるボランティアに関する協定を締結したところであります。業務内容といたしましては、ボランティアの募集、登録業務や県ボランティア機関との連携が主な業務となっております。町社会福祉協議会では、県の社会福祉協議会連合会との災害時の応援協定を締結しております。万が一、有事になりましたら、その連合会からの援助が受けられる、そういうシステムにはなっております。初期対応をしていくというところで考えております。

また、恒常的な水害がある町内箇所に対してどうするのかというご質問ですが、これも産業建設課長のほうで、昨年、清水川についての、流域について調査を実施しておりますが、これは今年度ですか、それらを踏まえまして、応急的な改善を新年度事業の中で実施していくようなことで、今計画がされているというふうに認識しておりますので、浸水エリアの皆さん方にはご苦勞をおかけしておりますが、いましばらくそういうことでお待ちいただければと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） あとは、144ページですね。それからずっと貸付制度まであるんですけども、現実的に、今回の3・11で書類も何もないと、役場自体がなくなったところもあります。そういう中で、そこで保証人を立てること自体も不可能な状況があるのではないかなど。現実的に御宿町で災害があつてといった場合、同一居住という中で、みんな被災者で、それは

現実的に可能かと。保証人のないやつもありますけれども、現実には書類もないと、印鑑もないというのが現実的な問題ではないかなと。また、現に東北のほうはそうでした。やっぱり、書類上はこう書かざるを得ないと思うんですけれども、現実の対応は違うと思うんですよね。その辺、柔軟に対応できるような形にないと、書類がないと受け付けられない、あしたのおまんまも食えないと。また、生活の再建もできないというような状況があり得ることが十分に想定されます。

そういう中で、169ページに生活相談とありますけれども、ワンストップサービスで行っていただく。あっち行って、こっち行って、あっち行けなんて、被災者になった場合、これは全くできない話ですから。その辺の対応は、この書いてあるものとは現実に違うということを認識して対応できるような体制をつくっていかないと、もし被災した人の場合は、一番大切な問題はこれではないかと思っております。仮設住宅とかいろいろな問題もあります中で、本人証明もできない状態が、現実にあると思います。そういう点、どう思いますか。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） まず、災害発生時には、役場も大変混乱するということや、災害発生からの経過時間によりまして、住民の不満も複雑多岐にわたってくるということが報告をされております。全ての相談にワンストップで対応することは大変困難であるとは思いますが、想定の中で、さまざまなマニュアルをつくりまして対応していかなくてはならないというふうに考えております。これは、保健福祉課のほうでもそのようなことで対応にあたるということでもありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 避難所は、一応、保健福祉課対応ということになってございます。

まず、私どものほうで、避難者の作成カードというものをつくるようになっております。ですから、避難された方を一旦カードに記入する。その際の身元確認というのは、記入内容を民生委員さんという方たちで確認をした場合には、その方ということでカードを作成いたしましたので、それを基本として位置づけていきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） あとは、要援護者、要支援者ですが、そういうものは、もう議論が尽くされておりますから、それはまた福祉の関係は少し出ておりますから、そのときにお聞きしたいと思うんですけれども、復旧・復興に関して、171から176ページありますけれども、当然、

実地になれば自衛隊の応援ということも考えられる中で、この土木業者との契約ですね。これもなかなか入札とかそういう形のものが、なかなか難しいのではないかという中で、エリアを決めて、そういう予定の場所ですね。そういうことを決めておくことはなかなか難しいんでしょうか。これは通常の災害でもそうなんですけれども、朝起きて土砂崩れがあったと。じゃ、入札というわけいかないでしょう。やっぱり、そういう中で、いい面と悪い面はありますけれども、エリアを決めて、この地区は誰が復旧してくれとか、大規模ではなくても、当然、土砂崩れ等が起こった場合、入札をやってというような手順は踏まないと思うんですよね、緊急という中で。その辺の対応はどうですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 現在でも台風とかそういうときに、道路上に土砂が崩れたときに、連絡一覧表を整理しておりまして、その中で、例えば重機の配置の場所ですとか現場等に応じまして、直接連絡をして、直ちに撤去のほうの依頼をして、土砂の撤去をしているところでございます。今後、ただ現状としてはそういった協定のようなものはできておりませんので、今後はその辺も含めて調整をしていきたいと考えます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 今、地域防災計画でありますけれども、今日は概要版ということでご説明いただいたんですけれども、ずっと今、今日、議論を聞いていて、またずっと内容を見てもみますと、端的に言うと、これはいわゆる行政、それから民間といっても、企業がベースになりますけれども、そのマニュアルなんですね、行動マニュアルを、3・11を踏まえて洗い出しをした。それと、全く新しい分野を、当然つくったものということだと思っただけですね。

平たく言うと、公助の部分はここまでしかできませんよということを、逆に言うと言っているんだと思うんですよ。ということ、皆さんよく理解してほしいと思うんです。公助、共助、自助というふうに書いてありますけれども、公助は実際はここまでしかやりません。じゃ、先ほどから、避難場所とか備蓄だとかと言っても、じゃ、町内からの要望もたくさん多い中で、100%できるのかといたら、それは無理です。それを、逆に言えば、私はする必要はない。そこをきちんと切り分けた、各いろいろな問題ですね。

ここまで整理しますと、またはこういう状況ですよと。それを実行するので、ちょっと聞いていて、私、大変心もとないと思ったのは、これはやっぱり職員の皆さんが本当に精通すると、これは見なくたってわかっていますよね、既にね。先ほどの電話のところでも出されましたけれ

ども、見なくても即答できるというぐらい、本来でなければ、精通されないと、とっさの場合は、それで何年も経過がございまして、というのが実態だろうと思うし、さまざまな交通網とか電気、水道、パソコンを含めて動かないというのが前提でしょうから、大規模広域災害は。ということだと思います。

そうなりますと、これそのものも、この中に書いてありますけれども、3・11の全想定じゃないですよ。まだ、国において結論が出ていない。県において結論が出ていない問題、大変大きな問題、津波想定、地震想定含めて、これはその部分は、まだちょっと確認をしたいと思います。

そういう中で、大規模地震が幾つも想定されていると。今日、今あってもおかしくないという貫して言われていますよね。また、地震についても、まだ余震だと思われる部分があると思います。

じゃ、その中で、具体的に町民の皆さん、どういうことをお願いするかということで、これが多分町民の皆さんに配られるんじゃないかなと思うんですね。確かに、この中に説明のとおり書いてはあるんですよ。ですけども、やっぱり町民の皆さんには、本当に、今から準備する部分というのは、もっとわかりやすく具体化したほうがいいと思いますね。避難の関係は、今、幾つかありましたから、情報については、先般も言いました多元化ですよ。いろんな方向で伝えていくと。そして、その仕組みを構築していく。具体的には、ここにも書いてありますけれども、3日間ということがございましてね。3日間サバイバルというふうにしていただく。

そのときには何が必要かということです。水です。火です。できれば明かり、電気。火がつけば明るいのでわかりますけれども、3・11のときも、東北地方はまだまだ雪の、私たちが4月行ったときも、山間地はまだ雪が残っていましたよ。そういうところでは何もなくて、しかも食べ物だって、ずっと1年以上仕出し、しかも冷えたもの。こういうところが多い。2年たった今もまだうちに帰れない。そういう状況ですよ。お風呂だって、冷めちゃったら追いきできない。これ2年ですよ、2年。それは確かに行政が準備するということも大事ですけども、じゃ、そういうものに自分たちでどういう対応がとれるんだろう。そういう訓練だとか、そういう用意が必要だと思うんです。

一つ、水ですけども、それはこれからこの資料編の中に加えられるんだろうとは思いますが、水の確保ですね。一つは、自分たちの持っている井戸。これは昔からやっぱり井戸は、これは大切にしなさいと、私も親から随分言われましたよ。それから、電気が来ない場合の、いわゆる手押しポンプとかも、全く電源が要らないので、そういうもの。いわゆる

防災用具ですね。こうしたものも、これからも提案していますけれども、そういうものをやっ
ぱりきちんと位置づける必要があるんじゃないかなと。

それから、千葉県では世界屈指の上総掘りありますよね。みずから井戸を掘る。こういうも
のも、まだそういう技術を持っている方が町内にいらっしゃいます。そういう方たちの力をか
りて、そういうものもやっていく。

それから、もう一つは、確かにペットボトルの水とか必要だろうとは思いますが、今、
非常に技術が進歩して、浄化装置ですね、水の浄化装置。それから、飲める水かどうかの試薬。
これ、この給水体制の中で、井戸だとか含めた検査をするというのは書いてありましたけれど
も、それ全部できますか、すぐ。けがしても何しても、やっぱり水なんですよ。水があれば、
けがが進まない、悪くならないんです。医者が来たって、水がなければどうしようもないんだ
そうですね。やっぱり今度の計画に水というのは非常に大事だということは言われましたから、
ここのところで、じゃ、その装備品についても、ただ単にペットボトルだけじゃなくて、試薬
とか、そうやって水をきちんと浄化する、そういう装置なんかも、そんなに高くなくてあるん
ですよ。そうしたものも入れていく必要があるんじゃないですか。

それから、もう一つは食べることです。炊き出しです。先ほど、皆さん訓練のことを言っ
ていましたよね、職員の皆さん。ちょっとよく思い出してください。この間も言いましたけれど
も、御宿町、年に何回となくイベントやっていますよ。私も時間があればお手伝いに行きます
けれども、もう1,000人規模の炊き出しですよ。要は、そういう部分を防災の一環としての位
置づけですよ。そのための設備も更新して、いろいろ買っています。そうしたもの
が、まさに実践じゃないですか。やっているんですよ。そうじゃないんですか。ただ、そうい
う位置づけをそこにしていくか。もう一つ加えていくかという考え方だけだと思うんですね。
職員の皆さんも全庁体制で、それこそ協働の町づくりで、民間の方も来て、町民の皆さんも来
ていただいています。職員の皆さんも来ていただいています。それで、そういうイベントをや
っているわけでしょう。あれ、炊き出しじゃないですか、まさに。じゃ、そういうものをどう
していくのかと。

じゃ、それでもう一つは、火なんですけれども、被災地では、まだ満足にそういう対応をと
れていないところもあります。買うことも大事なんですけれども、身の回りにある物で、そう
いう炊き出しご飯をつくるとか、お湯を沸かす。暖房にもなるんです。この間、インターネッ
トを見ましたが、こうしたもの。それから、壊れた屋根の瓦、これを積み上げてストーブにす
るということで、温かいもの、食材いっぱいあるじゃないですか、食べ物は御宿だったら。冬

だって別に雪が降るわけじゃありませんから。そういうものでご飯を炊いたり、温かいスープ、温かいお湯だけでも全然違うんじゃないですか。それ、今からできるじゃないですか。そういう今あることを、やっぱり訓練の上に現実的に入れていっていただく。当然、避難訓練もありますけれども。今は、そういう緊急備蓄品はその場で、賞味期限の関係もありますから、更新時に訓練と一体化にして使っていただいています。この間は自衛隊の方も来ていただいていたよね。炊き出しなんかもやっていたり。それは公助の部分なんですよ。そうじゃなくて、住民みずから、いわゆるサバイバルというんでしょうかね、生きていくための、そういうものは、じゃ何があるのか。どういうものがどういうふうに使えるのか。そうしていけば、備蓄も大分少なくて済むし、先ほど私が言ったとおりに、それが全部カバーできるわけじゃありませんから、みずからの力で地域復興に向かっていくんじゃないでしょうか。そういうことが大事だと思うんですね。

ですから、これは一応、今ある国・県、それから自治体、それから民間を含めた、それがどう連携して、どういうふうに対応とっていく、時間軸できちんと述べられます、今現在ですね。それで、時間は多分相当ありますよね。一般車両の道路の問題なんかしていく。じゃ、一方できるとしたら、それからさっき言ったような上総掘りなんかについても、そんなにも長くないですよ。失礼な言葉かも知れませんが、そうしたのも、やっぱり町民の中に広げていくという、そういう作業をどうしていくかということが非常に大事じゃないかと思うんですね。その辺について、担当からお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） まず、地域防災計画の今後の作業ということですが、議員ご指摘のように、
も地震に関しては、翌年度についての影響であるとか、そういったことを、今まさにやっているというような話を聞いておりますし、また県のほうでも、つい最近、資金計画をつくったということで、各市町村に配賦になったところがございます。それらを参考にしながら、町も備蓄品等についても、今後計画を立てていかなくちゃいけない。今、ある程度の備蓄品がありますが、果たしてそれが、今現在、この避難所の各施設に対応できているのかというようなことも踏まえて、きちっと整備をしていかなくちゃいけないということになります。そういったことで、今後、随時、見直しを加えていきたいと考えております。

訓練につきましては、本当におっしゃるとおりだと思います。実践に即した訓練が初めて被災を受けたときに
になるということは、本当におっしゃるとおりでありまして、それは役場の職員もそうですし、住民の皆さん方もそうだと思います。できるかどうかわかりませ

んけれども、例えば避難所ですね。各避難所に訓練として1泊泊まっていたいただいて、1泊も、そういう避難訓練、実際の炊き出し訓練というのが、そういったことが有事の際に生きてくるのかなというふうには考えます。それらを含めて、より充実した訓練のあり方を確認してまいりたいと考えます。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、水の関係ですけれども、防災計画のほうに記載されております。3リットルということで、これは命をつなぐために必要な最低限の水というふうに捉えております。

その次に、実際には、トイレで、便等を流すための水、これが一般的には8リットル程度、震災直後から3リットル、その次に11リットル、そういった形で生活に必要な水というものが、徐々に生活が復旧するにつれまして増えてくると思います。

その間、例えば水道施設等被災したときには、初期の段階であれば給水体制、その後については復旧をとということで、今後、今お話があったように、詳細な計画等をこの中で整理をしてまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第20号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第4、議案第21号 御宿町障害者計画の策定についてを議題と

いたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第21号 御宿町障害者計画についてご説明をさせていただきます。

本計画の策定趣旨につきましては、計画書（案）の2ページをご覧いただきたいと思います。

計画の概要の1、障害者計画策定の趣旨に記載してございますが、我が国の障害者政策は、障害者自立支援法と障害者基本法の2つの法律の規定に基づきまして、事業は展開しております。

その一つが、障害者自立支援法に基づく、御宿町障害福祉計画と、今回計画策定をしております障害者基本法に基づきます御宿町障害者計画ということでございます。

案の最初のページの目次をご覧いただきたいと思います。計画の構成をご説明させていただきます。

本計画は、従前の基本計画に基づき、5章に区分けして事業を記載いたしました。

第1章は計画の概要。計画策定の趣旨や期間について記載されています。

第2章、御宿町における障害のある人を取り巻く現状では、障害のある人の状況を年ごとに表にして説明してございます。

3章、施策の基本方針と体系では、施策の基本方針を体系的に示してございます。

第4章、施策の展開では、体系づけた政策を6節に区分けし、実施状況とともに事業展開を説明してございます。

第5章は資料編といたしまして、計画策定委員会要綱などを記載してございます。

続きまして、案の内容でございますが、5章に大別した内容について、章立てで、それぞれ記載しております。

2ページをご覧いただきたいと思います。

第1章、計画の概要は、障害者計画の趣旨、視点、計画の性格、期間を明記してございます。

計画の期間につきましては、平成20年度から24年度までの第2次御宿町障害者計画の理念を踏襲いたしまして、この5年間で創設された施策や制度を盛り込んだ上で、26年度までの計画としてございます。

第3次障害者計画は、平成27年度から6年計画として策定したいと考えております。

計画の期間につきましては、千葉県においても障害者計画を6年計画とすることで、障害者

計画等の整合性を図っていることから、県と同様に対応する市町村が増えております。障害者における法体系や制度が目まぐるしく変わる状況も考慮し、今後は2つの計画の整合性を図り、国等の動向に対応していきたいと考えております。

7ページをご覧いただきたいと思います。

第2章でございますが、御宿町における障害のある人を取り巻く現状として、9ページには障害者手帳や身体障害者手帳の所持者などがございます。年々増加傾向となっております。

11ページには、精神障害者の推移がございますが、重度の方が増えてきております。

13ページからの第3章では、施策の基本方針と体系として、千葉県第4次障害者計画の理念である「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の取り組みを踏襲し、第1節計画の理念・基本的視点において、障害者が自立しながら安心して暮らせる地域づくりを理念といたしました。

16ページからは、第2節、計画の体系では、障害者への福祉サービスの支援体制の整備の骨格を体系づけて明記しております。

19ページ、第4章、施策の展開では、前第3章2節で体系づけた政策の方法を6節に区別いたしましたして、事業展開を説明してございます。

20ページをご覧いただきたいと思います。

第1節、障害者福祉サービスの充実では、障害者が住みなれた家庭や地域で充実した生活を営むことができる支援体制の整備を表にしてございます。

1、在宅生活の支援といたしまして、給付サービスを中心に13項目の内容を、各支援体制ごとに23ページまで記載してございます。

24ページからは、日中活動の場の充実といたしまして、障害者の自立と社会参加や家族の負担軽減に必要な事項といたしまして、支援事業を中心に8項目を25ページまで記載してございます。

26ページをご覧ください。

3、生活の場の確保として、障害者の施設入所や福祉作業所等の整備として、4項目を27ページまで記載してございます。

4、相談支援事業につきましては、障害者の身近な相談窓口の整備を含め、7項目を29ページまで記載しております。郡内で構成する自立支援協議会等の充実が、今後重要となっております。

障害者の経済的支援の充実にあたりましては、31ページまで、経済的支援の充実として6項

目を記載してございます。

これら第1節は、各障害福祉サービスや制度、障害をお持ちの方が地域で生活をする上で、課題等について、サービスの説明と基本方針について記載させていただいております。

32ページからの第2節、保健・医療の充実では、障害の原因疾患などの予防や早期発見と保健・医療などの関係機関との連携による健康診査を中心に、7項目を34ページまで記載してございます。

35ページは、医療・リハビリテーション体制の充実といたしまして、障害者の社会復帰のための医療費やリハビリ体制について、給付事業を中心に4項目を記載してございます。

各種訓練を地域で実施できる体制づくりが重要となっております。

36ページをご覧ください。

障害を持つ子供たちは、一人一人障害の種類や程度に違いがありますので、その子に見合った特別な支援の教育を行う必要があります。

第3節、交流・社会参加の促進では、障害児保育・療育・教育の充実、就労・雇用の促進、生涯学習・スポーツの充実について6項目、就労雇用の促進といたしまして5項目、生涯学習、スポーツの充実といたしまして4項目を、40ページまで記載してございます。

41ページをご覧ください。

障害者の多様な社会活動への参加を可能にしていくための条件整備として、4節、移動条件・生活環境の整備について記載してあります。

移動条件の整備といたしまして、福祉事業所をもとに4項目。障害者が地域で安心した生活を送るためのバリアフリー化の推進として、44ページまで記載されております。

また、防災・緊急時対策の充実につきましては、5項目を46ページまで記載してございます。

47ページをご覧ください。

第5節、支援体制の充実では、地域住民の障害者に対する十分な理解を得るために、啓発を中心とした展開を記載してございます。具体的な啓発活動として3項目を47ページに、障害者のためのボランティア活動の支援については48ページに、3項目について記載してございます。昨年施行されました、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に係る障害者虐待防止への取り組みにつきましては、普及啓発を含め5項目を49ページに記載してございます。

第6節、計画の推進体制といたしまして、障害のある人を取り巻く連携体制、計画の進捗管理体制を50ページに記載してございます。

教育民生委員会協議会でもご指摘のありました計画の点検につきましては、策定委員会における報告を予定してございます。

51ページ、第5章でございますが、資料編といたしまして、策定委員会の設置要綱、名簿を記載させていただいております。

構成につきましては、以上となります。

2次計画から今回見直しを行った主な点につきましては、基本的に計画の理念や基本方針は2次計画を踏襲いたしまして、法改正などにより新たに創設された施設や制度を盛り込んだところとなっております。

続きまして、策定経過でございますが、昨年12月26日に障害者計画策定委員会を開催いたしまして、本年1月18日から2月18日までの間、町民への意見公募を実施いたしました。

2月8日の教育民生委員会協議会、2月21日の議会全員協議会においても説明をさせていただきました。

本計画策定にあたっての策定委員や町議会からの貴重なご意見やご指摘の集約を行いまして、2月28日の第2回策定委員会で協議・検討し、本案とさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 二、三質問させていただきます。

1年かけて、この計画ができた。大変ご苦労さまでございました。また、いろいろな関係者の意見を取りまとめてこれができたということで、障害者にとっては大変いい計画ではないかと思っております。

そういう中で、まず2ページですね。25年4月から施行の、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の、まずこの4月から施行のやつ、概略の説明で結構ですが、障害者の自立支援法の改正とあわせてお願いしたいと思っておりますけれども、もう1点は、3年後にローリングとありますけれども、策定委員会は継続するのか。これ、2ページです。

それと、3ページですけれども、先ほど承認されました地域防災計画との整合性をどうするのか。策定委員会に総務課長が出席していたのは承知しております。そういう中で、ページ46の3、4、5と、防災登録制度とは何か。それと、災害時要支援者台帳との違いはどうか。体制の整備はどうするのか。あとは、防災関係機関、団体との連携、また実施計画はどうなっているのか。ちょっと多いんですけれども、とりあえず。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、まず障害者総合支援法の関係からご説明申し上げたいと思います。

障害者支援法を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律として、障害者支援法を踏襲した理念と創設を、平成25年4月から、新しく変わるわけですが、この内容といたしましては、障害者程度区分を必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す支援区分について変更すること。あるいは、重度訪問介護の対象を拡大することや、グループホームに一元化すること。あるいは新たな難病対策。こういったものが盛り込まれたということでございます。ちょっと1番についてはわかりづらいかもしれませんが、いわゆる障害者につきましては、障害者支援が段階的になっていたわけですが、それを総合的に、いわゆる障害者の1、2級とか、知的障害の等級とか、そういったものをつけないという形に変わったという制度変更でございます。

それから、策定委員会がなくなったということでございますが、これにつきましては、2月28日の策定委員会のときに議題として提案をさせていただきました。ご指摘いただいた中で、新たに新年度に入ってから策定委員を策定したらどうかと。要綱を見直して、もう一度取り扱ったらどうかというご意見をいただきましたので、次年度に入りましたら、新たに策定委員会の委員を選出していきたいというふうに思っています。

それから、地域防災計画との整合性でございますが、こちらにつきましては、消防計画の中に、計画等については踏襲することになっておりますけれども、防災計画のほうにつきましては、避難支援プランを、今後、作成するということになっております。今、防災計画の中では、障害者関係につきましては、12名の方が登録はされてございます。避難支援プランの中で、今後、この支援について検討し、詳細をつくっていくという形になっております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 防災登録制度と災害要支援者台帳の、この違いは何ですか。また、この要支援者台帳、これをどうやってつくっていくのか。個人情報があつてなかなか難しいという中で、横浜ですか、たしか通知を出して、返事が来なかったら台帳に載せることを了解するというような案が出ていたということを聞いておりますけれども、実際に実施したかどうかは確認をとっておりませんが、そういう形で台帳整備が行われているということなんですけれども、この防災登録制度と要支援制度台帳、どこが違うのかと。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 要支援台帳につきましては、町が台帳登録をして、既に障害者等の登録等ございますので、それをまず内部的な資料としてつくってまいります。それから防災登録者、こちらは社会福祉協議会が年に1回、民生委員を通じまして調査をしているものでございまして、こちらにつきましては、多少、私どものほうの数字とは差がございまして、273名という形で登録をされているわけでございます。

横浜市の関係につきましては、大変申しわけございません、勉強不足で、今後そういったほかの支援体制というものがあれば、今後の支援体制の中で、また災害の支援プランの中で検討はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 防災関係の人とこの障害者との連携をどうとるかという、この大変難しい点。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 非常に難しいところがございます。と申しますのは、先ほど防災登録と要支援台帳の差があるんですね。中には拒否する方もいらっしゃいます。障害者の中には、例えばストマといたしまして尿袋、こういったものは余り表に出したくない。私は障害者だというふうな言い方をされない方もおりますので、なかなかその辺が公に出すかどうかという問題もございます。基本的に、私ども要支援台帳につきましては、公表の同意を得ておりますので、こちらを中心に、今後台帳整理をした中で、まだ数名の方が社協との、帳簿の差もございますので、そこを埋めながら、新プランの中で検討していかなきゃいけないというふうに思います。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 大変、個人情報と両立とか、いろいろな難しい問題があると思いますけれども、災害を考えて、その辺を充分実行できるような形にしていいただければと思います。

4ページ、障害のある人ない人、ともに生きていくことを通じて、できる限り交流を図る、これを社会をつくっていく、これからの社会をつくっていく子供たちの意識形成とありますが、まず、どうやって意識形成を子供たちとともにつくっていくのか。保育所、また教育委員会との連携を聞きたいと思います。

それと、点字器具、手帳の交付について、手続、審査基準、等級による支援内容、簡単で結構ですけれども、説明していただければと思います。

それと、11ページの移動手段ということで、そのページ40と41に福祉タクシーが載っていま

すけれども、通院医療公費負担、平成23年は66人、これは通院だけの補助だと思いますけれども、こういう形だけでなく、もっと医療機関に行けるような体制、買い物支援とはまた別の形なんでしょうけれども、通院をどうするかという問題がありますね。

とりあえず、この3点。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 申しわけございません。もしも聞き漏らしたら、また申し上げたいと思いますが、まず障害者との教育の問題ということでございますけれども、保育所などにおきましても、子供たちに、車椅子とか、障害者が使っている道具、そういったものを見せたり触らせたりというようなことを身近に実施しております。

また、学校教育のほうにつきましては、いろんな方、障害をお持ちの方も既にいらっしゃると思いますので、そういった中で身近な感覚としてご理解をいただいているのかなど。私どもがこれからしていく作業といたしましては、同じように、人間として身近に生活をともにしていくということと、段差のある場所等のちょっとした配慮というものにも気遣うような子供たちの気持ちをつくっていけるようなことができればなど。それには、やはり身近な問題として取り上げていきたいというふうには考えております。

手帳の交付でございますけれども、身体障害者につきましては、県のほうに申請をいたしまして、障害者の、医療や生活状況から、審査委員会で審査されます。精神障害、こちらにつきましては、町のほうに委員会がございまして、約50項目に及ぶ聞き取り調査等をさせていただきまして、それをお医者さん等の関係する協議会に諮りまして、等級を決めさせていただいているということでございます。

それから、移動手段につきましては、これは基本計画の中でも、公共交通協議会を設置するという話がございました。たまたま一宮町のほうに行ったときに、お出かけ支援関係で小さな車を使った中で、障害者の方も今後は入れなきゃいけないというお話をされておりました。基本的に障害者の方たちにつきましては、介護が必要となりますし、介護タクシーとの関連もございます。今、障害者の方たちにおかれましては、年24枚のタクシー券を配布させていただいておりますので、この中で、先ほどの医療機関との通院関係というものもご利用いただこうと思っております。

介護タクシー等の充実につきましては、今後、公共交通活性化協議会の中で、障害者対策の実現が必要というふうには認識しております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 今の質問で、教育委員会との関連で、教育長にその辺、後でお願いしたいと思います。

それと、これと関連してくるんですけれども、37ページなんですけれども、障害児の受け入れ、小中学校の教育委員会の判断基準、保護者の意向をどう組み入れるのか。また、保育所はどうやって受け入れるのか、入れないのか。また、専門の資格を有した保育士はいるのか。また、養護学校についてはと、また特別支援学級について、また教育委員会の検討を、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、保育所のほうの対応ということでございますが、障害者の支援センターというものがございまして、こちらで私どものほう、多くは未発達児童、発達障害と言われておりますけれども、こういう子たちの配慮が一番必要とされているものでございまして、こちらにつきましては小さいときから、今回、1歳6カ月、3歳の健診の中で、今まで、ラッコクラブというものがございまして、そこでそういった障害者の子たちの身近な相談をやっていたんですが、そちらの県事業が24年度で廃止されまして、25年度からは町のほうで対応ということになりましたので、1.6歳から3歳の健診のときに、そういう方を事前に把握しまして、「そらいろ」という支援センター、県の委託を受けているところがございます。そういったところを紹介をしたりしながら、随時保護者の皆さんの日常生活あるいは相談に乗っております。

ただ、ほとんどの方々が、自分のお子さんを障害児だというふうな認識といたしますか、これはただ、今ちょっと言葉がおくれているだけだと思われていて、理解をなかなか得られないことが多くございますので、やはりそういう支援センターを通じて障害の認識というものも、保護者さんもしていただきながらという方向で進めていきたいと考えています。

○議長（中村俊六郎君） 浅野教育長。

○教育長（浅野祥雄君） 先ほど障害者の関係の教育はどうなっているかということで、一応、御宿町教育委員会としましては、就学児童委員会、年3回行っております。そのほか、その中で出された問題につきまして、各学校と、あるいは相談があるときにはそれに応じて、また教育委員会で対応しています。それと、先ほどその委員会の中では、医師と保育所、学校関係者、保健の関係者も入っています。その中で協議をされています。

それで、養護学校との関係とか、あるいは親との関係、あるいは学校との関係。その中で、今、知的の発達の場合には、各学校での学習特別支援学級とか教室とかで行っております。ま

た、それと親の意見、あるいは教育委員会関係者、第三者等の判断の中で、また特別支援学級ですか、入級などの場合は、さらに協議をしていきます。今、町では、知的のほうの障害の方の学習は学校で行っています。それと、言語関係は、小学校で、生活し学級の中にふだんいる。特別時間をとって指導して治れば元の学級に入るといようなことで行っております。身体的な障害につきましては、特別支援学校との関係で、交流していくということであれば、そっちの学校へいくという内容となります。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 答弁が抜けているのは、4ページの中で、子供たちの意識形成をどうするのかと。学校としてどう対応していくか。というのは、総務課長が前に言われた釜石の3原則という中で、生徒が犠牲にならなかったと。これは私もテレビで見たんですけども、障害者の子供さんをクラスメートが支えて逃げたというようなことをテレビでやっていました。そういうことを踏まえて、混合になっている中で、保護者の意向もありましようけれども、そういうときの意識、障害者に対する子供たちの教育ですね、意識形成をどうするのかと。その1点、お願いします。

○議長（中村俊六郎君） 浅野教育長。

○教育長（浅野祥雄君） たまたまそういう子供が学級の中にいるとすれば、その子をやはりみんなで理解してやって、学級経営をきちっとできるような人間形成といいますか、よりよい人間関係づくりを目指すことが基本であります。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 大体、そういう答弁しかできないのが現状なんでしょうけれども、保育所の場合は、入所させてくださいと言ったらノーと言えないのが現状ですね。それ、まず確認、後でいいんですけども、確認してください。

そういう中で、23ページなんですけれども、これは1、2級の重度対象者が191人いる中で、利用者がゼロということは何が問題なのか。利用勝手が悪いのか。本来必要ないものなのかということですね。

それと、26ページは、8日の日に承認された地域密着型の条例と関係すると思うんですけども、今後需要の見込まれないのかということと、他市町にキャパがあるのかどうかと。このサービス制度を知らないんじゃないかと。現状、知らないんじゃないかというのがあるんです

けれども、広報のほうはどうしているのかと。

それともう1点、38ページに移りますけれども、就労と雇用。等級もありましょうが、現状、就労状況は大変厳しい状況にあります。いすみ市作業所、県の委託を受けた支援センター等あるのは承知しておりますが、企業等に対して雇用の促進をしていることもわかりますけれども、なかなか苦戦していると。町で助成制度を設けて支援するような考えはありませんか。たしか、法律で一定規模の企業は障害者の雇用の義務づけがあったのではないかと記憶しておるんですが、この辺の詳しい解説と、行政として雇用の場を独自につくる考えはないのかと。公立のシルバーバンクと同じ視点で、丁寧に内部検討すれば雇用創出があるのではないかなという、この3点ですね。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、移動入浴のゼロというのは一体何なのだというお話なんです、身体介護が必要な方というのは、ほとんど施設とか日中支援活動に行くので、入浴においてはデイサービスを利用されております。

それから、26ページの他の市町村との関係でございますけれども、今、私どものほうで各障害者施設につきましては、いすみ市が6カ所、勝浦市に3カ所、こちらを利用されている方がいらっしゃいます。今のところ、それ以外に特に要望という形でご相談を受けている件数はございませんので、仮にそういうところがあったとしても、隣接の勝浦市、いすみ市においては、まだ余裕があるように聞いております。というのは、各施設から余裕があった場合には、この辺であきますというふうなご通知をいただいております。企業努力だとは思いますが、通知をいただいておりますので、そういった中では、まだキャパとしてはあるのかなという認識はしております。ただ、介護保険計画の中では、今後そういったものが必要な場合には新たに検討するという表現がございます。

それから、就労支援の関係でございますけれども、平成25年4月から、法定雇用率というのが引き上げになります。この法定雇用率というのは、障害をお持ちの方が企業で働く場合の雇用率というものが制度として義務づけられております。この制度により、障害者の雇用促進等に関する法律という中で規定されているわけでございます。従来は56人以上の事業所が対象でございました。

これが、4月1日から50人以上という形になります。新基準について、ご説明申し上げたいと思いますが、まず従業員が50人以上の施設におきましては、民間企業の場合には、約2%の雇用率を、法定雇用が必要だというふうになっております。また、国、地方公共団体等におき

ましては2.3%という記載になっております。私どもの町で50人以上の企業というふうになりますと、数えるほどだとは思いますが、そちらにつきましての状況につきましては、実際には国のハローワークが、この法律を運用しておりますので、詳細については把握してございません。ただ、200人以上を雇用する場合の、ペナルティ的なものとして、毎年6月1日時点で雇用者状況をハローワークに報告する義務や5万円の罰金があるというような規則になっているということでございます。

行政のほうのことということにつきましては、4月1日から2.3%という枠になりますので、この中で、また人事担当課が検討していくということにはなると思います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 役場のほうの、今雇用状況について、説明をさせていただきます。

平成25年4月1日、今、多賀課長のほうから法が改正になると。今現在の2.1から2.3%の、0.2ポイント上がるんですけれども、現行、うちのほうは障害者雇用は2名になります。98人中2名ということで、一応法定のその率は、現行ではクリアしているんですが、4月1日以降は0.2ポイント、これが対応できていないということになりますので、今後、臨時職員を雇用することで検討していきたいと、こう考えております。

これまでも、御宿町では、臨時職員さんの登録制度をとっておりまして、ご障害をお持ちの方も登録をしていただけるようになっておりまして、今、登録されている方もいらっしゃいます。そういうことで、区別なく雇用を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 最後の1点です。

その前に、町長、この高齢者のシルバーバンクと同じように、総務課長はそう答えておりますけれども、臨時職員、あるいは違った団体の雇用の場をつくって行って、障害者の就労の機会を設けていただけないでしょうかというのが1点。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義鶴君） ご指摘の点につきましては、私の公約の一端にもございますので、積極的に対応していきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） それでは、緊急通報警報装置について。これ、一度委員会で丁寧な説明を受けておりますけれども、再度、そのシステムについてと、申請機器の審査会、また経費について、個人負担、町の助成、またセコムですか、警備会社の選定。また、一番心配してい

るのは、現実的に緊急時、障害者の人が通報、連絡ができない事態があり得るのでないかという懸念があるんですけれども、この5点について。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 障害をお持ちの方は、それぞれ確かに、目の見えない方もございますし、体が動かない方もいらっしゃいます。あとは精神障害、知的障害、さまざまな方がいらっしゃいまして、今、私どものほうで緊急通報装置をつけていらっしゃる方は1名だけでございます。これも実際的に、私どもまだ広報関係が不足しているという部分もございまして、とりあえず第1弾といたしまして、高齢者の既につけていらっしゃる方たちをまず対象にやってきたわけでございますので、今後、身体障害者福祉会や民生委員さんを通じた個別調査の中で、障害者関係の通報装置の有無については確認させていただければというふうに考えています。

費用等の関係でございますけれども、こちらにつきましては、通報の確認のための使用料として、1日10円、これは個人負担でかかります。それ以外の設置費用につきましては無料でございます。

具体的には、前回もお話ししたかもしれませんが、トイレと、それから特に使用する場所、居間等に、感知装置がございます。そこで24時間、1回感知を確認しますので、そこで感知されない場合、あるいはご本人が緊急通報装置のボタンを押した場合には、契約しております警備保障会社が現場に直行すると同時に、緊急通報装置の受信を受けた通信センターから、ご本人のほうに状況確認をさらに行います。二重の確認をしながら現場に急行するというところでございます。

今年から、私ども契約いたしましたので、警備会社は、御宿町内に1カ所常駐しているそうでございますので、町内は、恐らく10分以内ぐらいに緊急対応できるのかなというふうに考えます。

申請審査基準は2月25日、お知らせ版で、一応高齢者の方と、また身体障害者の方で必要な方というような形で、啓発をしておりますが、審査基準につきましては、特に民生委員さんが確認をさせていただいて、この方は必要だというような確認鑑定で設置しております。これは従来の緊急装置の設置と同様の方法で対応させていただいております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） ここで、5分間休憩します。

（午後 4時00分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 4時15分）

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） この緊急警報装置ですが、個人負担が年間3,660円かかる。1日10円ということなんですけれども、企画財政課長かどっちか、これを何らかの形で補填してやっていただけないでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 今のご質問は、1日10円の使用料がかかるがということで、その中で、1年間なので3,650円、高齢者の方が負担されている。これについてどうしたらいいかということでございます。

緊急通報装置は、現在、188件の設置をしております。2月26日に119番通報が大多喜から千葉の中央センターの方へ移りまして、今のところ大きな障害もありません。以前ですと、大体10回のうち8件ぐらい誤報があったんですけれども、ここのシステムに変わって、今のところ誤報という取り扱いが、1件ということなので、通信センターが間に入って情報確認をしていることによって、ある程度情報が精査されているというふうに認識をしております。

10円の負担ということもございますけれども、高齢者といいますか、障害者対策につきましては、これから新年度予算でまたご説明させていただきますけれども、扶助費が1,000万円ぐらいの単位で計画していただいております。そういった中で、さらに財政上の負担というのはなかなか難しいのではないかとということがございます。今後の周知の中で情報を把握しながら、障害者の方については使用方法を含め検討していきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 今、単純に計算しますと、200人として73万円、300人とするとも109万円ぐらいの予算ではないかというふうに考えております。保健福祉課長、私と町長のほうで検討していきたいというふうに思います。

○議長（中村俊六郎君） 他に。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 土井です。

この障害者計画の、私はハードの問題というので、バリアフリー化ですね。これについてお聞きしたいと思います。

先ほどの総合計画で出てきましたアクションプランの中で、砂丘橋周辺のバリアフリー整備事業があるということなんです。そこで、私はバリアフリーの場所というのが砂丘橋の恐らく階段部分を除去するとかという方法をとるかもしれません。今、私が、障害者、高齢者の身になって考えますと、実は障害者、車椅子の人は、これは渡ることはできません。かなり補助を受けて、こういう動く、力の強い子は上へ上げちゃうとかだったら別なんでしょうけれども、車椅子自身ではできないと思います。ただ、障害の程度の低いと言っては言葉がどうなんですか、方、また高齢者、単純にこの階段で滑っちゃうそうなんです。落っこちちゃうそうなんです。ちょっと手すりを両サイド、また渡って海水浴場側に行くところも手すりがあるとか、高齢者も自由に使えるということを見聞きしています。

また、この方は障害者らしいんですけども、実際のを、私も現場は視察しておりますけれども、手すりだと思って、こういう活動を見ているんですよ。生々しいこういう障害者がいるわけです。

そして、このアクションプランでは、25年設計、実施が27年、つまり28年3月までに完成するというアクションプランなわけですね。私は、この手すりはたしか1カ所5万円程度ですよ。3カ所で15万円程度ですよ。それを2年間待たなきゃいけないのか。やっぱり、私はこういう計画も何でもそうなんですけれども、この前も教育課と話したと思うんですけども、暫定的にどう対応するか。恒久的にどう対応するのか。だから、これは手すりをつけるぐらいは、後から抜けますからね。暫定的な対応で1カ所5万円、10万円しても30万円ですから、それもちよっとあれなんですけれども、その程度のお金なんです。これを2年間も待たせる理由は何もないんですよ。

ぜひとも、私はこのバリアフリー化という形で、この障害者計画はなっていますので、ぜひとも検討してもらいたい。

それと、これはどこの課か、いろいろ言っていますけれども、やってもらう方はどこの課でもいいですよ。今は多賀課長のほうか、産業観光課なのか、建設環境課なのか、どうでもいいんですけども、とにかく、どうでもいいという言い方はそれはまずいですけれども、要するにやってもらう課はどこの課でも結構なんです。だから、ぜひとも暫定的な方法も検討願いたいということで、誰か、担当の課長がどこかわからないですが、答弁願います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原課長。

○総務課長（氏原憲二君） 確かに28年度に実施設計、工事のほうが始まるということでございますが、今回、新年度予算のほうで計画をつくった中で、当然大きな問題は、交差点協議等

の問題もございますので、その中でできるものについては検討させていただきたいということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 私どものほうも、障害者計画の中でバリアフリー化の推進という形で項目を立てておりますので、実際の工事につきましては、それぞれの担当課、あるいは管理者というものがおるとは思いますけれども、やはり公共事業でございますので、その辺を配慮した政策というものは考えても良いというふうに主張してまいりたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） それに関連して、要はこの小さな町だから、縦割りの行政を進めてほしくないんですよ。ぜひとも、いろんな形で両課にまたがることはいっぱいあるでしょうけれども、小さい町だからこそできる縦割りを排除した形の町づくりをしてもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（中村俊六郎君） ほかに。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

バリアフリーの問題ですけれども、一番大事なのは、この計画にも47ページ、第5節、支援体制の充実ということで、いわゆる障害者の方々ではなく、我々健常者ですね。我々健常者がそういう障害を持った方への理解をどうするのか。具体的にどういう対応をしなければならないのかということが一番大事なところだと思いますので、計画はあるんですけれども、この具体化というのは非常に難しいのかなと。時間もかかるのかなというふうに思いますので、これは着実に進めていただきたいというふうに思います。

バリアフリー化の中で具体的な話は、44ページに⑤として情報のバリアフリー化というような計画が載っております。自立と社会参加を支援するため、拡大図書の購入など、情報の提供・普及に努めますということですが、ここに全体で述べられているとおり、障害というのはさまざまな面に、身体、それから脳、さまざまなものがあると思うんですね。そういうものにどう応えていくかということでございますので、例えば今、パソコン、コンピューター機器が非常に発達しております。ホームページなども自動で声として読み上げたり、それから位置情報を示してくれたり、そういうことなどもできるようになっているようでございます。そうした部分も計画の中に入れていただきたいと思いますというふうに思います。

例えば町のホームページなんですけれども、ほかの自治体を見ますと、文字の大きさ、それ

からあと読み上げ機能、そしてもう一つは、いわゆる白黒表示、これは輝度を強くして視力障害の結構強い方も認識できるようにするということだと思います。それから、そういう庁舎のサイン関係。

それともう一つは、同じバリアフリー化でも、外国人などもおられますので、やはり日本語、英語、韓国語、中国語、スペイン語、この辺のところはサイン含めたものに整備していくことも大事だというふうに思います。防災関係でも、やはり日本語だけでは避難看板なんかも、今、最低限のことはやっていただいていますけれども、でも進んだ、特に観光地などでは多言語による表示というのは当たり前になってきておりますので、そうした部分につきましても、特にスペイン、メキシコを含めまして、それからドイツもあります。そういう面ではドイツ語なんというのも範疇に入ってくるのかなとは思いますが、少なくとも3言語、4言語ぐらいは必要になってくるかと思っておりますので、そうした広い意味でのバリアフリー化というのも大事だと思いますので、それについて答弁があれば。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 確かに聴覚、目、耳、いろいろな形の障害をお持ちの方がいらっしゃるし、ホームページを見られることはできるかなということであれば、当然、そういう方にも対応できる形が必要であるというふうには考えておりますが、ただ、それをいかに安くするかということがございますので、これにつきましては、担当課のほうに私どものほうからお願いしたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 次に、防災のことで、細かい質疑をされておりましたけれども、1つ、地域福祉センターですけれども、今度の予算の中で地域福祉センターの改修工事というのが載っているわけでありましてけれども、これまでの説明の中で障害を持った方々の避難場所として地域福祉センターを活用するというようなことであったかというふうに思いますが、その辺については、今、見てみたんですけれども、載っておらない感じがするんですけれども、その辺は場所、体制をどうするのかということです。それと、今度の予算での事業というのは、そういうものに対応できるのかどうかということです。その辺でお聞きます。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 地域福祉センターを福祉避難所という形で進めたいというのが私どもの熱望でございます、と申しますのは私どもの課が避難所担当の課でございます、実際に3・11のときに旧岩和田小学校に泊りまして、そこで受けたときに、板の間に寝られ

ない人、あるいはそこだけで保護できない人、そういう方を目の当たりにしまして、地域福祉センターのほうに搬入したという経緯があることから、高台にもございますし、中の福祉の担当者も、コッペパンなどのかたいものじゃなくて、やわらかいパンなどを用意して、そこまで配慮ができるという中では、やはり今後の活動が大事だなという認識はしてございます。

また、保健福祉課は実際に社協のほうにいろいろな形で委託をしてございます。高齢者の関係、あるいは障害者の関係の事務局、民生委員、こういったものも全てこの社会福祉協議会になっておりますので、やはりそういった意味では情報も集約しやすいということでは、今後、ここを活用した整備対策というのは必要だなということで、防災のほうからもある程度の認識はいただいております。

今回の基盤整備の拡大でございますけれども、そういったものも踏まえて、とりあえず今の段階で幾つかの、障害者等の方たちを入れるためには、やはりトイレが和式だったりとか、雨漏りがしたりとかというようなところもございますので、水道確保も含めまして、基盤整備というものを今回行いまして、段階的に今後、総合的にここの施設をどうするかというものを、まず基盤整備をした後に、使い勝手のいいような形でしていきたいと思っております。具体的には、今のお風呂場なんかはほとんど、お風呂場の施設とかは何も使ってございませんので、あそこを事務室がわりにして、ボランティアの受け付け事務をすところとか、そういったものを今後、施設改修も含めまして検討していきたいと考えております。とりあえずは、まず基盤整備をしたいということで、今回、538万円ですか、予算計上させていただきます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 今回の予算のほうも処置されておりますので、そちらに移したいと思います。

先の防災訓練のところでございますけれども、先ほど出ましたが、障害のある方が参加しやすい防災訓練を検討していきますということで、マニュアルをつくりたいということで、先ほど答弁をいただいたわけですが、一昨年も津波などの防災訓練がされたんですけども、海岸に近いところにお住まいの障害を持った方、残念ながら声をかけてもらえなかったということもあったようでございます。

そういうこともあるわけですが、今後どうしていくかということマニュアル化すること、これはできるだけ早い段階でつくっていただければありがたいと思うんですけども、これまで障害者の方々の訓練というのはどういうことをやられていたのかということについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 昨年、身体障害者の方たちを対象に、町身体障害者福祉会が実際に避難誘導、社会福祉協議会で事業を実施の際に地震が来たということを想定した形の避難誘導訓練を実施いたしました。また、ふだんの心構えということで、防災担当からクイズ形式で、いろいろ皆さんのほうへパフォーマンスでお伝えしていくことを実施しました。

あと、ご指摘のございました身体以外の知的とか精神という方たちは、なかなか実態がつかみづらく、この方たちについては、団体がございません。ですので、そういった組織をつくっていくということも一つの方法ということは考えてございます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第21号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第5、議案第22号 御宿町国民健康保険特定健康診査等実施計画の策定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第22号 御宿町国民健康保険特定健康診査等実施計画の素案につきましてご説明をさせていただきます。

第2次御宿町国民健康保険特定健康診査等実施計画について、経過からご説明を申し上げます。

す。

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、各医療保険者が支出する特定健康診査及び特定保健指導の実施にあたりまして、同法で5年を1期とした計画を策定することが義務づけられており、平成24年度末をもって第1期計画が終了するため、第2期計画といたしまして、平成25年度から29年度の5カ年の計画を、実施者である御宿町国民健康保険が策定するものであります。

特定健康診査は、基本健康診査にかわる制度といたしまして平成20年度に創設された制度でございます。これまで市町村が実施しておりました健康診査が国保や組合健保等の医療保険者に義務づけられました。対象者は40歳から74歳の被保険者で、健康診査によりメタボリックシンドロームの該当者予備群を抽出いたしまして、医師、保健師、管理栄養士等の保健指導により生活習慣の改善を図ることとなっております。

それでは、計画の内容につきましてご説明いたします。

初めに、全体の構成でございますが、表紙をめくった目次をご覧くださいと思います。

序章では、計画策定にあたっての背景や計画の趣旨、計画の性格等についての説明となっております。

第1章は、実施者である御宿町国民健康保険の現状についての説明でございます。

第2章は、第1期計画期間における当事者の実施状況と、その結果からの評価を記載してございます。

第3章は、第2章での評価を踏まえまして、第2期計画期間の実施方法となっております。

第4章は、当該計画期間における目標値と重点施策等でございます。

第5章、第6章は、健診等の結果通知やデータ管理、評価方法等についての説明でございます。

第7章は、他の検診との同時実施についての説明となっております。

また、資料編の1から3といたしまして、国保会計の状況、アンケート調査の結果、特定保健指導の概要等を記載してございます。

続きまして、事業概要のご説明でございます。

1ページの序章をご覧くださいと思います。

特定健康診査・特定保健指導の意義と課題につきまして、特定健康診査受診率、特定保健指導利用率ともに、目標値と比較して低いことが挙げられます。今後、対象者が利用しやすい実施方法の検討などにより、受診率、利用率向上に向けた対策を講じ、被保険者の健康づくりを

推進することが必要とされます。

次に、2のメタボリックシンドロームに着目する意義についてでございますが、内臓に脂肪が蓄積することで高血糖、高血圧、脂質異常によりまして、心疾患、脳血管症などの発症リスクが高まる生活習慣病の原因となります生活習慣の改善に向けまして、明確な動機づけとなるよう、健診及び保健指導を実施するものでございます。

次に、第1章、御宿町国民健康保険の現状でございますが、4ページの図4をご覧くださいと思います。

国保の加入状況は、全住民の40%でございます。ここ数年の推移では、微減傾向にありましたが、平成24年度は社保から国保への移行によりやや増加しております。

続いて、当事者の対象となる40歳以上の被保険者の数字でございますが、図5のグラフのとおり、少子高齢化の進行により、高齢者の被保険者が増えていることから、年々増加傾向となっております。

続いて、3、医療給付及び疾病等の現状の医療費の状況でございますが、6ページの図7をご覧ください。

医療費の推移グラフのとおり、総医療費、件数とも年々増加していることがわかります。疾病別に見ますと、図8のとおりでございますが、件数では高血圧性疾患、医療点数では新生物や糖尿病の増加が見られます。また、図9で腎機能障害の割合を県平均と比較したところ、当町では罹患者の割合が高いことがわかりました。

健診及び保健指導に取り組むことで、被保険者の健康づくりのみならず、将来的な医療費の抑制が図られると思います。

続いて、第2章、7ページをご覧くださいと思います。

第2章では、第1期基本計画期間の特定健康診査・特定保健指導それぞれの受診者の状況や実施結果、アンケート調査からの評価と、今後の課題を記載してございます。

初めに、特定検診の実施状況でございますが、8ページの図10をご覧ください。

四角は目標値、ひし形が受診率となっております。目標値では、5年間で受診率65%まで引き上げることとなっておりますが、実際の受診率は減少しております。

アンケート調査の結果から、受診者の利便性や設備、技術等の観点から個別健診についても検討していく必要があると思われます。アンケート結果は、33ページの資料編にございます。

9ページから、検査結果の所見状況を記載してございます。

12ページ、(4)評価と課題をご覧ください。

図13では、受診率は目標値を達成することができませんでした。目標値につきましては、国から示された数値で、現状に見合った数値ではございません。

健診未受診者の確実な把握として、平成20年度と21年度に未受診者に対してアンケート調査を行ったところ、日程が合わないという回答が多く見られましたので、平成24年度は健診日程を変更いたしまして、2日間の予備日を設けたところ、若干受診率が増加しております。

また、基本健康診査からの流れで、病院受診中の方は対象でないと考えられていることも見受けられたため、ポスター等により積極的にPRを行いました。

次の医療費適正化効果までを含めたデータ管理と評価という点では、紙面のほかシステムでデータ管理をしておりますので、個人の経年データにより保健師等による総合的なケアができるようになっております。

続いて、13ページの2 特定保健指導の実施状況でございます。

図14の特定保健指導の利用率の推移をご覧ください。

三角は利用率、ひし形が目標値でございます。特定保健指導を5年間で45%まで引き上げる目標となっておりますが、全体的に目標に届かず、特に初めの2年間は低い利用率でした。平成22年度に上昇し、それ以降は20%で推移しております。

指導後の改善率につきましては、図16のとおり、体重、腹囲、食事では比較的高い率が見られますが、運動の改善は生活に取り入れることが難しく、低い率となっております。

16ページ、(4) 評価と課題ですが、図17のとおり、健診と同様に目標値は達成することができませんでした。初めの2年間で特に低い利用率であった理由として、当時、費用負担がございましたので、平成22年度からは費用負担を撤廃し、依頼した方全員に初回面接を実施するという流れに変更したところ、利用率の上昇が見られました。

今後につきましては、制度の周知と継続に向けた支援が重要と考えております。

17ページからの第3章、特定健診・特定保健指導の今後の実施方法では、今後の健診等の実施方法を具体的に記載してございます。本年度から従来の検査項目より、検査項目が増えております。また、年に数回、医師会との連絡調整会議を実施しておりますので、国の動向によっては多少の変更が予想されます。

22ページは、第4章、目標値の設定と重点施策となります。

表の第2期計画における目標値のとおり、健診受診率、保健指導利用率、それぞれの目標値を設定いたしました。この目標値は、第1期計画と同様に、国から5年後の目標値が示されております。これによりまして、徐々に上昇するような形となっております。

健診、保健指導ともに29年度に60%、内臓脂肪症候群該当者・予備群減少率は、平成20年度との比較で25%減少を目標とすることとなっております。

その下の表は、対象者数の推移から算出した各年度の目標人数でございます。

続いて、2、重点施策でございますが、健診、保健指導それぞれ受診率、利用率の向上やメタボリックシンドロームの減少などを促進するため、(1)の特定健診の3項目、23ページの特定保健指導では3項目の重点施策を挙げております。

24ページからの第5章では、特定健診・特定保健指導の結果の通知と保存となっております。

データ管理につきましては、国保連合会システム及び町健康管理システムにおいて情報を管理するとともに、個人情報保護に努めることといたします。

次に、26ページの第6章、特定健診・特定保健指導の評価方法と見直しでは、結果の通知と評価方法等について、評価の指標となる項目や実施者を明記してございます。

27ページの第7章、その他では、他の健診との同時実施について記載しております。

また、28ページ以降は資料編として、特別会計の状況、アンケート調査の結果等を添付してございます。ご覧いただきたいと思っております。

次に、策定経過につきましては、昨年6月に対象者2,561人に対してアンケート調査を実施いたしました。専門職員を交えた策定会議につきましては、4回実施いたしました。本年2月には教育民生委員会及び議会全員協議会においてご説明させていただいたところでございます。

また、2月26日開催の第4回国保運営協議会にてご承認いただいております。

以上で、第2期特定健康診査等実施計画の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

特定健診でありますけれども、先ほど説明をいただきまして、第2章、8ページですか、特定健診受診率の推移ということで、目標が20年度30.0%から、24年度65.0%。実際の受診率が37.5%から下がっていくんですね。30.3%、32.7%という説明はいただいたわけです。

それで、これが計画ではどうするかということと、22ページ、第4章、目標値の設定と重点施策となっております。25年度35%、これは近いですね。24年32.7%ですからね。数値としてはそんなに遠くないですけれども、次が40%ということで、29年では60%ということで、これは平成23年度の目標なんですね、60%。ということなんですから、これできるんですかね、よくわかりませんけれども。

22ページ、目標値の設定と今後の方針の中に、経年受診による特典をつけるとあります。これはどんなことを考えているんですか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 確かにご指摘のとおり、非常に高い数値ということでございますが、こちらにつきましては、国が策定いたしました法律に基づきまして、目標値を設定するという事になってございます。これが国保の特定健診等にも影響してくるというようなことがございまして、基本的には国の目標値という形で示されたものでございまして、これに向けた数値設定という形にさせて、法的にはそうなっております。基本的に、以前、基本健康診査のときには、高齢者の方もその中で受診があったわけでございまして、その後、20年度に法改正がございまして、後期高齢者、75歳以上は後期高齢の健診、そちらの制度になります。国保あるいは社保というふうに、それぞれ保険者がやるという形になったわけでございます。そういった中で受診率が下がったという経緯がございまして。

受診率の向上に向けては、実はデータの的には都市圏が非常に高くなってございます。これを分析してまいりますと、基本的に集団健診というよりも個別健診による受診者が多いということがございますので、やはり医師会との連携によりまして、今後は個別健診の方法を模索していくことによって、受診率を上げることを考えていきたいと思っております。

また、昨年度から医師会がポスター等を設置しまして、通常の方たちは病院にかかっているから健診に行かなくていいんじゃないかという認識をお持ちのようなんですけれども、特定健診はまた別でございまして、自分の健康管理ということでございまして、そういった中で皆さんが病気予防のほうを認識していただくというのが本来の特定健診の考え方でございまして、その辺をお伝えしながら受診率を上げていくということが必要だというふうに考えておるところでございまして。

あと、経年受診の特典をつける等、健診受診に魅力を持たせるということでございましてけれども、データ管理はしてございますが、きちんと受診している方には何らかの恩恵といいますか、健康診断の中で予防効果の高いいろいろな方法というものも情報提供しながら、今後の受診を続けていくための方策を考えていかなければいけない。具体的には今後のことになると思いますが、様々な事例検討によってまた受診率を上げる方法というものを模索しているという状況でございまして。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） アンケートをとられて、その分析による第2期計画ということだろう

とは思うんですけれども、これは8ページのグラフを見ると、やっぱりこの制度というのは国民に基本的に理解されていないということなんじゃないですかね。制度そのものは、こういう制度があるということは理解していると、知らないから行かないということじゃないということみたいですよ、このアンケート結果を見るとね。

ですから、この計画なんですけれども、今おっしゃられたことは最初から言われていたようなことなのかなというふうに思いますので、そうであるならば、もっと今日に至るまでの、例えば真ん中の22年度も含めてそういう対応が、私はとれたのではないかというふうに思います。

ですから、こういう計画って余りないですよ。だって、倍ぐらい違っちゃうわけでしょう。また、これだって同じじゃないですか。今までの5年間、20年度から24年度ですよ。今回も同じく25年から29年度で、同じでしょう、これ。前回は30から65%、今回は35から60%ですから、逆にいうと、ピークは今のより下がってしまうということなので、説明がないと非常にわかりづらい制度であると。

実際は集団ですと、その場で一定の数値、例えば80から85歳以上で、そこで現実には右へ行ったり左へ行ったりしちゃうんですよ。ということもありますので、そういう面では医師会とも相談していただきながら個別健診。ただ、そうすると、具体的には、町内でそれができればいいですけども、そこまでどうやって行くのかということが次の課題。そこは、今、高齢者の方々は免許返納を当然されているわけですから、それからあと、これからの日程、じゃ町内の医者ですよ。何件やっていただけるのかも含めて、課題が山積みしているわけですけども、そこも含めて。

◎時間延長の件

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。

間もなく午後5時になります。議事の都合により、会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長いたします。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 確かに、今、ご指摘のとおり、医師会との連携はハードルが

非常に高くなっています。このため無理な目標じゃないかということでございますけれども、この基準につきましては、厚生労働省健康部、あるいは省令で基準数値というものを上げてきておりますし、これが国保の交付税のほうの対象にもなってくるというような言い方がなされている中では、やはり計画上は目標数値ということは高いところをとらなきゃいけないのが実状ということでございまして、これがポイント制で交付税にかかってくるという話になりますので、それ自体が足かせでどうのこうのという話にはなりません、基本的には厚生労働省の基準に基づいた、その中の数値設定ということでご理解いただきたいと思っております。

今後の健診のあり方ということにつきましては、健診については広い場所が必要になると思っていますし、当初申し上げましたように、集団健診もそろそろ限界が来ているのではという中で、個別健診という方法を模索しているわけでございまして、そうなりますと、やはりいすみ医療センターや国吉病院の活性化というものもやはり視野に入れた中で考えていかざるを得ない。こちらにつきましては、私どものほうも、事務レベルでは医師会あるいはいすみ医療センターとの連携という中でご協議させていただいております。

そういった意味で、先ほどの説明の中で、今後、医師会との連携によっていろんな方向性を模索していくというふうなご説明をさせていただいたところでございますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第22号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第6、議案第23号 平成24年度御宿町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

佐藤建設環境課長より議案の説明を求めます。

佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、議案第23号 平成24年度御宿町水道事業会計補正予算案（第4号）についてご説明いたします。

今回お願いいたします補正予算は、事業量の見直し等によりまして委託料、動力費、修繕費を補正するものです。

初めに、補正予算書の1ページ、第2条、収益的収入及び支出、支出科目の第1款水道事業費用、第1項営業費用の金額2億8,550万7,000円から915万円を減額し、水道事業費用を2億8,289万円とするものです。

次に、3ページの事項別明細書にてご説明いたします。

収益的支出の水道事業費用、1目原水及び浄水費におきまして、10節委託料、浄水汚泥処理費を、天候条件などによりまして大幅に発生汚泥を減らすことができたため550万円の減額。12節動力費、電力料は、年度末使用料見込みが立ったことにより85万円の減額。2目配水及び給水費におきましては、8節修繕費、鉛管修繕が道路工事箇所と合わず、漏水箇所の交換にとどまったことにより、200万円の減額。12節委託料では、配水管洗浄委託費を実施箇所の検討により実施箇所を減らしたことによりまして、80万円の減額をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3ページで浄水汚泥処理費でございますが、550万円という大変大きな額の補正なのでございますけれども、説明のほうでは、これまでと比べて経営努力をしたということのようでもありますけれども、そうすると今まではどうだったのかというのが若干問われると思うんですけれども、今後

それから、ここの汚泥処理施設の下流部、落合川に流れるということなんですけれども、その管理とか、それから周辺施設で相当、側溝を含めて傷んでいるように見受けられるんです。それからその施設の安全管理ですね。金網だとか、門扉も手づくりなのかもわかりませんが、門扉じゃないと思うんですけれども、やはり機械で動く状況もございますし、そんなに

深くはないんでしょうけれども、子どもさんの安全だとかさまざまなことがございますので、最低限の整備というのは必要だと思うんですけども、その管理、それから浄水場そのものを含めて。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 汚泥の関係でございますけれども、本年度は天日乾燥床というところの移しかえを主に実施したこと、それから好天に恵まれたことによりまして、大幅に汚泥の排出量を減らすことが可能となりました。

それから、濃縮槽といいまして、汚泥を濃縮してうわ水を排水し、落合川のほうに流しているんですけども、排水施設のほうにつきましては、今後も点検等はしていきたいと思えます。

また、ご指摘いただきました門扉とフェンス、それから今、立ち入り禁止の看板等、今もう既に発注しておりますけれども、全て3月中に完成するように調べておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第23号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第7、議案第24号 平成24年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第24号 平成24年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回お願いいたします補正予算は、1,114万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億5,278万4,000円とさせていただくものでございます。

主な内容につきましては、高齢者医療費負担の凍結延長に伴いまして事務費等の増額と共同事業交付金及び拠出金、一般会計繰入金額の決定、精算による減額等でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目高額医療費共同事業負担金、補正額60万円の減額は、高額医療費共同事業拠出金の4分の1を国が負担するものでございます。精算により歳出の拠出金額も減額となります。

2項国庫補助金、4目後期高齢者医療制度円滑運営事業補助金46万1,000円の増額は、高齢者の患者負担引き上げ凍結により、国からの事務費に対し補助を受けるものでございます。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、補正額60万円の減額は、国庫負担金と同様に、高額医療費共同事業拠出金の減額に伴い県負担金が減額となったものでございます。

2項県補助金、1目県財政調整交付金、補正額572万9,000円の増額は、普通調整交付金の調整交付金の精算によるものでございます。特別調整交付金につきましては、今年度から国庫負担から県補助に移行された医療費の2%などの見込みの合算でございます。

7ページに移りまして、7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金及び2目保険財政共同安定化事業交付金は、補正額1,126万円の増額となりました。高額医療費共同事業は80万円以上の医療費に対しまして、保険財政共同安定化事業は30万円以上の医療費に対しまして、県内市町村の医療費の平準化のため実施している共同事業ですが、医療費の精算により交付額が増額となるものでございます。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1,146万1,000円の減額は、人件費や出産育児一時金の減額に伴い一般会計からの繰入金の精算によるものでございます。財政安定化支援事業繰入金につきましては、国から示された算定のための係数に変更があったことによる減額でございます。

9款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金、補正額601万1,000円の増額は、収支の均衡を

図り、充当するものでございます。

8 ページをご覧ください。

10款諸収入、2項雑入、1目一般被保険者第三者納付金と、3目一般被保険者返納金、57万7,000円の増額となりました。交通事故などの第三者に起因する医療費等にかかる返納金でございます。

9 ページの歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額88万1,000円の増額は、高齢者の医療費負担の据え置きに伴う国からの事務費でございます。内訳は、保険証用紙の印刷代、郵便料、電算システムの改修委託費でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、科目更正によるものでございます。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、補正額242万円の減額は、母子手帳や前年度比較により被保険者の出産費を算出するものでございますが、当初積算見込みよりも出産率の低下や転出により、精算減となりました。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金、補正額240万3,000円の減額、及び次ページの3目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額459万5,000円の減額は、歳入での説明同様、県内で実施している共同事業に対する拠出金でございます。県の医療費が全体で伸びたことから平準化を図るための拠出金の額が減額となりました。

8款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費、補正額55万4,000円の減額は、短期人間ドック費用の減額によるものでございます。

2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、補正額221万4,000円の減額は、特定健康診査及び特定保健指導の利用者が当初見込みより少なくなったことによる減でございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額16万2,000円の増額は、療養給付費交付金の精算により国に返納するものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。

なお、本補正予算におきましては、去る2月26日開催の第4回国保運営協議会の承認を得ておりますことをご報告いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番です。

10ページの疾病予防費でございます。短期人間ドック費用補助金の部分で55万4,000円の減額ということですが、これはそもそも当初予算で何人分の事業費だったのでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 当初、88名を見込んでいたんですけれども、18名減になりました。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） これは予防費ですので、先ほどの特定健診の話で、何のためにという話だと思っんですよ。例えば災害予備費みたいに還付設定をして使わなくてよかったなという性質のものと、これは最後まで努力をして全額当初予算を、消化するという言葉はおかしいですからね、使っていただくということだったんですよね。そうすると、例えば一定期間必要ですから、じゃ再度、この人間ドック費用補助に広報を出したのは、いつが最後になりますか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 広報というのは、町が作成した私の便利帳とか、国保会計の事業の中で明示してございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） ここまで至るとこういうふうになってしまうんでしょうけれども、時間がありませんからわかりますけれども、やはり12月、ちょっと前に必要があるんですけれども、しかるべき日に、最終的にこの補助事業を利用させていただいている状況を見ながら、年度末に向かってという中で、担当者だったらわかると思うんですよ。御宿町はお知らせ版等出ているわけですから、その中でしかるべき時期に広報を再度させていただいて、単独で、ぜひ利用させていただくということが、国保税を含めたまず町民の健康ですよ。次はそういう国保税を負担する者に、そのために予防で組んでいると思いますので、その辺の今後の広報の仕方と事業のあり方について、再度伺います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 時期を見て、そのように対処したいと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第24号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第8、議案第25号 平成24年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀課長。

○保健福祉課長(多賀孝雄君) それでは、議案第25号 平成24年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ70万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,538万2,000円とさせていただくものでございます。

主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金のうち保険安定基盤拠出金の精算によるものでございます。保険安定化拠出金は、低所得者の保険料軽減分を公費で補填する制度でございます。医療広域連合への納付金が精算により減額となりましたので、一般会計からの繰り入れ額を同様に減額するものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書の5ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金70万9,000円の減額は、保険基盤安定化拠出金の精算によるものでございます。

6ページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金のうち70万9,000円の減額は、歳入で説明いたしましたとおり、保険基盤安定化拠出金の精算により減額となるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第25号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第9、議案第26号 平成24年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第26号 平成24年度介護保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

今回提案いたします補正予算は、補正額534万5,000円を減額いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ8億4,476万5,000円とするものでございます。

主な内容は、国・県等の負担金の確定によりまして、歳入調整と介護給付費のサービス量等の精算に伴う補正でございます。

6 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入よりご説明いたします。

1 款介護保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料1,100万円の減額は、非課税世帯の増加により保険料の単価が下がったことによる減額でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費等負担金は、国の予算配分により負担金が下回ることになりましたので、185万3,000円を減額するものでございます。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金602万4,000円の増加は、国の交付決定率の増加によるものでございます。2 目地域支援事業交付金（介護予防事業）の59万1,000円の減額と3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業）99万円の減額は、いずれも交付決定によるものでございます。

7 ページに続きます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費等交付金、第 2 号被保険者負担分として社会保険診療報酬支払基金からの交付決定により352万3,000円の減額となりました。

2 目地域支援事業支援交付金は介護予防事業の確定により68万6,000円の減額となります。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費等負担金168万2,000円の減額と、同じく下段5 款県支出金、2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防事業）29万6,000円の減額、及び2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）4 万9,000円の減額は、いずれも国の交付決定により減額となりました。

3 目介護保険財政安定化基金取崩特別交付金は、介護保険法の一部を改正する法律において基金の取り崩しが可能になったことから、県より707万4,000円が交付されたものでございます。

8 ページをご覧ください。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目地域支援事業繰入金（介護予防事業）は、介護予防事業確定により29万6,000円の減額となっております。3 目地域支援事業繰入金（包括的支援事業等）は、包括的支援事業確定により4 万9,000円の減額となりました。4 目その他一般会計繰入金は、職員人件費の減により64万円の減額となりました。

6 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金は、当初の介護給付費の見込みを下回ったことから基金の取り崩しを行わず、403万3,000円を減額するものでございます。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、635万4,000円を追加いたしまして収支の均衡を図りました。

9 ページをご覧ください。

事項別明細書歳出をご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費19万円の減額は、担当職員の共済費でございます。

同じく1 款総務費、3 項介護認定審査会費、1 目認定調査等費は、臨時職員の入院加療により賃金45万円の減額となります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス等諸費は、当初サービス利用者数が死亡や入院治療への移行などにより減少いたしましたので、942万4,000円の減額となりました。2 目介護予防サービス等諸費は、在宅介護に係る要支援者件数などが当初見込みより増加したことにより、120万円の増額とするものでございます。

10ページをご覧ください。

2 款保険給付費、2 項その他諸費、1 目審査支払手数料、実績見込みにより1 カ月分の審査料に不足が生じることから、4 万円を増額するものです。

同じく3 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費は、介護度の高い方が増加したことから、2 カ月分、300万円を増額するものでございます。

同じく5 項特定入所者介護サービス費等費、1 目特定入所者介護サービス等費は、利用者の増加により400万円を増額するものであります。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防事業費は、産休職員の人件費の減額と、介護予防事業の見直しにより322万9,000円の減額となります。

11ページに続きます。

2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業・任意事業費は29万2,000円で、公用車の購入費の残額を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第26号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで5分間休憩します。

(午後 5時19分)

○議長(中村俊六郎君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 5時30分)

◎議案第27号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第10、議案第27号 平成24年度御宿町一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原課長。

○企画財政課長(木原政吉君) それでは、議案第27号 平成24年度御宿町一般会計補正予算案(第7号)についてご説明申し上げます。

予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ2億750万円を追加し、補正後の予算総額を38億2,098万5,000円と定めるものでございます。

主な内容につきましては、国の補正予算に伴い中山間地域総合整備事業や中学校屋外運動場整備事業の前倒し、さらには防災情報通信設備にかかわる初期軽費を計上するほか、各費目、各事業における事業費の精算や実績見込みを勘案した上で、予算額の調整を行っております。

また、財政規模に基づく適正な実質収支、さらには将来財政需要を見据えた上で、予算執行不用額等について公共施設維持管理基金及び児童福祉施設建設等基金への積み立てを行い、後年度の財政需要に備えます。

補正財源につきましては、町税の増収分や中学校屋内運動場建設事業にかかわる国庫支出金の上乗せ分を初め、23年度からの純繰越金等を充て、収支の均衡を図りました。

次に、第2条でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用する経費について定めたものでございます。

また、第3条は、地方債の追加及び変更について規定したものでございます。

それでは、予算書の内容でございますが、6ページの第2表繰越明許費につきましては後ほど改めてご説明させていただきます。

7ページに移りまして、第3条地方債補正でございますが、国の補正予算に伴い事業の前倒しを行い、地域の活性化等に取り組むものでございます。

まず、中学校屋外運動場整備事業につきましては、地方債、限度額3,800万円を追加するもので、元利償還金について50%の交付税措置があるものでございます。

次に、中山間地域総合整備事業において当初予算で2,210万円を限度額としておりましたが、国の補正予算に伴う前倒しを行うことから、本年度の不用額を踏まえ、限度額を4,000万円に変更するもので、元利償還金について50%の交付税措置があるものでございます。

それでは、歳入予算にかかわる事項別明細ですが、予算書の10ページからご説明いたします。

1款町税、1項町民税、1目個人につきましては、現年課税分で長期譲渡所得において当初見込みを大きく上回ったことから6,100万円の増額がある一方、2目法人の現年課税分では事業所などの営業収入が当初見込みを下回り、法人税割の減により300万円を減額するものでございます。

2項固定資産税でございますが、大震災の影響を踏まえ、電力事業所の償却資産を見込んでいたところでございますが、当初見込みを上回ることから700万円増額するものでございます。

12款分担金及負担金、1項負担金、3目衛生費負担金でございますが、先の1月の臨時議会において清掃センターにおける焼却設備の修繕工事について追加補正のご承認をいただいたところでございますが、当該工事にかかわるいすみ市からのごみ処理負担金として1,409万8,000円を追加するものでございます。

2項分担金、1目農林水産業費分担金は、地方債補正でご説明しましたとおり、国の補正予算に伴い中山間地域総合整備事業の前倒しを行うことから、既定予算の不用額を踏まえ、992万8,000円を追加計上するものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で1,489万2,000円の追加。内訳といたしましては、1節保険基盤安定負担金6万円の追加は、国保会計における保険基盤安定繰り出しの変更に伴う増であり、2節心身障害者福祉費負担金50万円の減額は、障害児通所支援にかかわる事業費の2分の1が負担されるものであり、実績を勘案し減額するものでございます。3節及び4節の児童手当負担金は、支給額の確定に伴う補正でございます。

2項国庫補助金でございますが、2目衛生費国庫補助金は、小型合併浄化槽設置を当初10基

見込んでおりましたが、申請実績が8基のため減額補正をするものでございます。4目土木費国庫補助金484万2,000円でございますが、2節道路橋梁費補助金は、国の補正予算に伴い路面性状調査や舗装修繕、トンネル点検等に対し55%が補助されるものであり、577万5,000円を追加するものでございます。2節都市計画費補助金93万3,000円の減額は、住宅耐震診断補助の実績等により補助額が確定したことによる減額でございます。5目教育費国庫補助金1億294万8,000円の追加でございますが、御宿中学校体育館改正事業にかかわる補助金であり、防災や減災面に鑑み8,300万円程度が上乗せ交付を受けたほか、地方債補正でご説明しましたとおり、国の補正予算に伴い中学校屋外運動場整備事業について事業の前倒しをすることから2,000万円を追加補正するものでございます。

3項国庫委託金、598万1,000円の減額でございますが、衆議院議員選挙について国からの委託金の交付を見込んでいたところでございますが、県を經由して歳入を受けることから県支出金に組み替えるものでございます。

12ページに移りまして、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金から3目保険基盤安定拠出金までは、国庫負担金と同様、保険基盤安定繰り出しの変更や事業の実施見込み、支給額の改定等に伴う補正でございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金、5節県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金の減額は、海水浴場の安全対策強化において3名の雇用を予定しておりましたが、結果的に2名の雇用となったことに伴う減額補正でございます。

9節防災情報通信設備整備事業は、国の補正予算を受け、全国瞬時警報システム、Jアラートの整備に関する交付金が盛り込まれたところでございます。今回、この補助金を受けJアラートと防災エリアメールとを自動で連携させ、迅速な情報伝達の強化を図るもので、事業費の100%が補助されております。

2目民生費県補助金ですが、放課後児童クラブに対する補助で、実績等を勘案し減額補正を行うものでございます。

3目衛生費県補助金ですが、小型合併浄化槽設置事業について、当初10基の申請を見込んでいたところ、8基の申請であったため減額するほか、肝炎検査や妊婦健診、子宮頸がんワクチン接種等の実績を見込み、減額をするものでございます。

4目農林水産業費県補助金は、農家戸別所得補償にかかわる事業実績に基づく減額補正でございます。

3項県委託金、1目総務費委託金は、8月に予定されておりました海区漁業調整委員会委員選

挙が無投票となり減額するほか、国庫支出金でご説明しました衆議院議員選挙について、県を
経由し歳入を受けることから、国庫支出金から組み替えるものでございます。

16款財産収入、1項財産運用収入でございますが、住民生活に光をそそぐ基金並びに公共施
設維持管理基金にかかわる利息が発生したことによる追加補正でございます。

2項財産売却収入、1目不動産売却収入でございますが、売却を予定しておりました浜・新
町地先の町有地について、売り払いがなくなったことから減額するものでございます。

14ページに移り、18款繰入金、2項基金繰越金、2目住民生活に光をそそぐ基金繰越金でご
ございますが、条例に基づき24年度で処分することから、利息分を追加するものでございます。

3目学校建設基金繰入金ですが、前倒しで屋外運動場に着手することから基金の繰り入れを
行うほか、屋内運動場にかかわる国庫補助金が上乘せされたことや、後年度の将来財政需要を
踏まえ、基金残高を確保することから、6,932万7,000円を減額するものでございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、平成23年度からの純繰越金で1,564
万4,000円を追加し、収支の均衡を図りました。

20款諸収入、2項雑入、4目雑入は、介護予防ケアプランに係る利用者が当初見込みを上回
ったことによる追加、後期高齢者医療について、広域連合の委託金が確定したことにより減額
をするものでございます。

3項受託事業収入、1目民生費受託事業収入でございますが、管外受託保育について、利用
者の減に伴う減額でございます。

21款町債は、第3表地方債補正にてご説明しましたとおり、中山間地域総合整備事業債、中
学校屋外運動場整備事業債の追加をそれぞれ行うものでございます。

以上、歳入予算として合計2億750万円の追加補正しております。

続きまして、歳出予算でございますが、予算書の16ページをご覧ください。

1款議会費、1項議会費、1目議会費でございますが、1節報酬64万5,000円の減額は、議
員1名の欠員により不用額が生じたことから減額するものでございます。3節職員手当は、職
員人件費の調整であり、以降、各費目にわたりまして給料、職員手当、共済費など職員人件費
について補正を行っておりますが、年度末の最終調整ですので説明を割愛させていただきます。
13節委託料は、会議録作成にかかわる経費について不足が生じておりますことから、30万
8,000円を追加するものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料は、職員健康診断の実績に伴う
減額であり、14節使用料及賃借料は、庁舎コピー機使用料に不足が生じていることから21万

2,000円を追加するものでございます。18節備品購入費110万円の減額は、職員用パソコン購入に係るものであり、入札により執行残の不用額を減額するものでございます。19節、負担金補助及交付金32万円の減額は、交付税算定における布施学校に係るいすみ市への配分金であり、算定額が確定したことに伴います減額でございます。

3目財産管理費、4節共済費及び7節賃金の減額は、公用車運転手がバス運転業務を兼務で、バス運転手の賃金削減が図られたことから減額するものでございます。13節委託料46万円の減額は、六軒町地先の町有地測量委託や旧職員住宅解体にかかわる設計委託の額の確定に伴う不用額の減額でございます。

5目諸費の10万2,000円の減は、岩和田区の区長代理が不在のため不用額を減額するものでございます。

7目防災諸費315万円は、国の補正予算を受け、全国瞬時警報システム、Jアラートの整備に関する交付金が盛り込まれ、Jアラートと防災エリアメールとを自動で連携させ、迅速な情報伝達の強化を図るものでございます。

11目住民生活に光をそそぐ基金積立金1,000円でございますが、利子分について積み立てるものでございます。

12目公共施設維持管理基金積立金は、利子分について積み立てるほか、将来の財政需要を見据え5,000万円を積み立て、将来に備えるものでございます。

2項徴税费並びに3項戸籍住民台帳費の減額は、職員人件費の調整でございます。

4項選挙費につきましては、5目衆議院議員選挙、18ページに移りまして、8目海区漁業調整委員会委員選挙並びに9目御宿町長選挙にかかわる不用額の減額でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、4節共済費は、臨時職員社会保険料に不足が生じていることから14万円追加するものでございます。11節需要費18万2,000円は障害者計画にかかわる印刷経費を追加するものであり、13節委託料は、障害者計画を職員の手づくりにしたことから経費の節減が図られ、不用額を減額するものでございます。28節繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金の精算に伴う減額でございます。

2目老人福祉費から5目後期高齢者医療までは、それぞれ実績に基づきます精算に伴う補正でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、7節賃金は、実績による減額であり、13節委託料、子ども手当システム保守委託は、システム改修期間中に保守契約が不要となったことから減額するものでございます。

2目児童措置費は、児童手当の支給額の額の確定に伴う減額でございます。

20ページに移り、3目保育所費は、職員人件費の調整のほか、職員の産休に伴う臨時職員賃金の追加を行うものでございます。

4目児童福祉施設建設等基金積立金は、先の議会でご承認いただきました基金に積み立てるもので、将来財政需要を見据え1億円を積み立て、将来に備えるものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、職員人件費の調整でございます。

2目予防費につきましては、13節委託料及び20節扶助費において、それぞれ実績を見込み、不用額の減額をするものでございます。

3目環境衛生費は、ミヤコタナゴの生息に関連する耕作地の畦畔について、雨や獣害等により修復が必要なことから、保護増殖経費について、13節委託料で20万9,000円の追加補正をお願いするものでございます。

4目子供医療対策費は、児童医療の扶助について、実績見込みを踏まえ、20節扶助費で150万円を減額するものでございます。

2項清掃費、1目清掃総務費は、職員人件費の調整でございます。

2目じん芥処理費は、歳入予算でご説明いたしましたが、清掃センター焼却施設の修繕工事について、いすみ市からのごみ処理負担金を歳入で受けることに伴う財源更正でございます。

3目し尿処理費は、歳入予算にてご説明いたしましたが、小型合併浄化槽設置補助事業について申請件数の確定による減額をするものでございます。

4項予防費、1目予防費は、後期高齢者健康診査について利用者が当初見込みを下回ったことによります減額でございます。

5款農林水産業費、1項農業費は、職員人件費の調整です。

3目農業振興費、18節備品購入費は、公用車購入にかかわる不用額を減額するものでございます。19節負担金補助及交付金は、地方債補正でご説明しましたとおり、中山間地域総合整備事業において、国の補正予算に伴い前倒しで着手することから、本年度の不用額を踏まえ、2,978万3,000を追加するほか、農家戸別所得補償にかかわる事業実績に基づき減額補正を行うものでございます。

22ページに移りまして、3項水産業費、1目水産業振興費は、種苗放流事業において事業量の減少に伴う減額を行うとともに、漁獲共済事業においては漁協に対し国の上乘せ補助があり、契約者負担分の減少に伴い町補助分を減額するものでございます。

6款商工費、1項商工費、3目観光費は、県支出金でご説明いたしましたが、県緊急雇用創

出事業において海水浴場の安全対策強化において3名を予定していましたが、結果的に2名の雇用となったことから減額補正をするものでございます。

5目、町営プール管理運営費は、開園期間終了に伴う不用額の減額並びに光熱水費に不足が生じたことによる需要費の追加でございます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、六軒町地先において道路排水ポンプが故障し、早急に修繕が必要なことから、11節需要費で24万円の追加をお願いするものでございます。

2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、13節委託料及び15節工事請負費は、歳入予算にてご説明いたしましたが、国の補正予算において、路面性状調査やトンネル点検、舗装修繕など老朽化対策が講じられたところであり、町内の主要幹線道路やトンネルを調査点検し、必要と思われる舗装修繕経費について、それぞれ追加補正をお願いするものでございます。19節負担金補助及交付金の204万2,000円は、県が出資しています急傾斜地崩壊対策工事にかかわる町の負担金でございます。

4項都市計画費、1項都市計画費ですが、住宅耐震診断や住宅耐震改修工事にかかわる額について補助申請がなかったことから、不用額を減額するものでございます。

5項河川費、1目河川総務費ですが、清水川河川改修計画策定において、段階的に河川整備が進められるよう計画の設計内容等を見直したことから不用額が生じ、減額を行うものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、職員人件費の調整でございます。

24ページに移りまして、2項小学校費、3目組合学校費ですが、布施学校組合において、児童数割や23年決算額の確定に伴う精算であり、19節負担金補助及交付金で34万円を追加するものでございます。

3項中学校費、2目教育振興費は、就学援助対象者が2月で新たに1名増となったことから、20節扶助費で1万9,000円を追加するものでございます。

3目学校建設費は、屋内運動場建設工事において入札によって生じた不用額を減額するとともに、国の補正予算に伴い屋外運動場整備を前倒しすることから、設計費、工事について、それぞれ追加するものでございます。

4項社会教育費並びに5項保健体育費は、職員人件費の調整でございます。

以上、歳出予算総額2億750万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を38億2,098万5,000円とするものでございます。

続きまして、繰越明許費でございますが、予算書の6ページをお開きください。

国の補正予算により、防災安全対策や老朽化対策のほか、公共事業の前倒しによる緊急経済対策が盛り込まれたところでございます。今回の繰越明許費でございますが、いずれも国の補正予算を受け、制度を有効的に活用するため補正予算をお願いしておりますが、予算成立の時期から年度内の執行が困難なため、明許繰り越しを行うものでございます。

まず、総務費の防災情報通信設備整備事業315万円ですが、全国瞬時警報システム、Jアラートの整備に関する交付金が国の補正予算に組み込まれ、Jアラートと防災エリアメールとを自動で連携させ、迅速な情報伝達の強化を図るものでございます。

農林水産業費の中山間地域総合整備事業3,000万円ですが、前倒し事業として補正予算に計上したものであり、早期の工事完了を目指すものでございます。

次に、土木費の道路施設整備事業1,050万円ですが、笹子トンネル事故を背景に、トンネルの点検や道路路面の性状調査を行うほか、ひび割れの多い路線の舗装修繕を行うものでございます。

教育費の中学校屋外運動場整備事業8,867万3,000円は、25年度予算での計上を当初予定したところでございますが、25年度補正予算にて前倒しで計上することにより、財政支援措置のある有利な制度を活用するものであり、年内の執行が困難なことから、繰越明許を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

最終補正になるわけですが、一番最後に説明を受けた繰越明許費で、具体的には事業内容なんですけれども、総務管理費、防災情報通信整備事業ということで、Jアラート、防災エリアメール、これの連携事業ということなんです。御宿町のホームページ、それからツイッター、それからお知らせ版等々、さまざまな広報をしておりますけれども、今年度の中では40台ですか、防災放送無線で対応を組んでいただいているということなんですけれども、近隣ではいわゆるいろんな広報、簡単に言うと防災無線で行っている広報。今、昔と比べるとちょっと種類が少ないなというふうに思うんですけれども、ホームページを見ればわかることもあるのかもわかりませんけれども、例えばツイッターだとかを含めて、文字情報ですね。それから、これからテレビだとかを含めた、そうしたものへの、先ほどの防災基本計画、そういうものへの防災情

報だとか行政情報、そうしたものを盛り込んでいく、そういう計画もあるんだということが、今回、事業でありますけれども、少なくともそういう細かな、簡単な広報、そうしたものをメールみたいなもので、ツイッターでもいいとは思いますが、もう少しきめ細かな、字で見えるということはすぐわかりますので、例えば先般の火災なんかについても、ツイッターとかメールとか何かでお知らせいただければ、どこにいても今、たちまち、どういう状況があるかということがわかると思いますし、特に火災なんかはそのご本人、いればいいんでしょうけれども、いなかった場合、近隣を含めて対応があるかと思しますので、特に御宿町は雇用の場がなかなか町内というより町外ですね。茂原とか千葉だとかということも多いので、子供たちの防災関係、そういうメールはやっていただいたと思うんですが、もう少し広げていただくというつもりがあるのかどうかについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 今のご指摘の防災無線につきましては、基本的には防災情報ということで、今限定して流させていただいているという中で、エリアメールの有効活用が考えられないかということではありますが、他市町村なんかでも項目を増やして実施しているようなところもございますので、検討したいと考えます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

では次に行きます。10ページであります、分担金及負担金、衛生費負担金、ごみ処理負担金ということで、支出のほうでは先般の清掃センターの工事のいすみ市の負担分であるというふうな説明がありました。

この間、御宿町はごみ袋制ということで、出すごみの量が引き続き2割減ということでご報告いただいたわけですが、やはりいすみ市、旧大原町と御宿町でたしか人口6割、ごみ量4割ということで、負担金の率があります。これはたしかごみを減量すればただけ負担が下がるというような負担割合で済むというふうに伺ったんですが、これは今年度、ここまで20%で来て、新年度の予算も出されていますけれども、いすみ市との今言った負担割合の中での動きというのはどのように考えているのか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 質問の人口割の関係ですが、新年度は、平成24年10月1日現在の人口を適用してございます。ごみ量割につきましては、平成23年12月から24年11月実績分までで計算をしております。

確かにごみ量割で御宿分の量が減れば、そういった意味では負担金の割合の率のほうは変わってはくるんですけども、同じく人口のほうでも変化がございますので、両方を勘案しますと、人口割とごみ量割のほうで、両方で影響してくる部分がありますので、結果として増えるか減るかというようなところは、人口割とごみ量割両方の増減率を見て、評価するようになるかと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） ですから、6割どまりでしょう。両方とも減る想定でしょう。大原も減るのかもわかりませんが、ですから、御宿は少なくとも今現在ではごみが2割減ったと。大原はどうなんですかということなんです。それは一定、この間あるでしょう。ですから、その中で数が足りないのかどうかというのがあると思うんですね。例えば予算で歳入で示されたとは思いますが、それがどうなっているかが我々はわからないんですよ。額としてポンと出てくるわけですけども。それはどういう傾向であるのか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ごみ袋制を導入しましたのが御宿町ということで、いすみ市については例年どおり、ごみ量については推移しているようでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） ですから、負担金を聞いているわけですから、その負担金がどうなるか。全体で幾らか想定していると。その中でどう変わっていくのかということを知っているわけですね。だって、予算を提案しているわけでしょう。根拠数値を出して予算を提案しているわけですから、それは当然、これは入るんですか。それとも3カ年平均で入らないということなんです。一般的に今、そんなふうに行っているんじゃないですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ごみ量割が、25年度分の計算のごみをカウントする時期が、23年12月から24年11月で計算をするようになります。当年分につきましては、現在の分、22年12月から23年11月ということになりますので、本年分のごみ量割の按分につきましては、基本的にはまだ指定袋の影響は出ておりません。

25年度予算につきましては、現状、町のほうでは減量化も進んでおりますので、それについて多少割合のほうでは影響してくると。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 細かいのは、具体的な当初予算の審議の中でもう一度伺いたいと思

ますので、お聞かせください。わかりやすく。

それでは、次に移りたいと思います。

14ページ、財産管理費で測量委託ということで、六軒町と、これは先ほどの町有地の売り払いも含めてあるわけですがけれども、進捗率がどうなっているのかというのがわからないんです。どこまで進んだか。なかなかお答えの中で難しい部分というのはあると思うんですけれども、先ほどの計画じゃないんですけれども、どこまで今年やるのかと。それが到達したのかしないのかも含めて、減額だからしなかったと思いますが、進捗率がどうなのかというのがもらえれば助かりますので、それについて、最終的にどこまで何年かかるのか。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） これについては、中に民地もあり、周辺の民地との。加えて、県の保安林の関係が、県有地がございまして、長さについては3年の計画でしております。次、須賀、浜というふうに順次やっていきたいということで、現状の報告できるのは、
としては ということ認識をしております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） なかなか進まないところがあるかと思いますが、計画的に進捗率を示しながらやっていただく必要があるのかなというふうに思います。

次に移ります。22ページであります。水産業振興費でございまして、種苗放流事業ということでマイナス44万円の減額ということで、この内容について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原課長。

○総務課長（氏原憲二君） 当初、勝浦 が放流する稚魚、約70キロが感染症ということで、それについて ということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） これはたしか幾つかあったと思います。中国方面ですか、ちょっと記憶にないんですけれども、やはり感染症ということで、数年前から新聞報道されている、その内容と同じなのかどうか。それから、これは育種と申しましょうか、育てているときはいけすか何かですので、そういうことが起こりやすいということだろうと思うんですけれども、これはそうした被害が、そういうものがおったものが放流された中で、自然界の海の中で、その影響というのはあるのかなのか。

それから、今後、この対策というのは今、どうなっているのか。これは県というか、我々の町行政なのかもわかりませんが、それを踏まえて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原課長。

○総務課長（氏原憲二君） 水域の 中、新聞報道でされたところだと思います。ただ、自然界については、まだ実績等が我々のところもございませんので、そういったことを、報道があった段階で注視していくということで考えています。

今後の対策ということで、実際、病原体がどういった経路で来ているか、なかなか不明なことから、なかなかその対策というのは、今のところ、感染について具体的な案は、県からも国からも示されていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

それと、新年度も同様な、今後もこの事業は続けていくということだろうと思いますし、また、漁場というか、そこについても新しい施策をとということで、放流でありますけれども、これは70キロということでございますけれども、これは幾つぐらいなのでしょう。

それで、なかなか最終的に生育して製品と申しましょうか、水揚げするまでは大変だというふうには、一般的には伺っておりますけれども、この間の放流した後、成果が上がってくるリスクと申しましょうか、寄与と申しましょうか、どういう数字で把握しているのかわかりませんけれども、その数値というのをお示しいただければ。

○議長（中村俊六郎君） 氏原課長。

○総務課長（氏原憲二君） 放流に使う稚貝は約40ミリ、重さが約9グラムということでございます。3年後に12センチという育ち方をするそうです。

放流との関係ですが、これは前にお答えしていますけれども、平成24年度、種苗の実際の測定結果という形で、約192個を行いまして、そのうち天然が143、放流が49個、約26%が放流したということで把握しています。また、アワビの概要としては、クロアワビが、そのうち放流したのが23%、またメガイアワビが約27%という結果でございました。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に移りたいと思います。

土木費、土木総務費で、需要費で修繕料ということで、六軒町の排水ということでございますけれども、これは六軒町のどこでしょうか。この排水というのはどういう処理というんですか、内容なのかについて、あわせて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） こちらの排水ポンプにつきましては、町道1117号線、旧江澤肉屋さんの周辺の道路になりますが、ここのところに排水管を集めまして、朝市通りのほうに送水している施設がございます。こちらのほうも、先ほどから出ています浸水箇所のような所になるんですけれども、平成11年から12年にかけて整備をしまして、これまで平成19年に排水ポンプの交換を1回、そしてそれから5年後、今回になりますけれども、水中ポンプの交換をお願いするものでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に、23ページの同じ土木費で、道路新設改良費ということで、道路施設点検委託、補修修繕工事というふうに記載してございますけれども、これは先ほどもちょっと測量とかという話で説明は受けましたけれども、もう少し具体的な説明をいただきたいと思います。

それから、一般質問からずっと出てきておりますけれども、4ページの河川費ということで、清水川河川改修計画策定委託ということで、約500万円の減額が載っています。これについても伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 道路新設改良費の関係でございますけれども、まず一番最初の550万円、こちらのほうは、道路の性状調査ということで、路面にレーザーを当てて反射することで、道路のへこみぐあいや亀裂を測定するようなものになります。町内主要路線6路線で、両側で約24キロ分を予定しております。

トンネル点検につきましては、西淋寺、岩和田、各2カ所の4カ所のトンネル点検を予定しております。目視、あと打音検査等によりまして点検を行う予定でございます。

舗装修繕につきましては、先ほどの性状調査の中でも特に傷み具合のひどいところを選定しまして、まずはそこを先行して改修をするというような予定でございます。今、予定しておるのが、朝市通り等ができないかなということで検討しております。

それから、河川の予算額でございますけれども、今回、現状調査におきまして、清水川流域の諸課題の整理がかなり出てきたということで、そういった諸課題を整理するとともに、今後の整備におきまして、県との協議等を踏まえたいということで、当初の予定の中では、河道の計画とか事業費の計算を一度にしてしまうような計画でおったんですけれども、そういった協議を踏まえてからのほうが得策だろうということで、それに相当する事業費については先送り

今の対策は、単に上から落ちた、その下の部分にカラーコーンをつけてある。それでここは危ないですよというんだけど、あの一面、消防署の脇に道路があって、そこから通りの入り口というか、ちょっと手前ですね。あの区間のモルタル吹きつけの消防署側のほうが崩落しているんですけど、あの施工は大体同じ、続けて年度の数カ月というか30日以内ぐらいで吹きつけされたてですよ。その部分が崩落したからといって、その部分も危ないんですよなんていったって、そこはまた落ちてくるかもしれない。ほかの部分も落ちる可能性があるんですよ。

だから、歩道を両サイドとめちゃって、ここは危険だから、歩道だけは通らないでくださいと。反対側を通ってくださいと。そういう措置を私はすべきだと思うんだけど、今度見たら、またカラーコーンを横につけただけで、何を考えているのかなと。

この間、あそこが危険だなと。今度はここが落ちたら、別なところでも落ちる可能性があるんですよ、同じ施工時期だから。その原因が何であるかという原因がわかって、そこしか落ちないということであれば、その部分だけ危ないですよといってもいいんですけど、可能性としてはほかにも落ちる可能性がある。これは緊急に点検しなきゃいけないんじゃないかと。そこが一つ落ちるということは、あの面のどこかが落ちる可能性があるんですよ。その予算措置を今回はしていないんですけど、時期的に難しかったのかなと思うんですけど、それを対応したほうがいいと思います。

ぜひとも、先に起こったことだったら、私の一般質問のときも、提出してからその後起こったもので、私の手帳に書いてありますけれども、これは緊急に対応したほうがいいと思いますよ。私も安全という意味で、はっきり対応してください。そういうお金はないんですか。ここをどうしても出して点検しておくということは、本当に町民の生命にかかわることだから、あの落下速度を考えたら、相当の石が下に落ちるわけです。車線のセンターラインの、歩車道というか、わずかに車道側に出てきたんですよ。落ちたものが。だから、そういう対応をしたほうがいいと思いますよ。

絶対にこれをそのままにしておくと、道路管理者の負けですからね。危ないと思ったらとめていいんですよ、道路管理者は。そういう強い権限を持てるんですよ。だから、至急に対応してもらいたいと思っているんですけど、町長どうですか。本当にこれは危ないですよ。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 現場をよく確認して、点検を早くやりたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ございませんか。

8番、小川 征君。

○8番（小川 征君） 8番、小川です。

選挙費のことでちょっとお伺いしたいんですけども、先日、農業委員会の選挙が何十年ぶりに、何年ぶりなのか、お話の中で行われたということでございますけれども、この予算のほうには日にちがなくて載せられなかったと思うんですけども、ちなみに幾らかかったのか、わかれば教えていただいて、わからなければ21日で結構ですけども、とにかくわかれば教えていただきたい。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 概算ですけども、予算では90万円ほど予算を計上してあったと思います。まだ決算が出ていませんですけども、それに近い金額は支出をされるのではないかとということであります。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第27号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

最終日の21日は午前9時から会議を開きますのでご参集願います。

本日の会議はこれにて散会いたします。長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 6時23分）